

88

農林統計時報

昭和八年三月發行

第三號

農林大臣官房統計課

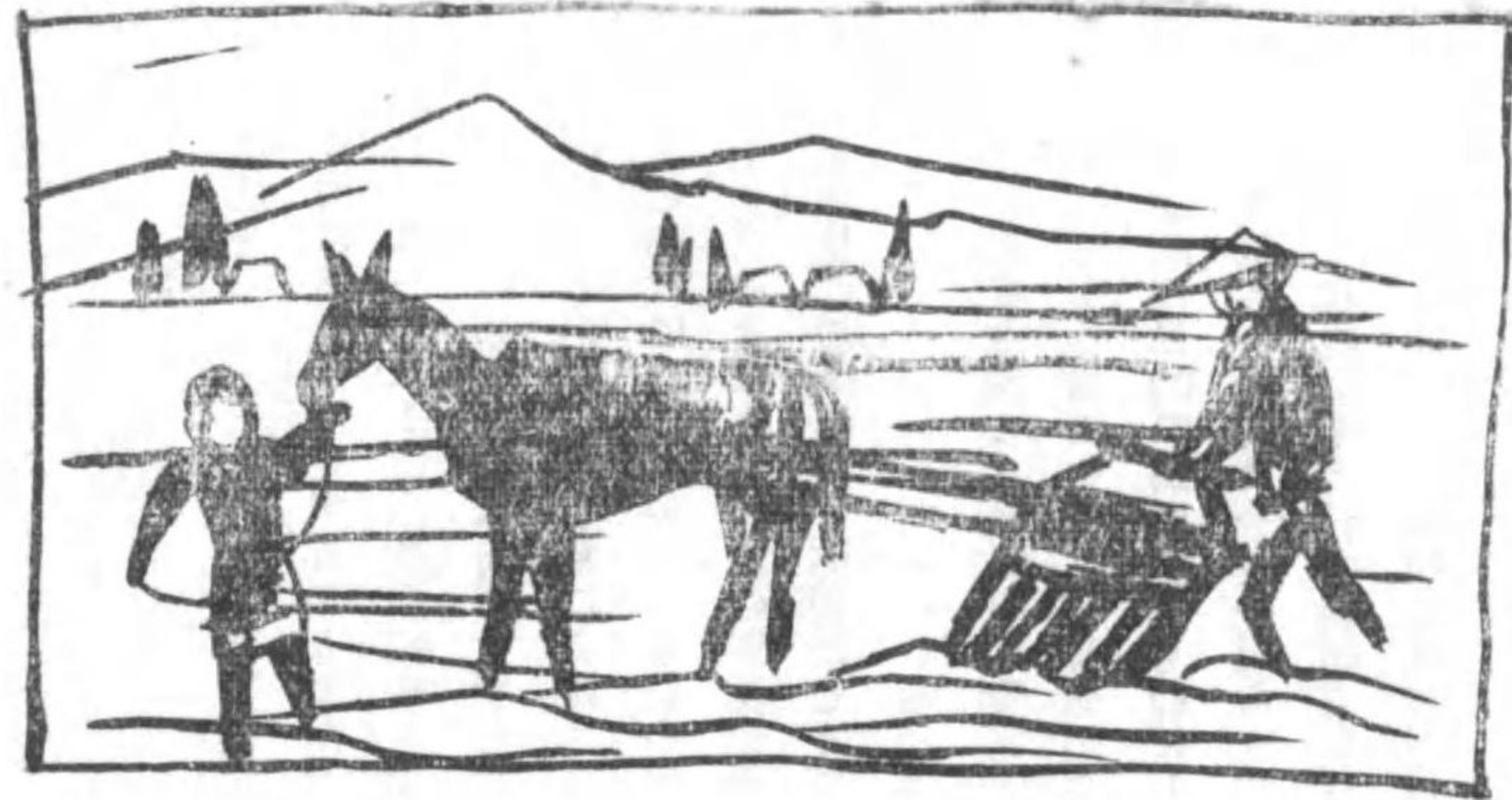


始



目次

所感一東	一
本邦農林水産業の生産指數	二
米價及繭價の暴落と農村の不況	三
統計の原理(上)	六
統計と社會經濟學(下)	一〇
英國に於ける農業統計概要	一三
馬一齊調査概報	一七
最近に於ける農林水産物生産價額増減調	二〇
農林水産物生産價額順位表	二二
農林統計に關する例規	二五
米穀現在高定期調査關係法規及同調査要項	二八
報告期限別農林統計一覽	三〇
地方統計功勞者表彰	三三
統計日誌	三七
重要農林關係統計	三九
寄贈圖書	四一
附錄(地方産業統計關係職員名簿)	四五



所感一束

農林大臣官房統計課長 三須 武男

- 非常時を楔機として、日本農村は再建されなければならない。其の方策は？ 其の資料は？
- 統計は無言ではあるが、然し雄辯に、そして正直に事實を物語つて呉れる。
- 歴史は繰返すと、たゞそれは進化した形をとつて。
- 官府のみが統計の利用者ではあるまい。申告者、被調査者も其の利用者となることに依つてこそ有機的相互依存が出来るのではあるまいか！
- 塵に埋れた部厚な統計書は、あたら寶の持腐れ。
- 就中統計に於ては拙速は何の意味をも持たない。否むしろ有害ですらあるだらう。

本邦農林水産業の生産指數

一 緒 言

生産に之を其の數量と並に之を貨幣價值に換算したる價額との雙方に依りて測定することを得。生産活動の目的が利潤の追究にある以上は生産の結果を價額なる形態に於て觀察することの必要なるは多言を要せざる所なり。さり乍ら國民經濟狀態が生産の數量に支配さるゝ所も亦決して勘しとせざるが故に生産に於ける數量の觀察も亦有用不可缺のものたり。數量は之が測定の單位にすると共に生産物の各單位量の經濟價值も亦甚だしく異なるものなるを以て種類を異にする各種生産物の數量は其の儘之が加算を許さず従つて産業全般の生産數量の變遷を一元的に觀察するが爲には特殊なる加工を施さざるべからず。而して生産指數の作成は此の目的の爲にするものにして其の作成方法には數種の方法あるも夫々一長一短ありて絶対的なるものなし。而して其の生産活動の範圍も農林業等の原始産業は勿論、鑛、工業等可及的全般に亘るを可とするは論なきも茲

二 指數の作成方法

- には先づ農、林、水産業の原始産業に亘るものゝみに就き次の如き方法に依りて其の生産指數を算出したる。
- 1 指數は農産物(畜産物を含む)、水産物、林産物につき各別に作成す。
 - 2 指數の基準年次は大正十四年乃至昭和四年の五ヶ年平均とす。
 - 3 綜合指數は累計平均 (Aggregative mean, Summational) の方法に據れり。

$$P = \frac{P_1 + P_2 + P_3 + \dots + P_n}{n}$$

$$Q = \frac{Q_1 + Q_2 + Q_3 + \dots + Q_n}{n}$$

$$I = \frac{I_1 + I_2 + I_3 + \dots + I_n}{n}$$

$$M = \frac{M_1 + M_2 + M_3 + \dots + M_n}{n}$$

$$A = \frac{A_1 + A_2 + A_3 + \dots + A_n}{n}$$

$$B = \frac{B_1 + B_2 + B_3 + \dots + B_n}{n}$$

$$C = \frac{C_1 + C_2 + C_3 + \dots + C_n}{n}$$

$$D = \frac{D_1 + D_2 + D_3 + \dots + D_n}{n}$$

$$E = \frac{E_1 + E_2 + E_3 + \dots + E_n}{n}$$

$$F = \frac{F_1 + F_2 + F_3 + \dots + F_n}{n}$$

$$G = \frac{G_1 + G_2 + G_3 + \dots + G_n}{n}$$

$$H = \frac{H_1 + H_2 + H_3 + \dots + H_n}{n}$$

$$I = \frac{I_1 + I_2 + I_3 + \dots + I_n}{n}$$

$$J = \frac{J_1 + J_2 + J_3 + \dots + J_n}{n}$$

$$K = \frac{K_1 + K_2 + K_3 + \dots + K_n}{n}$$

$$L = \frac{L_1 + L_2 + L_3 + \dots + L_n}{n}$$

$$M = \frac{M_1 + M_2 + M_3 + \dots + M_n}{n}$$

$$N = \frac{N_1 + N_2 + N_3 + \dots + N_n}{n}$$

$$O = \frac{O_1 + O_2 + O_3 + \dots + O_n}{n}$$

$$P = \frac{P_1 + P_2 + P_3 + \dots + P_n}{n}$$

$$Q = \frac{Q_1 + Q_2 + Q_3 + \dots + Q_n}{n}$$

$$R = \frac{R_1 + R_2 + R_3 + \dots + R_n}{n}$$

$$S = \frac{S_1 + S_2 + S_3 + \dots + S_n}{n}$$

$$T = \frac{T_1 + T_2 + T_3 + \dots + T_n}{n}$$

$$U = \frac{U_1 + U_2 + U_3 + \dots + U_n}{n}$$

$$V = \frac{V_1 + V_2 + V_3 + \dots + V_n}{n}$$

$$W = \frac{W_1 + W_2 + W_3 + \dots + W_n}{n}$$

$$X = \frac{X_1 + X_2 + X_3 + \dots + X_n}{n}$$

$$Y = \frac{Y_1 + Y_2 + Y_3 + \dots + Y_n}{n}$$

$$Z = \frac{Z_1 + Z_2 + Z_3 + \dots + Z_n}{n}$$
 - 4 採用したる品目は原則として大正十四年以降引續き農林省統計表に其の結果數字の掲載さるる生産品全部に亘る。

大正十三年以前に於ては基準年次に比し品目に缺くる所あるを以て當該年次の指數計算に際しては基準年次に於ても其の缺けたる品目を除外し常に各年次の指數は之を基準年次に比すれば其の品目内容を等しくせしめたり。而して各指數の計算に於て品目の減少する事基準年次の總生産額に於て其の八割以下に至る場合は指數を計算せず。

5 指數構成の品目、小分類、中分類次の如し

農産				中分類	小分類	品目
蔬 菜	果 實	荳 菽 類	米 以 外 の 禾 穀 類	米	米	米
				大豆、小豆、豌豆、蠶豆、菜豆、落花	大麦、稗麥、小麥、燕麥、粟、稗、黍、玉蜀黍、蕎麥	大豆、小豆、豌豆、蠶豆、菜豆、落花
				梅、桃、櫻桃、枇杷、梨、苹果、柿、葡萄、柑橘		梅、桃、櫻桃、枇杷、梨、苹果、柿、葡萄、柑橘
				甘藷、馬鈴薯、胡瓜、越瓜、南瓜、西瓜、甜瓜、茄、蕃茄、生大根、燕薯		甘藷、馬鈴薯、胡瓜、越瓜、南瓜、西瓜、甜瓜、茄、蕃茄、生大根、燕薯

農産		畜産	養蠶	耕種
蜜	蜂	山 羊	雞 鴨 鵝 雁	農 工 農 產 物
蜂蜜、蜜蠟	蜂	雞、產卵	鴨、雁	甘藷、漬菜
		生産、屠殺、牛乳		胡蘿蔔、牛蒡、里芋、蓮根、葱、蔥頭、甘藷、漬菜
				茶種、胡麻、大麻、苧麻、亞麻、黃麻、繭、七鳥繭、絲瓜、葉莖、除蟲菊、菊、藜、實棉、柞柳、薄荷、人參、甘蔗、葉煙草、檀、楮、三椏、茶

畜産の小分類に就ては右と異なる見地よりせる左の如き分類をも爲したり

第二表 耕種小分類指數

昭和						大正					
和		元		一〇		九		八		七	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
六五四三	二元	四三二	九八七	六五四三	元	四四四四	四三三三	三三	元	四三三三	三三
年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年
九一〇〇	〇九〇九九	〇九〇〇九	九九九九	八八七八	八七七八	八七七八	八七七八	六七	二二〇一	四三〇六	三〇
九五四四	五五四二三	一八三三〇	八三一九五	五〇四二四	五九二五二	一	一	二八	九二五八	八〇六九九	八一
九九九九	九〇〇八八	〇〇〇一一	一一一一〇	〇〇〇〇〇	〇九八九六	一	一	二五	三二五八	八〇六九九	八一
九一九四	八六一九八	二二四九一	一〇三一四	五一一九二	九一六四七	一	一	二五	九一九四	八六一九八	八一
八〇九九	〇九一二三	三六六六六	六六五五三	五四三三三	三四二	一	一	二	二七四五	四二三一三	三
八七四八	四四一〇六	六一八八六	七六九八六	〇三〇七七	六〇三	一	一	二	八七四八	四四一〇六	三
〇一〇〇	九〇八八七	八五七七六	六七六六七	六六六五五	五五四	一	一	二	五二七六	五五三〇四	三
九四〇六	八七五二七	八六七四〇	七五九四八	七二四〇七	三五	一	一	二	九四〇六	八七五二七	三
〇一〇〇	〇九〇九〇	〇〇〇	九	九九	九九八八	一	一	二	七〇〇二	三八三七〇	三
九二七三	〇三一六二	〇一	八	九五	二二三一	一	一	二	九二七三	〇三一六二	三
〇九九九	〇九〇九九	九九〇九九	〇〇九九	九九八八	九九八	一	一	二	〇九九九	三九二七二	三
一三八九	一六一六八	九七八三一	〇三三八九	六一九八八	〇三三	一	一	二	一三八九	一六一六八	三

九

明治					
年		次		米	
年	年	年	年	年	年
三三三	三二二二二	二二二二二	二一一一一	一一一一一	九八七六
三二一	〇九八七六	五四三二一	〇九八七六	五四三二一	〇
年年年	年年年	年年年	年年年	年年年	年年年
六六七	五六六七六	六六七五六	六六五四五	五五五五四	四四 四六
九六九	五一七〇二	九四二五五	七二七五一	一〇二三二	四一 三〇
七八七	六〇二四七	七二四五〇	三六三六四	六四九三五	七六 六四
一	一	一	一	一	一
〇九〇	八八九九七	八八四六六	八七五六六	六五六五四	一
〇三〇	八六五六四	四〇七七七	一〇三三〇	二三〇二八	一
五六五	四六四二五	一六二九九	二九二四〇	三二九四二	一
九	九	八八	七七七七六	九	八
〇	九	三四	五五四八七	五	九
〇	五	二九	五五一九八	〇	九

八

第三表 畜産小分類指數

年次	小分類 (甲)							小分類 (乙)				
	牛	馬	豚	緬羊	山羊	鶏	鶯	蜜蜂	生産	屠殺	雑産卵	其/他
明治二十七年	40.5	57.4	5.3						61.0	27.7		
二十八年	48.4	62.3	4.8						69.9	33.4		
二十九年	49.8	67.1	6.2						69.7	31.6		
三十年	48.3	67.1	4.8						72.7	35.4		
三十一年	50.4	71.1	5.4						74.9	37.4		
三十二年	56.7	76.6	10.3						79.5	39.6		
三十三年	61.7	74.9	11.0						79.5	44.2		
三十四年	56.0	74.4	12.8						80.2	41.1		
三十五年	56.9	74.4	15.4						81.1	44.1		
三十六年	65.0	75.9	16.0						81.9	47.8		
三十七年	73.6	68.8	14.0						77.2	53.5		
三十八年	58.7	71.6	19.7						61.1	44.8		
三十九年	51.5	83.9	22.4						69.3	40.8		
四〇年	54.4	87.0	27.4						71.3	44.5		
四一年	51.3	85.5	30.3						66.3	41.1		
四二年	61.0	81.1	25.9						81.3	44.4		
四三年	80.1	88.0	27.6						81.9	40.1		
四四年	84.1	88.0	27.6						81.9	40.1		

年次	昭和										大正									
	六年	五年	四年	三年	二年	元年	一四年	一三年	一二年	一一年	一〇年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元年
	110.8	99.8	104.2	103.5	97.3	98.9	97.0	96.1	94.8	93.7	93.3	90.9	85.1	77.1	90.4	100.8	89.0	79.1	86.3	86.6
	114.3	101.3	101.2	103.2	97.3	98.1	99.2	101.2	98.8	96.3	95.0	92.4	92.4	106.7	111.1	101.1	91.7	92.4	92.4	92.2
	107.1	103.5	114.9	99.3	80.7	89.4	115.3	93.1	68.6	75.0	87.2	70.2	59.5	57.6	104.3	104.4	102.6	104.6	104.4	104.4
	133.3	133.3	108.9	101.4	96.4	100.1	93.2	87.7	83.6	63.7	55.9	40.9	33.3	31.7	114.0	161.4	181.5	161.1	161.1	161.1
	118.0	113.3	100.1	111.9	100.5	97.4	81.1	77.0	77.8	68.7	61.8	51.1	59.1	59.4	114.0	151.3	151.7	151.7	151.7	151.7
	147.0	129.1	114.5	111.7	99.0	86.6	81.0	81.1	78.0	63.6	52.2	46.8	38.9	37.3	114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9
	92.3	92.4	99.9	96.1	88.6	89.4	82.6	89.4	84.5	65.1	57.2	46.4	36.8	34.0	114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9
	137.4	138.3	109.0	107.1	104.0	93.5	85.5	85.5	85.2						114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9
	115.2	106.6	103.9	104.4	100.3	95.6	99.5	99.5	99.7	94.3	91.1	84.4	75.4	71.2	114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9
	100.2	92.4	105.5	100.9	89.5	96.7	107.0	99.8	90.4	94.7	85.0	73.2	68.8	70.2	114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9
	111.2	101.0	111.8	110.1	103.1	96.6	87.9	87.9	85.9	77.2	68.7	58.3	57.8	56.6	114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9
	149.4	133.9	125.7	111.8	98.6	86.6	80.5	80.5	77.2	68.7	61.8	51.5	50.0	49.5	114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9
	133.6	111.7	111.6	103.7	99.8	87.7	79.9	79.9	77.3	68.7	61.8	51.5	50.0	49.5	114.0	149.9	149.9	149.9	149.9	149.9

第四表 伐採小分類指數

年次	昭和	大正	明治
年	年	年	年
用材	六五 四三二元 四三二一〇	九八七六五四 三二元	四四四三三 四三二一〇九八
薪炭材	〇〇 〇〇九九九 三一 九五八六〇	九〇八九九 二四五四〇	〇〇九七六 六一一五一
竹材	五〇 一〇九二八 七九九二八	三〇九七九 九三〇一七	六六六六六 四九〇一三
其他	九九 九九九九〇 九七七八四	〇〇二三〇 五七〇七六	八二一九八 四二一三三
其他	五八 九一四八一 一八九三四	三〇九七九 九三〇一七	九〇九九九 七九七四七
其他	九九 〇〇九九九 二〇 〇六八八六	九〇九九九 六一五七九	一一一〇九 九六八三四
其他	一二 七三五〇六 四七四六三	七二〇四四 九三九七五	九九九八八 七六一八九

第五表 沿岸漁業及遠洋漁業小分類指數

年次	明治	昭和	大正	明治
年	年	年	年	年
沿岸漁業	八三・〇 七一・七 六三・〇 六一・八 五四・二 五五・一 五二・四 四八・四 四一・一	三九・一 三一・九 三一・九 三一・九 三一・九 三一・九 三一・九 三一・九 三一・九	五二・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五	六一・六 五八・一 五二・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五 五一・五
遠洋漁業	三三・四 二四・一 一九・二 一六・三 一七・三 一九・七 一六・七 一四・二 二五・七	二一・二 一八・七 一七・三 九・七 六・一 九・七 一一・四 一一・〇 一五・六	四一・五 四二・三 四一・八 四一・五 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八	四一・五 四二・三 四一・八 四一・五 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八
汽船捕鯨	三三・四 二四・一 一九・二 一六・三 一七・三 一九・七 一六・七 一四・二 二五・七	二一・二 一八・七 一七・三 九・七 六・一 九・七 一一・四 一一・〇 一五・六	四一・五 四二・三 四一・八 四一・五 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八	四一・五 四二・三 四一・八 四一・五 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八 四一・八

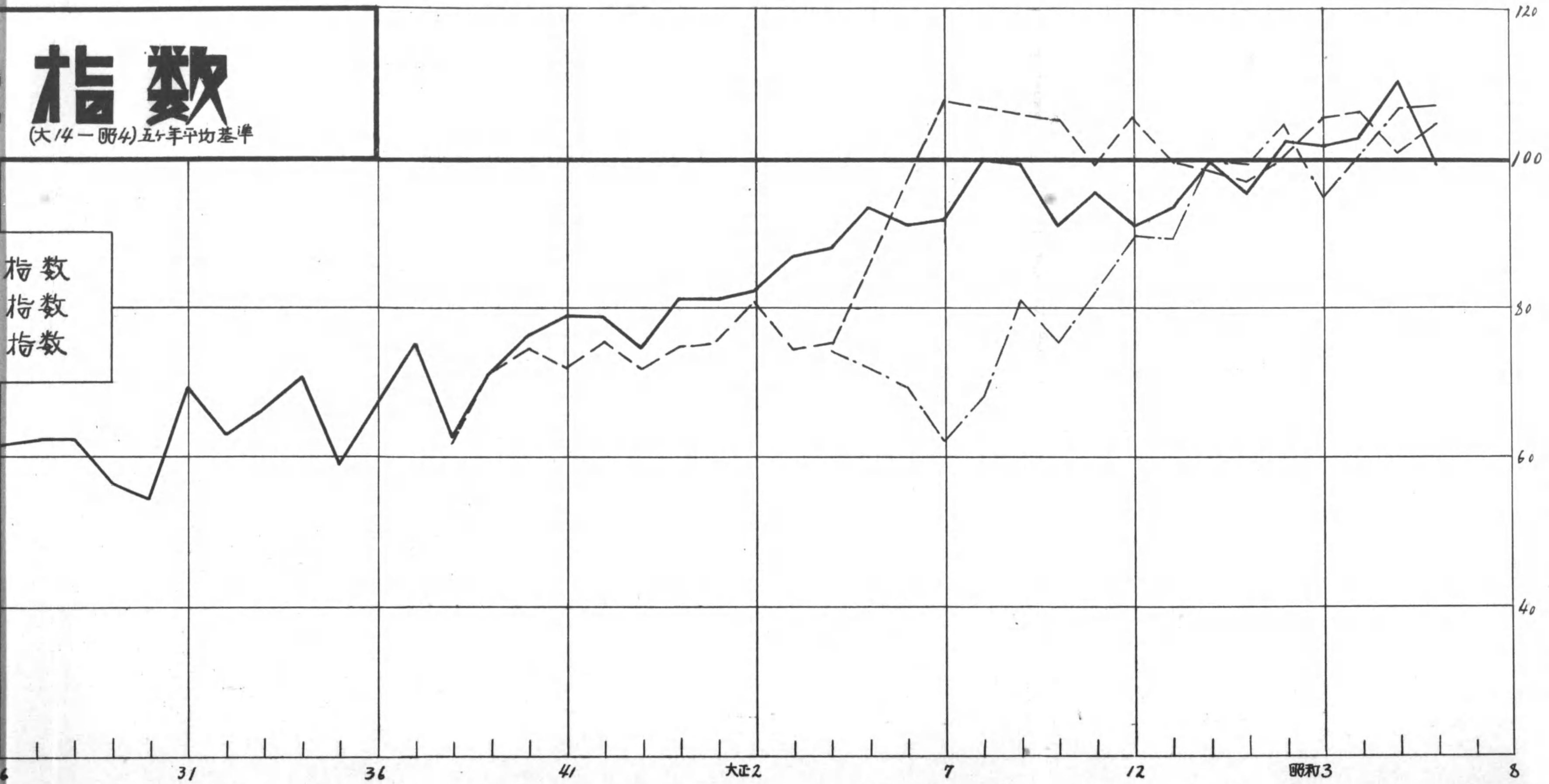


昭和											大正								
六年	五年	四年	三年	二年	元年	一四年	一三年	一二年	一一年	一〇年	九年	八年	七年	六年	五年	四年	三年	二年	元年
一〇九・一	一一三・七	九八・〇	九二・八	一〇一・九	一〇一・〇	一〇二・九	九七・二	九三・一	九一・一	九二・一	一〇六・七	九一・一	八一・八	九〇・六	九五・五	一〇五・〇	八九・八	九二・八	九〇・三
九一・四	一〇三・三	一〇五・八	一〇七・六	一〇二・四	九七・六	八四・七	七八・七	八八・〇	九九・三	九五・七	八四・八	八二・六	七九・九	七六・五	八一・〇	八五・七	七四・三	八一・〇	七六・六
八五・六	八二・六	八五・九	八〇・〇	九五・九	九九・九	一三八・二	九四・六	一三五・八	八九・四	六一・一	七六・〇	五六・七	六〇・一	七八・四	九〇・三	六八・〇	八三・六	八〇・三	七六・六
一〇三・六	一一六・九	八九・〇	八九・八	一八九・九	七六・六	七二・八	六六・〇	六五・二	六九・九	四七・九	四〇・二	五二・六	四五・三	四〇・三	五七・〇	三二・五	二七・一	三四・〇	三五・二
一一一・三	一一〇・二	一〇七・七	九九・九	一〇二・六	一〇三・六	八四・四	七四・七	七〇・六	六四・二	四七・五	四五・九	四四・〇	三〇・〇	三五・五	二〇・八	二〇・五			
一一三・〇	一一七・九	一一七・八	一一二・〇	九六・三	九一・四	八〇・五	七八・五	八〇・五	七六・一	六六・五	三三・七	八・三	八・〇	一四・九	六二・二	八二・四			
七七・五	一〇七・一	九四・二	八六・三	九〇・九	一二四・六	一〇四・一	一〇二・七	九〇・〇	九三・〇	八四・九	七六・九	一〇五・四	一三六・五	八七・〇	一一〇・〇	一三二・〇			

指數

(大14-昭4)五年平均基準

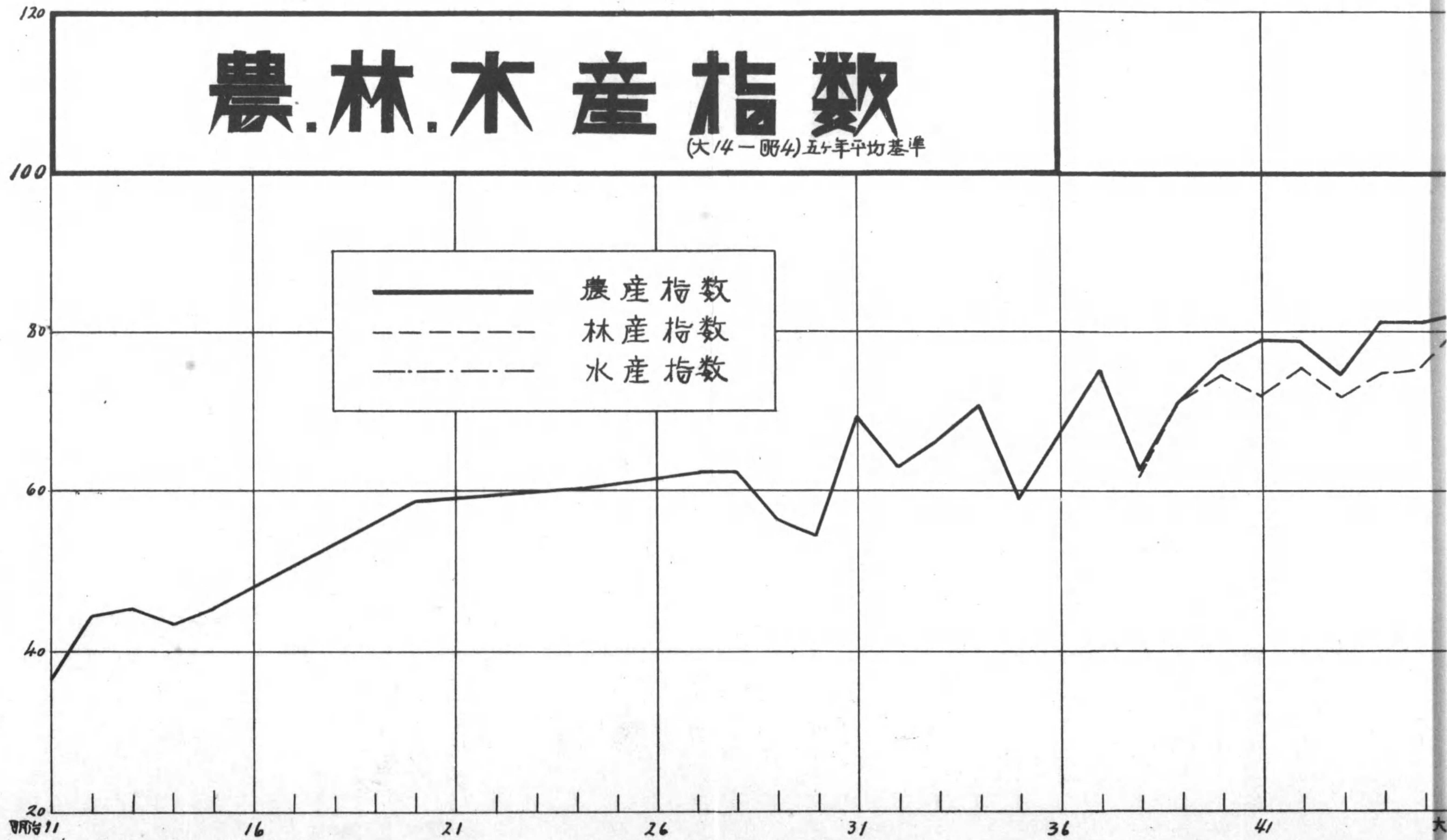
指數
指數
指數



六年	五年	四年
一〇九・二	一一三・七	九八・〇
九一・四	一〇三・三	一〇五・八
八五・六	八二・六	八五・九
一〇三・六	一一六・九	八九・〇
一一一・三	一〇二・二	一〇七・七
一一三・〇	一一七・九	一一七・八
七七・五	一〇七・一	九四・二

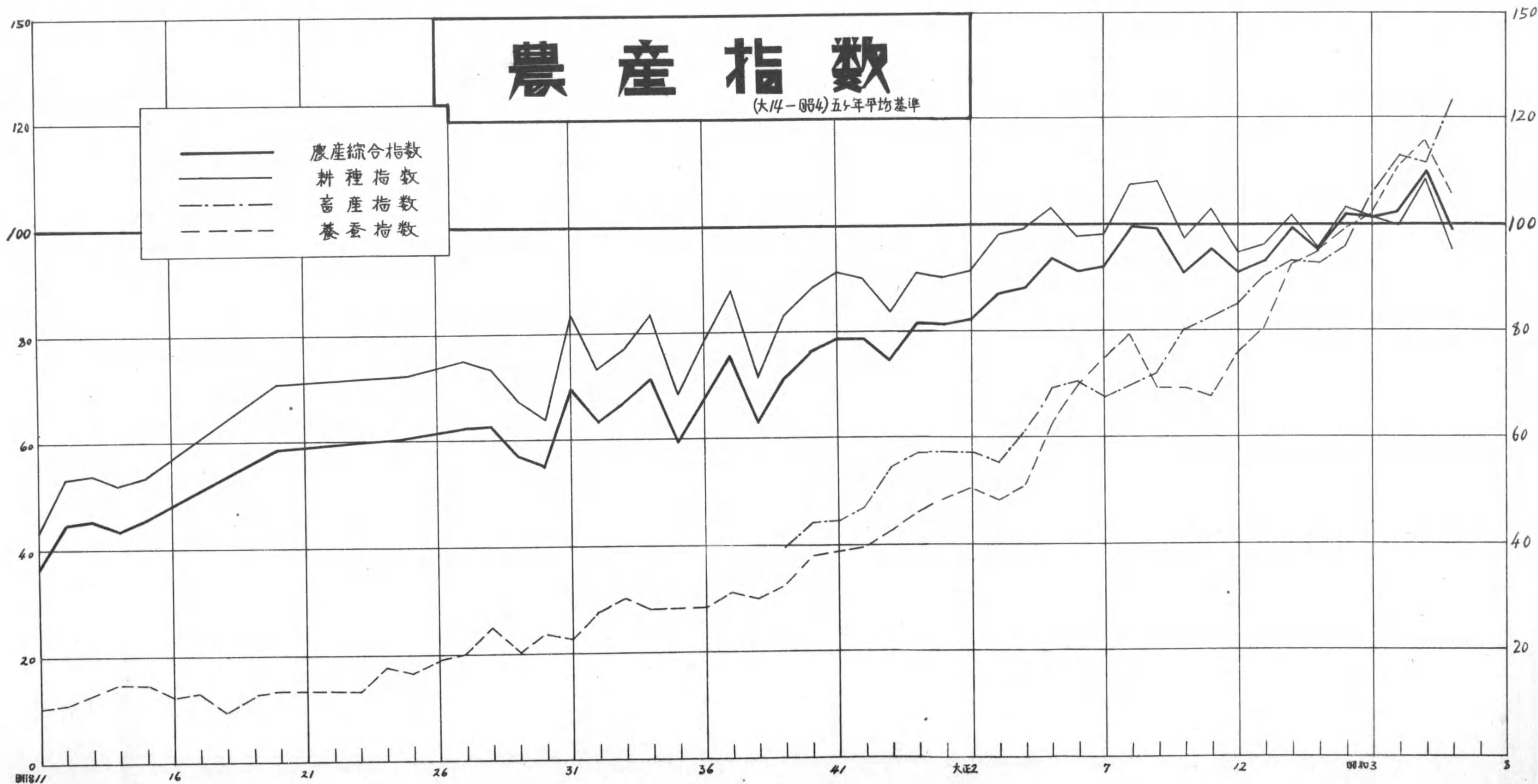
農.林.木產指數

(大14-昭4)五年平均基準



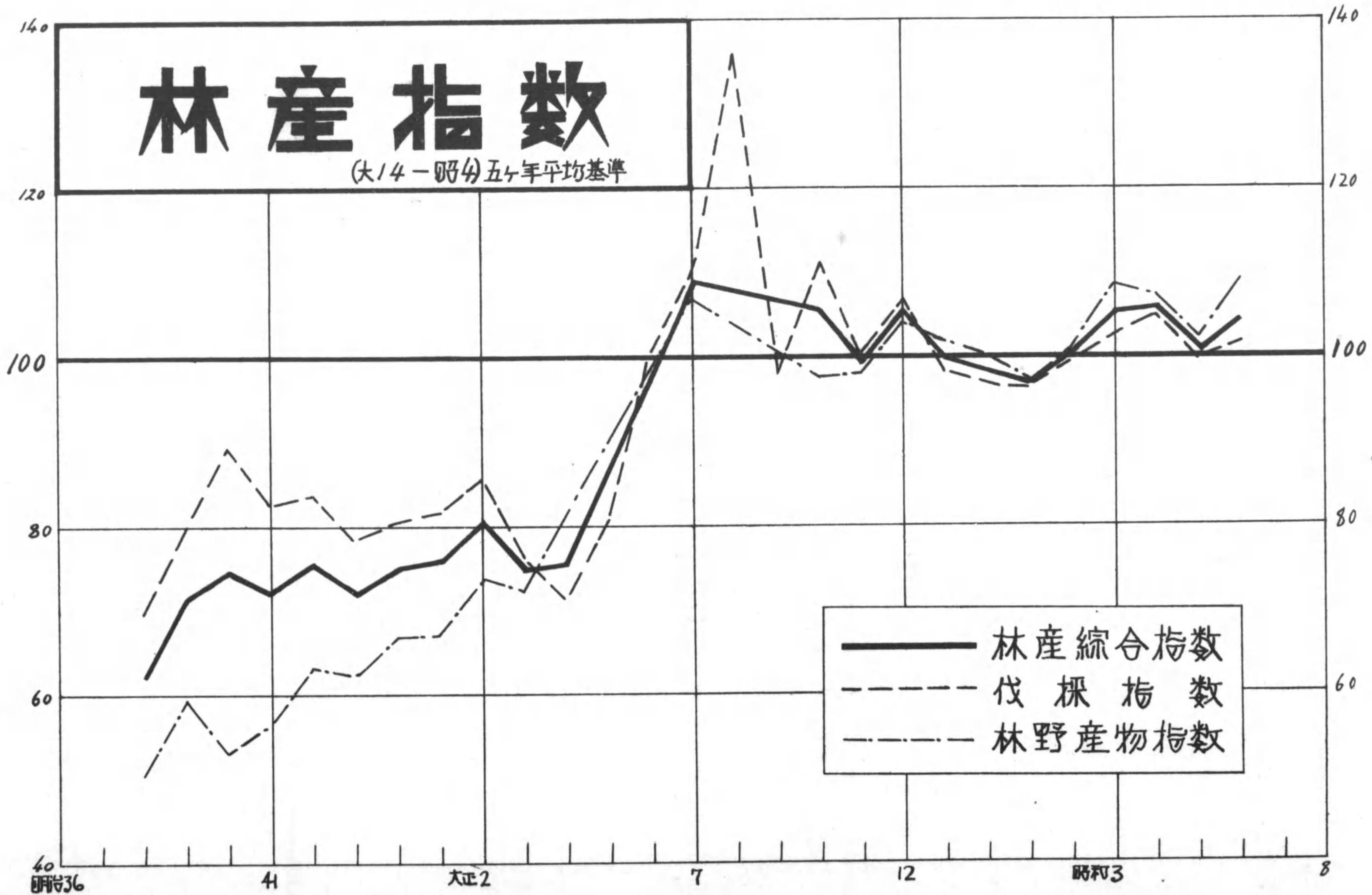
農產指數

(大14-昭4)五年平均基準



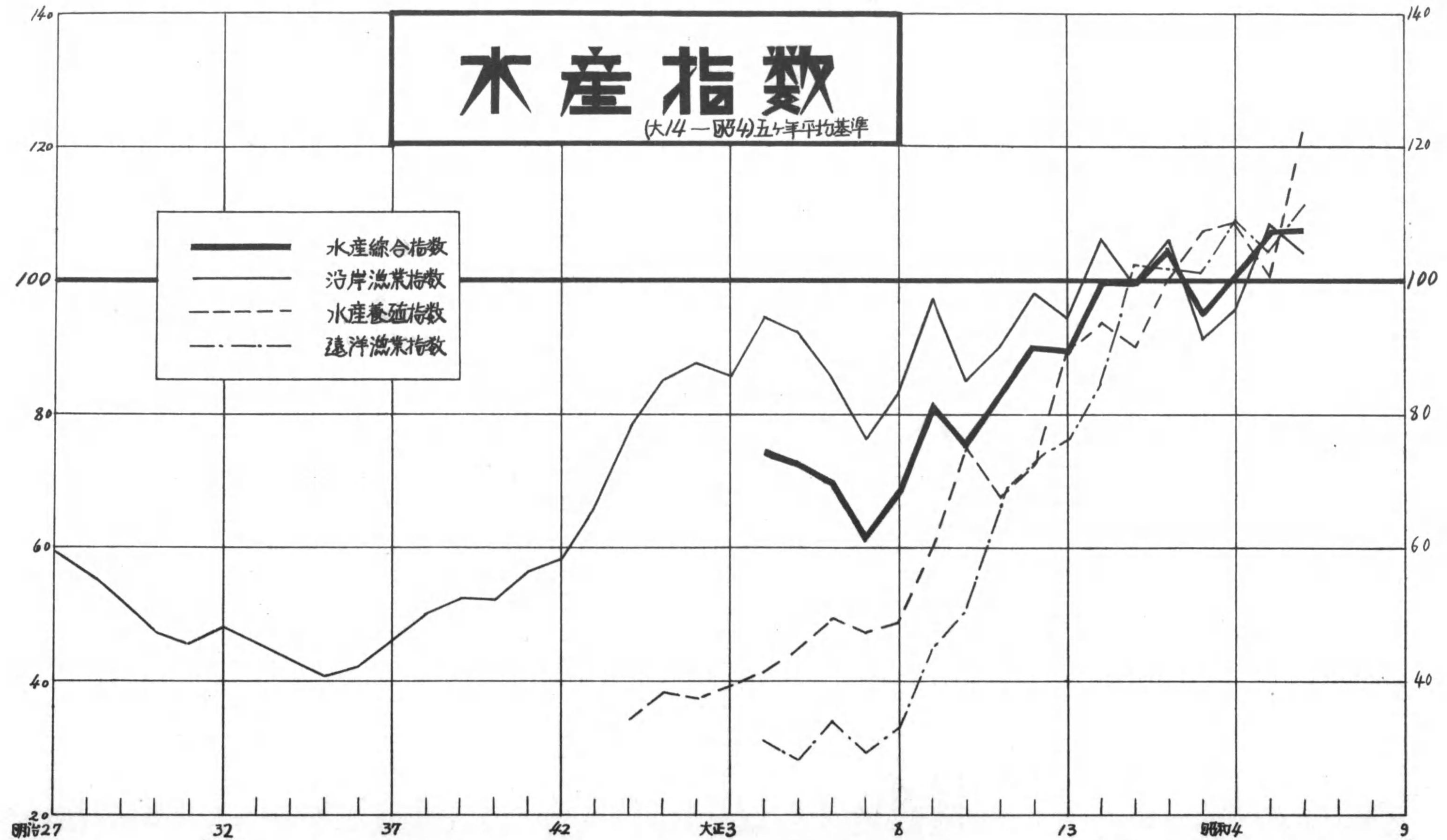
林産指数

(大14-昭4)五年平均基準



水産指數

(大14—昭4)五年平均基準





四 生産指数より観たる昭和六年の農林水産業

(イ) 農産

昭和六年の農産指数は九八・九にして基準年次たる大正十四年乃至昭和四年五ヶ年平均に比し一分一厘の減少を又前年たる昭和五年の一〇・三なりしに比するときは一割三厘の減少となる。

而して之を耕種、養蠶、畜産の三分類指数に於て観るに左表の如く基準年次に比し耕種は四分七厘の減少を示すに對し養蠶は五分九厘、畜産は二割三分八厘の増加を示せり。然れ共之を前年たる昭和五年に比するときは耕種は一割二分五厘養蠶は八分八厘の減少となり畜産は一割七厘の増加となる。

耕種	九五・三	一〇八・九	一割二分五厘減
養蠶	一〇五・九	一一六・一	八分八厘減
畜産	一二三・八	一一一・八	一割七厘増
	昭和六年	昭和五年	昭和五年に比し昭和六年の増減割合

次に耕種の小分類指数を観るに蔬菜の一〇七・九を最高とし荳菽類の八二・八を最低とす。又之を昭和五年に比較するに其の減少せるものは米、荳菽類、果實、蔬菜にして米以外の禾穀類及工藝農産物は共に増加を示すも其の増加率は甚だ微弱なり。

米	九二九	一一二五	一割七分四厘減
禾穀類(米以)	九三九	九二一	二分増
荳菽類	八二八	一〇七七	二割三分一厘減
果實	一〇五九	一一二四	五分八厘減
蔬菜	一〇七九	一一〇二	二分一厘減
工藝農産物	一〇〇一	九九三	八厘増
	昭和六年	昭和五年	昭和五年に比し昭和六年の増減割合

畜産小分類指数に於ては鶏の一四七・〇最高を示し蜜蜂の一三七・四之に次ぐ。而して昭和五年に對する増減割合は次の如し。

牛	一一〇・八	一割一分増
	昭和六年	昭和五年に對する増減割合

馬	豚	綿	山	鷄	鷺	蜜
一〇四・三	一〇七・一	一三三・三	一一八・〇	一四七・〇	九二・三	一三七・四
三分増	三分五厘増	九分一厘増	五分一厘増	一割三分九厘増	一厘減	七分一厘増

畜産の小分類を生産、屠殺、雛、産卵、其の他とすれば最高の指數を有するは産卵の一四九・四にして之に次ぐは其の他の一三一・六、而して何れも昭和五年に比すれば増加を示せり。

生	屠	雛	産	其
一五五・二	一〇〇・二	一一一・二	一四九・四	一三一・六
八分一厘増	八分四厘増	二割増	一割三分三厘増	八分一厘増

(ロ) 林産

林産指數は一〇四・六にして之を前年の一〇〇・五に比するときは四分一厘の増加なり。而して伐採は一〇一・七林野産物は一〇八・七にして之を前年に比するときは伐採は二分二厘の、林野産物は六分六厘の増加なり。伐採を用材、薪炭材、竹材に分ちて見れば用材一〇三・五にして最高を示し薪炭材九九・五にして之に次ぎ竹材は九二・一なり、而して三者何れも昭和五年に比するときは増加しおれり。

用	薪	竹
材	炭	材
一〇三・五	九九・五	九二・一
二分五厘増	一分七厘増	二分一厘増

(ハ) 水産

水産綜合指數は一〇七・三にして之を昭和五年に比するときは四厘の増加となる。而して水産養殖は一二三・〇遠洋漁業は一一一・〇にして前年に比し夫々二割二分四厘、六分三厘の増加なるも沿岸漁業は一〇四・四にして前年に

比し三分八厘の減少を示せり。

遠洋漁業に於ては内地沖合一・一・三にして前年に比し八分九厘の増加を示せるも汽船トロール、汽船捕鯨は夫々一一三・〇、七七・五にして前年に比し四分二厘、二割七分六厘の減少を示せり。

沿岸漁業に於ては前年に比し増加したるは其の他の水産

動物のみにして他は減少を示せり。

魚類	貝類	其他動物類	藻類
〇九・一	九一・四	八五・六	一〇三・六
一一三・七	一〇三・三	八二・六	一一六・九
四分減	一割一分五厘減	三分六厘増	一割一分四厘減

米價及繭價の暴落と農村の不況

世界大戦に因るアフリカ、アメリカ、アジア、オセアニアに於ける新開諸國の農業の著しき擴張及戦後諸國に於ける經濟秩序の恢復と經濟的國家主義の勃興とに伴ふ農業の振興とは、相俟つて最近世界の農業生産の著しき増加を來すに至り、殊に昭和五年に於ては好適なる天候に恵まれ實に未曾有の記録を示した。而して此の世界的増産が却つて農産物價格の慘落を齎らし今日の世界的農業恐慌の導火線となつたと稱せられる。

我國に於ても最近數箇年に亘り米、繭を始め殆んど總ての重要農産物の生産が増加し殊に昭和五年に於ては實に未曾有の増加を來し、豊作に基く過剰生産は經濟界の不況殊に昭和五年一月實施せられたる金解禁に因る物價低落の一般的原因と相俟つて遂に農産物價格を慘落せしむるに至つた。而して昭和六年に於ては米の生産量は最近十箇年間に於て最も少く僅かに五百五十餘萬石に過ぎず、昭和五年に比し一割七分の減少を示し、又繭に於ても幾分限産が實行せられ、其の生産

量は九千七百萬貫にして昭和五年に比すれば殆んど一割の減少を示して居るにも拘らず、米價、繭價は尙恢復するに至らず却つて益々暴落し、其の他總ての農産物價格亦慘落するに至つた。而して農産物價格暴落の結果は我國に於ける農業生産價額を激減せしむるに至つた。

即ち最近十箇年間に於ける農産物生産價額の趨勢を見れば、第一表及第二表に示せるが如く昭和に入りてより漸減傾向を示し昭和五年及六年は著しく減少して居る。尙又昭和五年及六年の昭和二年より同四年迄の三箇年平均に對する減少額を第三表につき見るに、昭和五年に於ては米は五億四千三百萬圓(三割三分)繭は二億六千四百萬圓(四割六分)の減少にして農業生産總價額に於て十億六千六百萬圓(三割一分)の減少となつて居る。昭和六年に於ては其の減少は更に甚だしく米に於ては七億四千八百萬圓(四割五分)繭に於ては二億九千二百萬圓(五割二分)の減少を示し、總價額に於て實に十四億四千五百萬圓(四割三分)の減少を示して居る。而して米及繭に於ける減少額の農業生産總價額に於ける減少額に對する比率を見れば前者は五〇%乃至五二%、後者は二五%乃至二〇

%にして兩者の減少額が農業生産減少價額の殆んど七五%を占めて居るのである。

我國農家經濟上最も重要な地位を占むる米、繭の生産價額が斯くの如く著しく減少せることに依り、我國農家が大打撃を蒙り異常なる苦境に陥つたことは改めて言ふ迄もない。

次に米、繭、麥或は果實を主として生産せる地方の農業生産價額を對比して見やう。即ち左に示す代表の縣につき農業生産價額を計算し更に農家一戸當の農業生産價額を計算した。

米を主として生産せる地方	新潟縣
繭を主として生産せる地方	長野縣
麥を主として生産せる地方	茨城縣
果實を主として生産せる地方	和歌山縣

右の當該縣に於ける米、繭、麥或は果實の生産は他府縣に於ける夫々の農産物の生産に比し、絶對的に或は相對的に多く、従つて右四種の農産物夫々の生産は各當該縣に於て農業生産上最も重要な地位を占めて居る。尙右代表縣に於ける米、繭、麥又は果實の農業生産總價額に對する比率を見れば第四表に示す如くにして米の全國に於ける生産價額は農業生産

第一表 農業生産價額

種別	米	麥	其の他ノ食用農産物	果實	蔬菜及花卉	工藝農産物	製茶	糞肥用作物及畜類	農産關係品	繭	畜産物	總價額
大正 11	1,621,914	260,421	244,641	78,997	979,161	129,053	34,198	36,856	—	585,576	94,775	3,357,896
12	1,771,691	218,782	261,008	76,157	969,190	119,783	35,789	38,976	—	600,404	99,557	3,541,337
13	2,214,429	255,500	289,186	81,578	975,528	130,476	34,020	44,312	—	551,680	99,474	3,967,183
14	2,133,768	370,812	286,815	79,235	974,258	130,654	36,438	49,670	—	824,256	99,827	4,285,793
昭和 1	1,836,222	301,616	238,824	77,130	951,715	114,375	33,074	51,193	—	661,454	103,963	3,703,320
2	1,764,337	274,247	227,714	76,143	948,933	111,167	31,125	38,962	43,754	496,933	111,058	3,424,375
3	1,633,009	276,558	225,317	83,460	956,106	117,167	32,633	38,576	41,745	551,679	115,608	3,369,859
4	1,584,730	271,099	198,951	79,769	955,432	109,961	30,472	35,863	41,207	655,000	118,441	3,380,925
5	1,117,952	203,259	151,806	69,901	191,207	90,180	24,198	34,936	31,414	304,213	106,940	2,326,006
6	913,182	155,570	128,637	61,261	167,631	77,131	18,871	25,724	26,412	275,556	96,625	1,946,600

備考 (1) 資料は農林省統計表に依る

(2) 農産關係副業品中には蠶繭及蠶製品を、畜産物中には牛乳、鶏卵、産卵、蜂蜜及蜜類を含む

第二表 農業生産額指数 (自大正十一年三箇年平均基準
至大正十三年)

	米	麦	其ノ他ノ食用農産物	果實	蔬菜及花卉	工業農産物	製茶	緑肥作物及苗類	農産關係品	繭	畜産物	總價額
大正												
11	87	106	95	100	100	102	99	92	—	98	97	93
12	95	89	97	97	99	95	103	97	—	110	102	98
13	118	104	108	103	101	103	98	111	—	92	102	110
14	114	151	111	100	101	103	105	124	—	138	102	118
昭和												
1	98	123	88	98	92	90	95	128	102	110	106	102
2	94	112	88	96	91	88	90	97	102	83	113	95
3	87	113	87	106	94	93	94	91	97	92	118	93
4	85	111	77	101	94	87	88	90	96	109	121	93
5	60	83	59	89	70	71	70	87	73	51	109	64
6	49	64	50	78	62	61	54	64	61	46	99	54

備考 農産關係副業品の指数の基準は昭和元年より同三年迄の三箇年平均とす

總價額の四九%であるに對し、新潟縣に於ては其の管内に於ける米の生産額は農業生産總價額の七四%を占め、茨城縣の四六%、和歌山縣の四四%、長野縣の三一%に比すれば更に大なる比率を示して居る。

又繭の全國に於ける生産額は農業生産總價額の一六%であるに對し、長野縣に於ては其の管内に於ける繭の生産額は農業生産總價額の五〇%を占め、和歌山縣の一九%、茨城縣の一四%、新潟縣の七%に比すれば更に大なる比率を示して居る。

又麥の全國に於ける生産額は農業生産總價額の八%であるに對し、茨城縣に於ては其の管内に於ける麥の生産額は農業生産總價額の二四%を占め、和歌山縣の六%、長野縣の三%、新潟縣の一%に比すれば更に大なる比率を示して居る。

又果實の全國に於ける生産額は農業生産總價額の三%であるに對し、和歌山縣に於ては其の管内に於ける果實の生産額は農業生産總價額の二六%を占め、新潟縣、長野縣の二%、茨城縣の一%に比し頗る大なる比率を示せるを以て夫々代表縣として選擇したのである。

第三表 農業生産減少額

種別	昭和二年乃至四年			昭和五年			昭和六年			昭和二年乃至四年三箇年平均 =對スル昭和五年ノ増減			昭和二年乃至四年三箇年平均 =對スル昭和六年ノ増減		
	生産額	總價額	減少額	生産額	總價額	減少額	生産額	總價額	減少額	割合	割合	割合	割合	割合	
米	1,660,692	1,117,952	542,740	2,082,959	1,555,570	707,709	1,945,670	1,445,121	747,510	32.7	37.4	45.0			
麦	273,968	208,259	70,709	151,806	128,637	23,521	155,570	118,398	118,398	25.8	30.1	43.2			
其ノ他ノ食用農産物	217,327	151,806	65,521	69,901	61,261	9,890	128,637	88,690	88,690	30.1	30.1	40.8			
果實	79,791	69,901	9,890	191,207	167,631	23,576	61,261	18,530	18,530	12.4	12.4	22.2			
蔬菜及花卉	233,492	191,207	42,285	90,180	77,131	13,049	167,631	82,861	82,861	24.6	24.6	33.9			
工業農産物	112,765	90,180	22,585	37,134	34,936	2,198	112,765	56,634	56,634	20.0	20.0	31.6			
製茶	31,410	24,198	7,212	31,414	26,412	5,002	31,410	11,410	11,410	5.9	5.9	30.7			
緑肥作物及苗類	42,285	34,936	7,349	42,285	36,412	5,873	42,285	15,823	15,823	25.6	25.6	37.5			
農産關係品	567,871	304,313	263,558	104,940	96,625	8,096	567,871	292,315	292,315	46.4	46.4	51.5			
繭	115,036	104,940	10,096	104,940	96,625	8,096	115,036	18,411	18,411	7.0	7.0	16.0			
畜産物	3,391,721	2,326,006	1,065,715	3,391,721	1,945,670	1,445,715	3,391,721	1,445,121	1,445,121	31.4	31.4	42.6			
合計															

備考 資料は農林省統計表に依る

第五表 代表縣に於ける農業生産總價額

		新 潟		長 野		茨 城		和 歌 山		全 國	
		千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
大正	11	102,941	143,573	100,822	39,623	3,357,896					
	12	123,644	150,641	131,541	39,369	3,541,336					
	13	152,529	154,595	131,621	45,424	3,967,183					
	14	147,049	138,723	152,564	50,070	4,285,793					
昭和	1	116,207	149,683	130,724	41,287	3,703,320					
	2	120,093	105,914	126,066	40,829	3,424,375					
	3	114,248	115,380	117,234	39,194	3,369,859					
	4	111,865	139,230	101,177	41,991	3,380,925					
	5	74,156	73,377	79,171	29,096	2,326,006					
	6	67,338	66,660	69,554	25,499	1,946,600					

備考 資料は農林省統計表に依る

第六表 農家一戸當農業生産總價額

		新 潟		長 野		茨 城		和 歌 山		全 國 平 均	
		實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
大正	11	523	82	695	96	567	84	505	95	617	93
	12	624	98	733	101	731	108	504	95	651	98
	13	767	120	754	104	728	108	586	110	717	108
	14	730	114	916	126	838	124	651	122	772	117
昭和	1	580	91	729	100	713	106	533	100	667	101
	2	600	94	518	71	685	102	526	99	616	93
	3	567	89	568	78	636	94	499	94	604	91
	4	553	87	634	94	548	81	535	101	606	92
	5	364	57	358	49	426	63	371	70	415	63
	6	328	51	324	45	373	55	322	61	348	53

備考 (1) 資料は農林省統計表に依る、但昭和六年全國の農家戸數は調査未了の爲昭和五年の分を採用す

(2) 指數は大正十一年より同十三年迄の三箇年平均基準とす

第四表 代表縣に於ける米、麥、繭及果實の生産價額の當該各縣に於ける農業生産總價額に對する比率
(自昭和二年至昭和六年五箇年平均)

	新 潟		長 野		茨 城		和 歌 山		全 國	
	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率	實數	比率
總價額	97,540	100%	100,112	100%	98,641	100%	35,322	100%	2,859,552	100%
米	72,049	74	30,682	31	45,396	46	15,657	44	1,402,642	49
麥	716	1	3,397	3	13,475	14	2,142	6	236,146	8
繭	6,959	7	50,429	50	13,792	14	6,644	19	456,676	16
果實	1,312	2	1,567	2	927	1	5,656	16	74,107	3
其ノ他	16,004	16	14,037	14	25,051	25	5,223	15	719,981	24

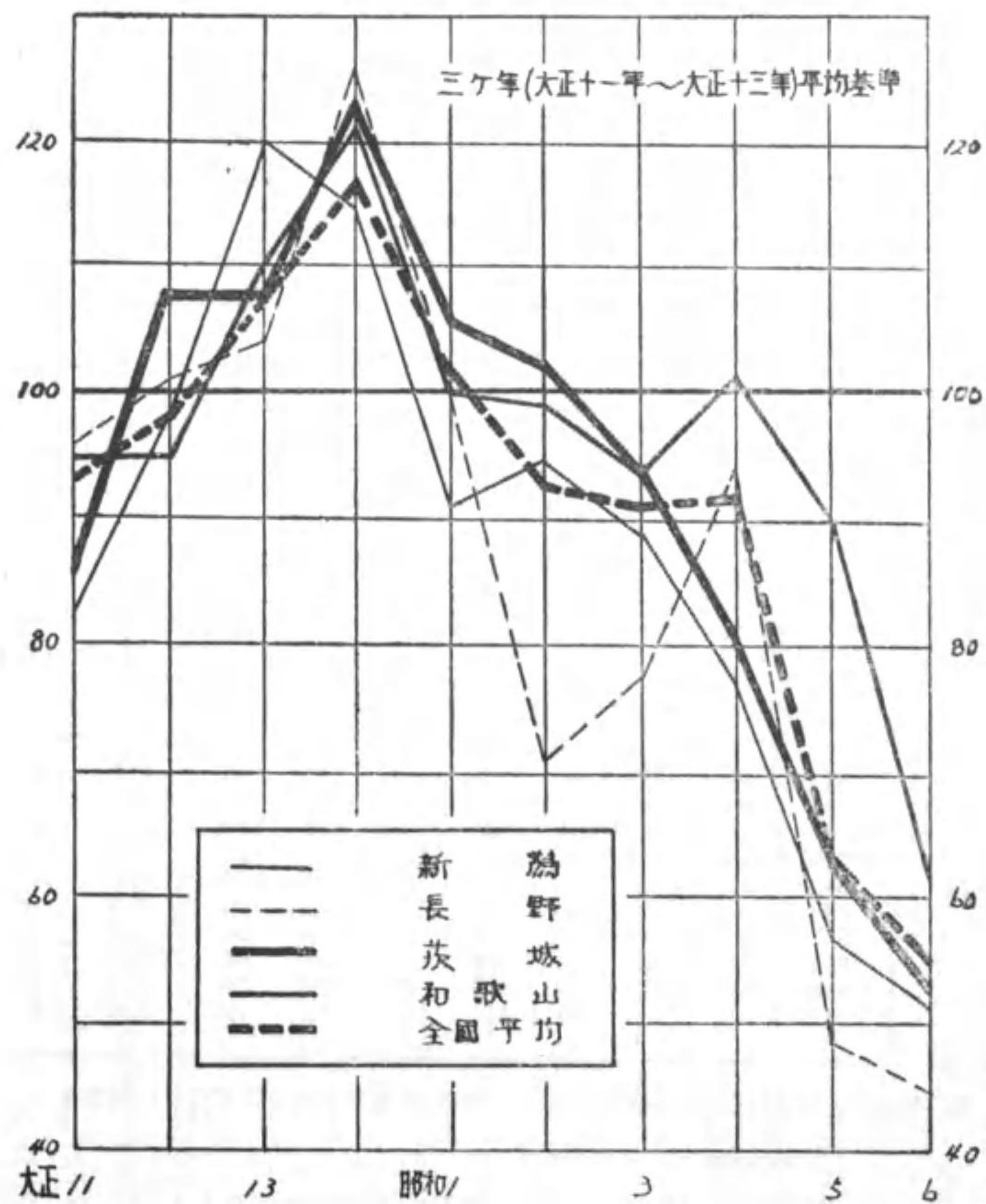
備考 資料は農林省統計表に依る

代表各縣に於ける農業生産總價額及農家一戸當農業生産價額は第五表及第六表に示す如くである。即ち農家一戸當生産價額は大正十四年より昭和四年迄の五箇年平均を見れば全國平均は六百五十三圓であるに對し、茨城縣が最高で六百八十四圓、次いで長野縣が六百八十三圓、新潟縣は六百六圓而して和歌山縣が五百四十九圓であるが何れに於ても大正十三、四年以後漸減の傾向を示し、殊に昭和五年及六年に於ては著しく減少して居る。

即ち全國平均に於て七百七十二圓より三百四十八圓へ減少して居るに對し、新潟縣に於ては七百六十七圓より三百二十八圓へ、長野縣に於ては九百十六圓より三百二十四圓へ、茨城縣に於ては八百三十八圓より三百七十一圓へ、又和歌山縣に於ては六百五十一圓より三百二十二圓へと何れも半額以下に減少して居る。

勿論右の農家一戸當農業生産價額は眞實なる農家収入を示すものではなく其の減少價額亦眞實なる収入減を示すものではない。従つて其の金額を以て各縣に於ける農家經濟の如何を嚴密に比較することは勿論不可能であるが、其の減少の傾

農家一戸當 農産價額指数



向を比較することに依り其の不況に依る打撃の大勢を窺ふことが出来やう。即ち其の減少程度を圖表について見れば長野

縣、新潟縣、茨城縣、和歌山縣の順序で其の減少が大であつて米を主として生産せる新潟縣及蕪を主として生産せる長野縣に於ける減少が、麥を主として生産せる茨城縣及果實を主として生産せる和歌山縣に比し著しきことが明かである。

従つて右の結果のみより觀れば、今日の農産物價格下落に因る農村の不況は米、蕪の生産地方に甚だしく麥、果實の生産地方に緩慢であると言ふことが出来る。

然しながら米、蕪は我國に於ては全國一般的に生産せられ全國各縣を通じて重要な地位を占むる農産物なるを以て、各縣農村一様に米價蕪價の暴落に悩んで居ることは勿論であり、全國農家經濟逼迫の如何に甚だしきかは想像に難くないのである。

世界農業センサス消息

萬國農事協會の報告に依れば、一九三〇年世界農業センサスに参加したる國は、總數六十二ヶ國にして、之を地域的に見ればヨーロッパ二十二ヶ國、北アメリカ四ヶ國、中央アメリカ八ヶ國、南アメリカ五ヶ國、アジア六ヶ國、アフリカ十一ヶ國、オセアニア六ヶ國にして、之等センサス參加國の面積及人口總數は全世界の面積及人口の過半を占め、若し支那及ソ聯邦を除くれば實に世界面積の三分の二に及ぶ。右の内實際センサスを實施したる國は四十四ヶ國にして爾餘の國は國民の文化程度、財政その他の事情に依り尙ほアンケート調査を行ひ又は最初豫定したるセンサス範圍の一部を實施したるに過ぎざりき。

而して萬國農事協會に於ては一九三〇年の第拾回總會に於てセンサス結果の蒐集、編纂及公表に關し種々決議する所ありしも、其の後協會の財政状態は豫定通り事務進行を許さざるものあり、一九三二年第拾壹回總會に於ては「農業センサスが根本的に重要なに鑑みセンサス結果の出來得る限り速なる公表を確保するに付必要なる財源を得る爲め極力努力すべき」旨の決議を見たるに過ぎざりき。

統計の原理(上)

二六

本編は Allgemeine Statistisches Archiv, Bd. 51, Heft 2 中に掲げられたる
Dr. Arnold Schwarz: Philosophie der Statistik を譯述するの譯文である。

法理學が法律の本質及發生の研究を目的とする如く統計哲學は統計の基礎の研究を目的とする。然しながら此の點に關しては今日尙余り論ぜられて居ない。此處に試みやうとするところは極めて狭い範圍に於ける檢討に過ぎないが讀者にして其の不完全なることを寛恕せらるれば幸甚である。

一 計算の發見

數は遅く啖く文化の華である。計算の技術は多くの人間精神の偉大なる表現と同じ様に徐々に然しながら確實に發展したものである。其の起原は漠として時の夜の幕の中に没して居る。若し吾人が今日尙其の起原を觀察し得ぬならば之を推測するも無益であらう。

我が文明社會にとつて幸なことには文明世界と全く交渉のない民族が今日尙存在して居るのである。吾人は斯くの如き

諸民族より多くの事柄を學ぶことが出来やう。彼等は其の習慣及觀念、考察及技術に於て全く文明人の影響を受けて居ないからである。オーストラリアのブッシュネーガーは今日尙石器時代に於ける吾人の祖先の如く槍の先を鍛えて居る。彼等は其の材料として燧石のみならず、ビール壘の底或は磚子をも使用して居る。英國博物館の蒐集品中に於ても斯かる物の破片が見られる。

勿論非物質的原始文化の状態に就いて何物かを博物館の中に残さうとしても其れは不可能である。精々古代の習慣及迷信の中に石器時代の人類の頭蓋骨の下に存在した多くの觀念が尙殘存するに過ぎない。故に最近靈的原始的神を尙固執せしめて居る總てのもの(物語、傳説、習慣、宗教的觀念、風俗、技術的考察)が近世の人類學に依り整理されて居ることは非常に喜ぶべきことである。

計算も亦人類學に依り研究されて居る。有名なる社會學者

タインヴァールドは有史以前の歴史に關する百科全書の最近發行された最終卷に於て一般の興味に値する多くの事柄を報告して居る。

今日尙文字通り三つを數へ得ない民族が存在して居る。ク、ブッシュネーガーは二つまで數へ次の三つに對して「*oro*」と言ふ。「ガオ」とは「殺す」を意味し彼等の統計的運算をこれ以上繼續することに對する極度の嫌厭を明確に現す爲斯く言ふのである。ベルグデューマの他の血族は數へ終る時使用する拇指を「平和な人」と言ふ。これは困難な計算業務の終了の喜びを示す爲である。

古代埃及人は多數のものを現すのに省約的方法を使用した。即ち一つ星は天の神を意味し、二つ星は複數の神を、更に三つ星は天の總ての星を意味した。又埃及の過去帳の中で天の渡守が自分の手を數へ得ぬ者は「光輝ある神」(オシリス?)の處へ渡さなさいと言つたことより見れば、彼等の中に既に新技術への注意が動きかけて居つたことは明かである。

何人も知れる如く指は十進法の計算の道具として役立つ。何故ならば絲結び、莎藪の葉脈等の如き記憶媒介物及記號の

著しい普及が證明する如く計算は最初感覺的對象に向けられたからである。カリフォルニアのユキ族は十進法は知らないが最高の數として百の代りに六十四を數へる八進法を知つて居る。彼等は如何にして八進法を思ひ付いたか。彼等は指を數へない。計算に際し二本の指の間に二本の小さい棒を挟み、其の二本の指の間隙を數へる。彼等は僅か三つの數字のみで計算を完全に行ひ得る。

大抵の原始民族には二、三、四及五の單位を越えないで精々此等の單位の數倍よりなれるに過ぎない極めて僅かな數の概念で事足りるのである。然し不思議にも諸民族は諸種の對象に應じて全く異つた數列を持つて居る。其れは彼等が未だ明かに數の眞の概念を持つて居ないからである。マインシャル群島のナウル族に就き報告せられて居る所に依れば、彼等は生物即ち人類、魚類、鳥類、植物に對して各別々の數列を持つて居る。即ちトルツク島で使用されて居る數の概念は五十種にも及んで居る。即ち箱に對し、山に對し、生物に對し、尖つた物、屋根形の葉、螺絲等々に對するが如くである。

勿論斯くの如き數列は餘り長くはない。「元來無限の或は

非常に大量の概念は存在しない。何故ならば其の概念に對し必要な實際生活の前提がないからである」とターンヴァルドは言つて居る。彼は土人と共に豚を數へたのであるが土人達は八十頭以上の豚は居つたことがないから其れ以上數へる概念を有しないと彼に説明した。正確なる時間の變化及其の規則的循環の正しい觀察は時間を測定せずとも可能である。其れは恰も數の概念なき場合に於て評價及計算が存すると同じである。エルンスト、マツハも亦小兒に就き同様のことを觀察して居る。

一體文明人にとつても計算過程はさう明瞭なものではない。ヘルムホルツは計算及測定を基礎的研究の對象として居る。本來數字は任意に選ばれたる符牒の一序列として事物を觀察するものである。之に依つて其の系列が法則的なもの自然的なものとして吾人の前に判然として來るのである。従つて吾々は數を極めて自然的なものとして見る。何故ならば數は一定の物を數へる場合に順次に數へられた群に與へられるからである。其の際數は吾人の頭の中に打込まれた順序で呼ばれる。然し此の順序は決して自然的ではなく言葉に依り固

定された人為的規範である。數其れ自體の計算即ち加法も亦同様に明かな過程ではない。先づグラスマンは一八四八年に結合の法則 $(a+b)+c=a+(b+c)$ を確立したが此の法則は加法過程の轉置性を可能として確立されたものである。

吾人が計算と言つて居る仕事は一見非常に簡單に見えるが其の理論は非常に六ヶしく實に不可解なものである。ミルは總ての數は物であると説明する爲、又ゼームスは之を否定する爲非常に此の理論を研究した。計算の諸種の概念決定に關するアリストートル時代よりエルサレム時代までの計算理論は今尙不明である。

計算の技術を仕事としつゝもこれに就いて深く考察せざる統計家は愛すべきものである。彼等は皆自分のやつたことに非常な價値を認めて居る。然し今日世界に於て非常に廣い領域を有する此の統計事業も決して全文化階級に諒解されては居ない。此のことはトルコの間々教法官より彼に統計的知識を與へた英人旅行者への次の如き通信に依り明かであらう。

「余の偉大なる友よ、貴殿が余に要求することは無益であ

ると同時に又困難である。余は全生涯を此の地に送るも家屋の數、或は人口に就き尋ねられたことは曾て一度もない。或る一人が自己の驛馬に乗り他の一人が自己の舟に乗る。之は余の關する所ではない……余は神を禮讃する。余は余に關係なきことを神に要求せざる爲に……お、余の魂よ、お、余の小山羊よ、貴殿に關係なきことは追求すべからず。貴殿は余等の處へ來る。余等は貴殿を歓迎する。自由に行け。」
アメリカの有名なる哲學者ゼームスは彼の主著に於て此の通信を引用して居る。而して彼は計算を嫌厭するトルコの此の回々教法官に對し一哲學者に對すると同じ氣持で接したことを述べて居る。

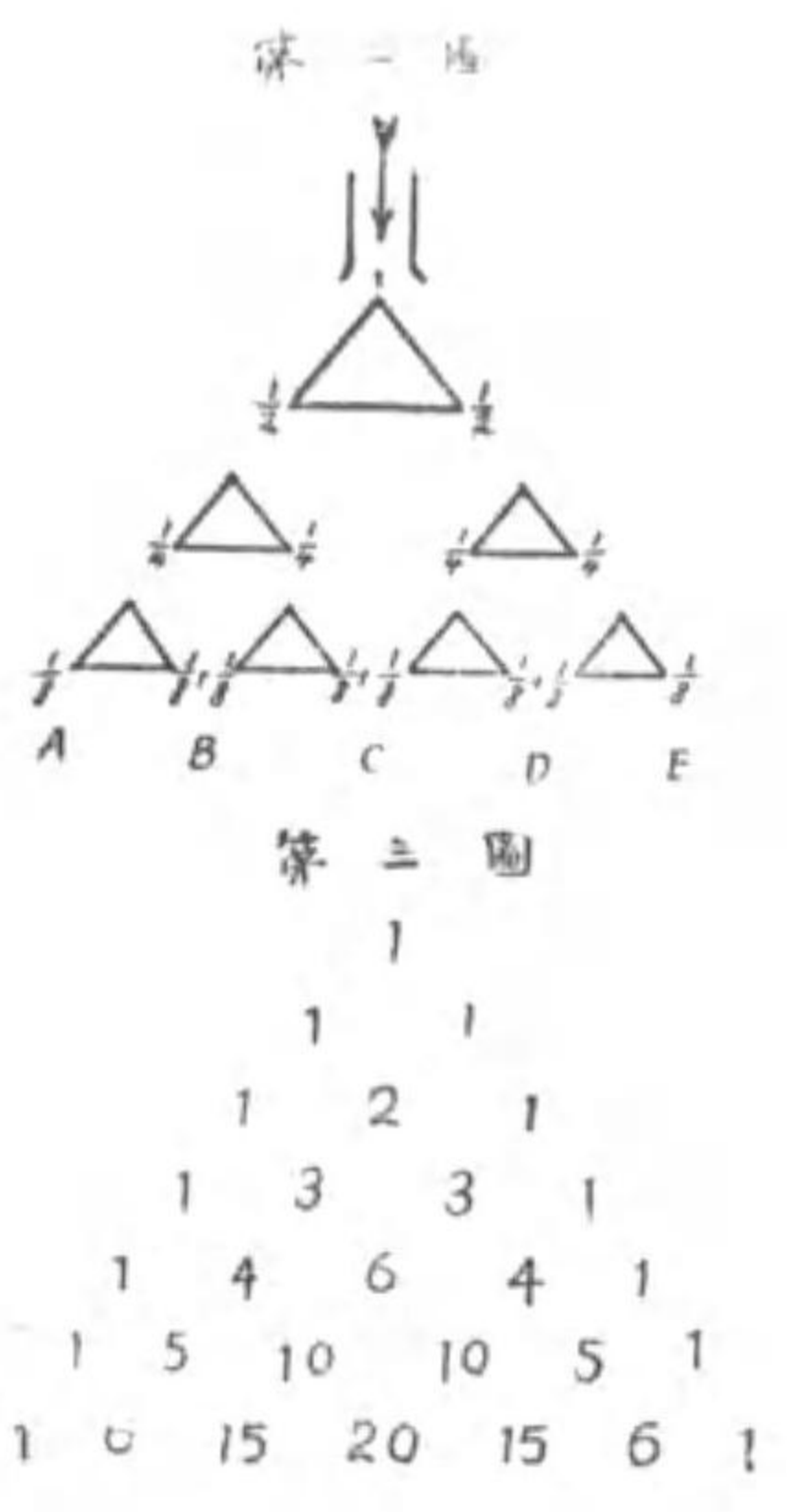
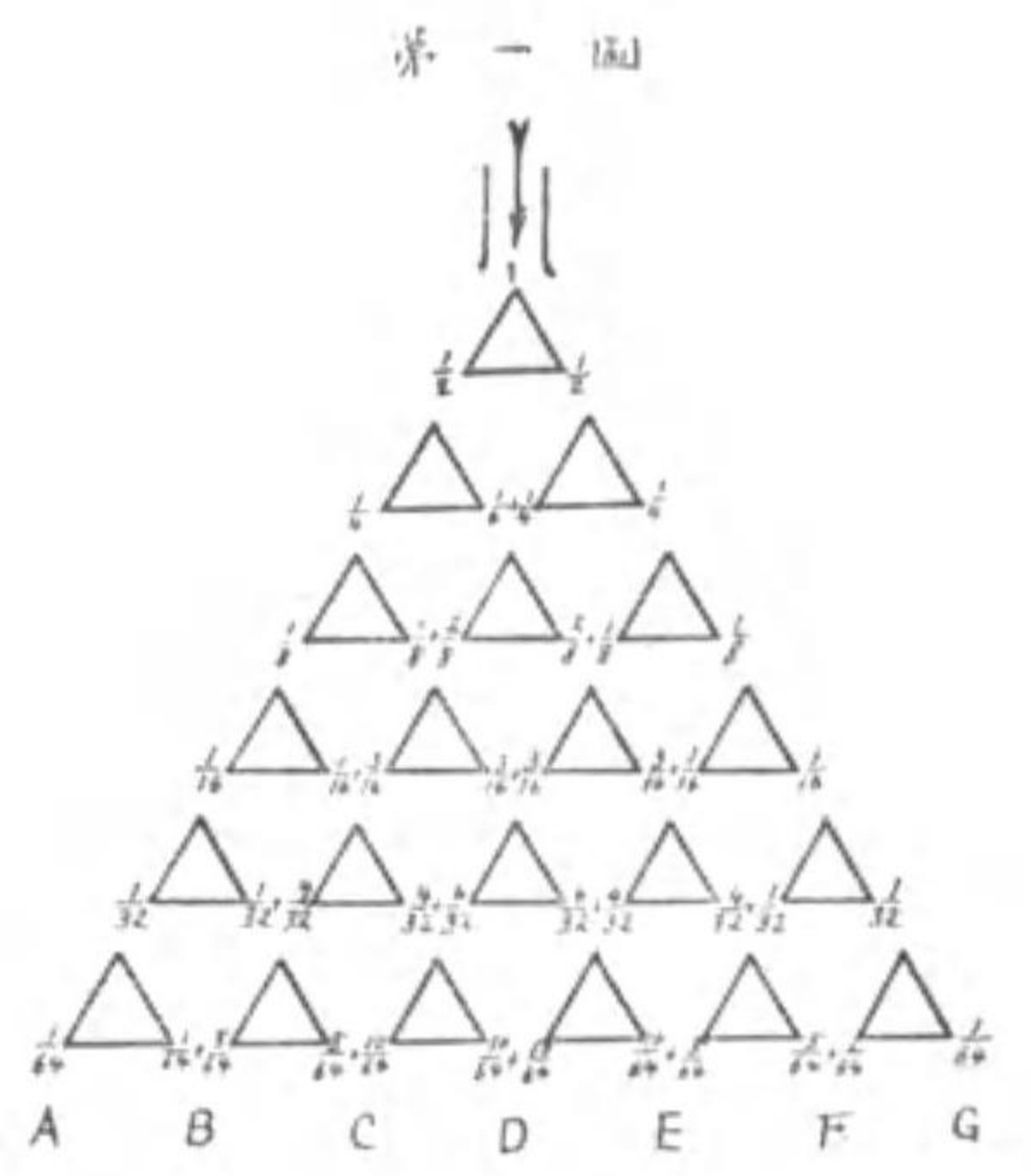
二 偶然の發展史に就いて

偶然は偶然を修正すマルトラン

原始的思考に於ては偶然を全く知らない。偶然は數と同様に文化の一業績である。未開人の神話的思考に於ては偶然は全く存在しない。即ち總てのものに靈魂があり従つて總てのものに原因がある。之に反し文明人の合理的考察に於ては偶然と言ふ語は充分なる原因なき現象を示すのであるが、數理

統計に於ては偶然は再び神話的概念に復歸して居る。即ち偶然に總てのものを規定し説明する。偶然の意義の變遷に就いては此處に簡単に述べねばならぬ。何故ならば統計學に於て「偶然」程よく使用せられる語はなく、又總ての現象の説明の爲全く異なる意味に於てより屢々引用される語はないからである。支那の學者 Chu-Shih-Chieh の論文に於て一三〇三年始めて算術的法則性が記載されて居る。然しこの法則性が統計上特殊の意味を持つに至つたのは一世紀後の事である。何故ならば此の法則性は偶然の概念と密接な關係にあるからである。余は次の如き配置に依り此の法則性を圖解することが出来るやうと思ふ。即ち降雨少き地方に於て運河の灌溉水が幾人かの農夫に分配されると假定する。楔(第一圖の配置に於ける)に依り水を順次半分に分ち彼自身は中央に流れる水(D)を自分の分け前としてとることを一人の農夫が提議する。他の農夫は一見正當の如く見える此の提議を承諾するが損失を蒙るのである。其れは何故か。

一單位の水が第一の楔(第一圖)に依り $1/2$ と $1/2$ に分けられ、次いで其の各が第二列の二箇の楔に依り再び半分に即ち



三〇

總水量の14に分けられる。然し中央に流れる二つの14の水は合流する。而して又次の第三列の楔に依り再び半分に分けられる。以下同様にして楔の間の分數が示す如く半分に分けられて行くのである。

第二圖の配置に依れば各農夫(AとEを除く)は等量の水即ち總水量の28の水を得る。之に反し第一圖に依れば七人の農夫の中、中央の農夫は最も多量の水を得る。即ち總水量の204であり、兩端の農夫は最も少く164の水を得るに過ぎない。

此の不等等ではあるが法則的なる分配は如何にして生ずるのであらうか。それは第一圖の最後の列の分數が分布多角形(一、六、十五、二十、十五、六、一 單位の高さを有する)を示し更に此の分配を續けて行けば正常分布曲線(鐘形曲線、偶然曲線とも言ふ)を得ることに依り明かであらう。吾人は此の分布に依つて未知のもの或は不規則性のものをも可成正確に前以て豫見することが出来る。

第一圖の實驗的配置はチューバーの所謂偶然測定装置と何等變りはない。此の偶然測定装置は偶然の法則を経験的に證

明する爲ガルトンに依り發見せられ、ピヤソンに依り改良せられた。此の装置は又二項式装置とも言はれる。何故ならば第一圖に於ける第二列の分數は二項式 $(1+x)^2$ の展開されたものであり、第三列の分數は此の二項式の三乗であり、第四列の分數は其の四乗であり以下同様であるからである。従つて二項式の展開に依つて得られる任意の算術的分布と偶然の法則との間に注目すべき關係があることも亦明かである。

即ち偶然の法則は二項式 $(1+x)^n$ を展開することに依つて生ずる。而して此の二項式の展開は上述の如き數の配列に依つて示される。此の數字の配列は彼の偉大なるパスカルの遺著の中に記述されて居るが故に之をパスカルの算術的三角形と言ふ。然し既に上述の如く一三〇三年の支那の學者の論文に於て、又アピアヌス(一五二七年)及ステイフェル(一五四四年)に於ても見得る所である。又パスカルの三角形(第三圖)は第一圖に於て分數の分母を省略することに依り直接得られる。所謂偶然の法則は又ガウスの誤差の法則とも言はれ正常分布曲線或は鐘形曲線に依り現される。尙此の正常分布の特殊な性質を簡單に示すベルヌーリの多數の法則は直接

算術的三角形に基くのである。此の關係に就いては既にケトレーの着目したる所であるが最近に於てはポレールが再び之に注意を拂つて居る。唯算術的三角形の計算は非常に面倒なる爲簡略算法が代用される。ポレールは次の如く記述して居る。「算術的三角形の理論に基き計算を簡單ならしむる爲使用する式は確率論を應用する總ての場合に於て最も重要である。確率論の證明には數學的説明を要するが其の爲には確率算出法に關する詳細なる研究が必要である。而して最も重要な點は此の説明には新しい原理を必要としないが、或る隠れたる必然の假定を必要とすることである。要するに其の説明は算術的三角形を充分繼續すべき時間と忍耐を有すれば得られるものと同じ結果を得る簡略算法の技術に外ならぬのである」と。

以上は算術的三角形に於ける偶然に就き述べたのであるが、茲に謂ふ偶然とは明かに普通用ひらるゝものと全く異つた意味を持ち、統計學に於て熟知されて居るものとも亦異なる意味を持つて居る。ヴェストフール教授は此の理論を簡單に例示して居る。

木馬の廻轉臺の上に眼を閉じて乗つて居る少年が其の廻轉臺が回轉する間に三箇の銅貨を其の周圍に等しい間隔を置いて立つ三人の見物人に投ずる。見物人は各自の近くに落ちる銅貨を拾ふ。一見三人の見物人が各盲目の偶然に依つて一箇宛の銅貨を拾ふ場合の確率性が最も多いかの如く思はれる。然し其れは誤謬であつて反對に此の場合の確率性が最も少い。一人の見物人のみが三箇の銅貨總てを拾ふ場合の確率はより多く、一人の見物人が二箇、他の一人が一箇を拾ふ場合の確率性が最も多い。各夫々の偶然を有する十回を切り離して考へ得る。即ち三人の見物人をA、B及Cとして示すならばA、B及Cが銅貨を拾ふ可能性は次の如くである。即ちABC或はAAA、BBB、CCC或はABA、BAB、CAG、ACA、BCB、CBCが三箇の銅貨を拾ふ。従つて各が一箇宛の銅貨を拾ふ場合は唯一回(ABC)だけ可能であり、其の確率は $\frac{1}{10}$ である。三人の見物人の中、一人が三箇の銅貨總てを拾ふ場合は三人の各見物人に就いて起り得る。従つて其の確率性は $\frac{3}{10}$ である。一人の見物人例へばAが二箇の銅貨を拾ふ場合は二回可能である(ABA、ACA)。而して見物人は

三人なるを以て其の確率性は其の三倍即ち $\frac{6}{10}$ である。吾人は此の際吾人にとり同價値に見える此等六回の場合を主觀的に總括するが、此等六回の場合は二箇の銅貨を拾ふ三人の見物人が確認する如く實際に於ては勿論異つて居るのである。又之と同様に於て根本的に異なる場合を總括することが二項式の展開例へば $(a+b)^2$ の場合に於ても見られる。即ち其の中項は $2ab$ と $2ba$ であるが展開に際し因子の轉置性に依り $2ab$ に總括する。展開二項式に於ては乗算が高ければ高い程中項が増加する。之は益々多くの外見同一なる組合せが總括されるからである。

近代の生物學に於ても同一ではないが同一確率的である組合せを上述の如く任意に總括して居る。吾人は最も簡單なる例即ち一つは優性の形質Aを有し、他は劣性の形質aを有する二種のものゝ雜種に就き考察して見やう。Aとaを交配すれば遺傳因子Aaを有する雜種が生ずる。此の雜種同志が再び交配されれば孫の時代に於ては實驗的に證明される如くAA、Aa、aA、aaの組合せのものが生ずる。何故ならば胚種細胞の中には遺傳因子A及aが獨立して同數あるからであ

る。即ち四つの場合が可能である。然し其中、中の二つ、Aa、aAは同じものである(唯遺傳因子Aは一方では卵細胞他方では精細胞より來て居るのであるが)。加之形質Aが優性でありaを隱すを以て三つの場合AA、Aa、aAは等しく現れaaのみが異つて居るのである。故に孫の時代に於て常に3:1の比を示す。最近の研究は斯くの如く優性が存する場合に於ては前述の如き變遷現象が實際に現れることを證明して居る。吾人は此處に於ても亦外見が類似し同一の確率性を有する組合せを人為的に總括して居ることを發見するのである。而して此の場合n對の形質があれば偶然曲線を生ずるのである(勿論其の分布狀況は正常偶然曲線を示さずして二項式 $(\frac{3}{4} + \frac{1}{4})^n$ より得られる傾斜した曲線を示す)。

尙近世の生物學に於ては身長に長短を生ずるのは偶然的な外界の條件に依つて變化する一單位の遺傳因子に基くのではなくて、發育に關する諸種の遺傳因子就中所謂集合因子の法則的な組合せの結果であることを明確に證明した。

吾人の思考の結果は又次の如くである。即ち自然過程に於て偶然曲線(偶然の法則或は誤差の法則を圖示せるもの)は多

數の未知の原因(誤差或は可變的、個別的、偶然的原因)に依つて得られるのではなく個別的因子或は對の因子の組合せに依り得られるのである。

何故諸因子の此の法則的組合せは偶然的と言ひ得るか。それは恰も萬華鏡の場合に於て一定の標準に對し個々の硝子破片の組合せを偶然的と言ふのと同じである。即ち非常に多くの組合せが可能であるが最初の組合せは豫め豫想し得ざるを以て之を偶然的と言ふのである。個々の組合せは其の觀察の過程に於て順次明かとなるのであるが、勿論此等の組合せは最初は必らずしも前述せる關係と同一には現れない。即ち或る組合せが必然的に最初の組合せであらねばならない。而して總ての組合せが成立する迄には長い忍耐或は屢々無限の忍耐を必要とする。吾人が同様のものとして總括する組合せが最も屢々現れるであらう。例へば球轉し即ち所謂百回投に於て偶然赤と黒が同回數現れる。吾人が偶然を支配し得るならば偶然は結局取除かれる。即ち偶然は最初現象の法則性を隠して居るが遂には多くの相反作用を有する原因が相互に相殺され法則性、正常分布或は偶然曲線を現すに至るのである。

此等の事實は非常に諒解し易いのであるが經驗的規則性を完全に説明することは不可能である。

此の「大数の法則」は非常に明瞭であるが最初證明するのは困難であつた。此の法則は組合せ論の純數學的定理であつて經驗的事實と殆んど關係はない。然し此の法則は經驗的事實に應用され而も非常によく適合する。何故ならば實際に於て屢々一定の比率が同じやうに現れるからである。此の一定の比率に就いて一般に如何なる説明がなされて居るかは次章に述べることゝしやう。

或る現象を反復測定し其の結果得られたる偶然曲線の中心をなす算術平均は、現象の「眞の價值」即ち「本質形態」を示す。又偶然的偏差或は誤差は上述の偶然曲線に於て其の中央値の周圍に對稱的に分布するのである。

従つて非常に不正確な測定でも其の測定回数非常に多くすれば(ケトレイの所謂プラスの誤差三つ、マイナスの誤差三つの場合)正確なる結果を得ると言ふ説も出て來るのである。即ち誤差或は「偶然」は相殺されて現れない、或は相殺されざるも中央値の周圍に對稱的に分布して大なる偏差を生

ずる事は稀である。大数の法則は唯一定の法則的分布を數學的に證明するに過ぎないが、總ての統計的操作の基礎としても亦價值がある。大数の法則は觀察の範圍を擴大すればする程相對的には確實性を増加する。即ちヤコブ、ベルヌーリが既に簡單に言へる如く觀察を多くすればする程眞實に近づくのである。

吾人は完全なる法則性、即ち同一の頻繁度を以て現れ而も同一の如く見える爲屢々特殊な方法に依り總括さるゝ幾多の組合せの表現は「偶然的」なものとされ、従つて斯る組合せは「眞實の價值」であり「本質形態」であると言はれて居ると述べた。

斯る法則性を斯くの如く「偶然的」と言ふことは其れ自體不適當ではなからうが、法則の前提即ち諸要素の組合せ及び其の總括が二項定理に全く従はざる場合に於ても斯く言はるゝに至つた。不幸にして統計學に於ける偶然は尙此の外に其の哲學的概念に依り隠されて居る他のより廣汎な意味を持つて居る。而して偶然の哲學的概念も亦確立し得ないのである。何となれば主として消極的に定義し得るに過ぎないからであ

る。又英語の「チャンス」が確率性——而も數字で示される確率性——と同意義なりや否やも今日統計學の文獻に於て明確にされて居ない。不十分ながら「偶然」の意義を概観すれば次の如くである。

一、原因不明としての偶然

「此の偶然と言ふ語は吾人の未知の事柄を隠すに役立つ、即ち之に依り原因不明の結果を説明するのである」(ケトレイ)。原因不明の事柄は總て偶然だとは言ひ得られぬ。従つて此の概念決定は非常に廣汎に過ぎる。ヴキンデルバンドは非常に正確に言つて居る。即ち「偶然とは或る現象が全く豫想と違つて現れるとか或は全然生じ得なかつた場合を言ふ」と——統計學に於ては上述の如く多くの不明なる原因の概念は偶然的なものとして一般に熟知されて居る。

二、原因系列の競合としての偶然

曾てポエーテュースは「豫期せられぬ而も獨立的に競合する諸種の原因に依り生じた結果」を偶然と言つた。而してリユーメリンは偶然の此の概念決定に非常に多くの價值を附加した。彼は原因系列を充分觀察すれば總てのことは明確とな

り又豫見し得ると言ふ見解に反對して居る。即ち彼は偶然をも一箇の獨立せる原因となして居る。卓見に依れば統計學に於ては此の偶然の概念には明確にせらるべき何等の端緒をも發見し得ない。

三、非有意的、偶發的なものとして即ち副作用としての偶然(例へば偶然の發見)

ポアンカレは偶然を「小原因が重大なる結果を生ずる場合」と定義して居る。同様の觀念の下にラプラスも「偶然の不規則性」と言つて居る。此の場合に於ても偶然は前述せる二種の概念に於けると同様に尙完全に決定されて居ない。従つて又理解し難い。

四、稀な現象としての偶然

マルベの調査に依れば、バイエルンの出生證書には殆んど二十万人の登記がなされて居るが、其の中同性の出生が引續き十七回登記されて居る場合は僅か一回しかない。此のことは「偶然」或は「稀な偶然」とされるのであるが、フォン、ミーセスに従へば此の現象も亦確率性の枠より決して出て居ない。

五、個別的原因の累積としての偶然
例へば鐵道事故は屢々「不幸な偶然の累積」に基く。統計學に於ては上述の如く偶然的偏差は誤差或は個々の原因の累積に依り生ずる。

六、原則或は法則の特殊の場合としての偶然
法則が現れる時期は不確實であるが、法則其のものは確實である。例へば生物學的根本法則としての死の如きである。又骰子を投げる時其の骰子の目は六箇あるが其のいづれか一箇だけが必ず現れる。此等が即ち偶然である。「確率算出法に依り計算されるものは偶然ではなく寧ろ偶然が現れる一定不變の比率である」(ウケンデルバンド)。四と五に於ける偶然是は稀少と言ふ觀念を包含して居るが、此處では既に確實に豫想され従つて偶然には一定の限界がある。確率算出法とよく似た考察法が既に古代に於ても存在して居た。即ち「死は確實なれども其の時期は不明なり」と言はれて居る。

七、正常分布の原因としての偶然
前述の如く偶然は正常分布即ち平均或は標準よりの對稱的偏差であるとなすのである。此の意味の偶然が偶然曲線に依

り現される偶然の法則を成立せしめる。

八、偶然の破壊者としての偶然
全體的原因群即ち突變的、個別的、或は妨害的諸原因は偶然的原因と言はれる。此等の諸原因は大數觀察が充分なされる場合に於ては完全に相殺され消失する。此の意味の偶然是七に於ける如き法則性を示さない。のみならず大數觀察の行はれざる場合に於ては寧ろ此の法則性の表現を妨げる。斯る意味に於てラプラスは「規則性は偶然に代る」と言ひ、ケトレは「偶然は存在しない」と言つた。

三 數の惰性

前述の如く偶然は一般に統計的現象に於ける確實なる規則性の説明に使用されて居る。而して統計の本質に關しても亦今日非常に多種多様の説があるが、理論家及實際家即ち數理統計家も非數學的統計家も數量的觀察に基き一般的に妥當なる判断を得ると共に、更に觀察外の或は將來に於ける判断をも明かならしめ得ると言ふ點に於ては皆同意見である。

何故此の點に於ては不思議に意見が一致するのであらうか。それは經驗的觀察即ち數量的現象に於ける惰性或は規則性の觀察に基くのである。數字を取扱ふ者は經驗的觀察をするのであるが、要するに經驗的觀察は一般的なものではなく従つて根本的に違つたものとして現れる場合もある。

一、時間的經過に従つて同一對象の數量的觀察を行ふ場合に於ては殆んど同じ絶對數が現れる。此のことは比較的早くより認められて居た。既にジュースミルヒも同時代の人々の死亡數が規則的なことを非常に驚歎し、同様にラプラスも亦宛名なき儘差出された手紙が常に同數あることを不思議とした。

二、觀察材料の範圍が時間的或は場所的に増加する場合に於ては相對的には其の觀察の確實さは増加する(極限值に近づく)。

此の數の經驗的規則性に對しては多くの説明が與へられて居る。

然し又「現象の斯かる規則性に對する説明は必要でなく従つて研究の必要もない」とも主張されて居る。蓋し吾人は斯

「總てのものは同型的である」

次に全世界は同型的であるが故に統計的現象も亦同型的であると言ふことを明かにする必要がある。例へばミルが歸納法の最も一般的な根本原則、即ち個々のものより一般のものを推論することは自然過程の同型性に基く述べてに拘らず——ル、ボンが永久に等しい循環に就き述べて——マルベが「殆んど總ての植物は素人には明かでないが確實なる同型性を示し、人類も同型的であり馬及其他總ての動物も一般に同型的である」と主張し——而して又總てのものが同型的であるにも拘らず何故非同型的のものが多數存在するのであらうか。何故等しい葉はないだらうか。何故指紋に依り殺人者に判決を下し得るのであらうか。

吾人は同型性の一般法則の價値は充分認むるものであるが、此の見解を有する論者に依り諸種の説明が與へられることを期待しなければならぬ。吾人は例外が原理を説明すとの

常套語にて満足することは出来ぬ。吾人は例外は認むるも何故個々の場合に於て例外が生ずるかを知らんと欲するものである。

賭博の場合に於ては其の説明は非常に簡單である。吾人は其の現るべき結果に就いて漠然と見當は附け得るとしても、自由に隨意の結果を出すことも出来なければ又豫見することも出来ぬやう態々作つて居るのである。スイスのクルゼーレンに於ては賭博は禁ぜられて居るが、所謂「巧妙な遊」を樂しむことが出来る。然し此の遊も亦賭博の一種である。即ち球臺の上を走つて居る小さい球を突く。そこで其の球は分れた赤、黒二つの道の中のいづれか一方の道を走る。而して遂に其の衝動がなくなり黒或は赤の道の上の何處か或る處で止まる。此の球を赤或は黒の道の上に思ひ通り止めるやう其の衝動を自由に加減する爲には人間の熟練は遙かに不十分である。従つて或る時は赤又或る時は黒の場合が必ずなければならぬ。此のことは判り切つたことであるが何故一般に黒と赤の場合が同回數現れるのであらうか。此の場合に於ける支出超過は赤より黒に又黒より赤に球の位置を變へやうとして突

く其の力に依ると同時に又此等二つの道に對する可能性に依るのである。即ち黒、赤の道は同數なるを以て兩者の場合には同數現れることは明かである。

吾人は前述の「巧妙な遊」より實際の巧妙な遊に進んで行かう。此の場合に於ても自由に隨意の結果を得ることは不可能である。然し此の不可能も亦賭博の場合と同様に原理ではない。此の場合に於ては一方或は他方への變動を同回數可能ならしむる正確な限界はない。例外なく隨意に實現することは更に不可能であつて其の結果は色々に變化するのである。標的の距離は射手が常に黒點に命中し得るやうにも又し得ないやうにも加減してあるものではない。吾人は射手の熟練を信ずると同時に不熟練をも信ずる。従つて彈丸は一の中心の周圍に分散するのである。

然し何故自然に於ては賭博の場合と異り分散即ち標準よりの偏差が生ずるのであらうか。同型理論は之に關し何等の解答をも與へて居ないがケトラーは「自然の不熟練に依る」と言つた。即ち自然は常に標的を射得ない拙劣な射手の如きものであると言ふのであるが、此の假定は近世の統計家に依り

根本的に辨明された。總てのものは個別的には非同型的であるが大量に於ては標準即ち本質形態を生ずる。此の表示法に依り——故に余の前述せることは一の表示法以外の何ものでもない——數の惰性を説明する爲先に打建てられた前提と反對の前提を得る。

「總てのものは非同型的である」

同一條件の下に於てさへ如何なるものと雖同一に止まるものではない。此の瞬間に於ける世界の總てのものは最早何れも過去に於ける其の儘のものではあり得ない。而して全世界の總てのものに就き言ひ得ることは統計的數字に依り表現し得る世界の構成分子に就いても亦當然言ひ得る筈である。

而して右の前提が許されるならば——而して吾人は再び之を信ずる——何故然らざる場合が屢々生ずるか。何故諸現象殊に數量的に表現し得る現象が非常に屢々同じやうな經過を辿るのであらうか。即ち此の問題を説明すべき任務が此の種の論者に對して生ずる。

賭博に於ては諸事情を任意に出来るだけ規則性を示すやうにし得ることは明かである。例へば骰子は出来るだけ規則性

を示すやうに作る事が出来る。従つて數學者は賭博に於て實際に現れる可能性が同一なることは定義に適ふものとして認めて居るが、確率算出法の原理に依り賭博の個々の經過に對する説明が與へられないことは言ふまでもない。吾人は更に後に至つて此の困難に再び附言するであらう。

賭博に於て同型性を齎らすものは即ち目的追求である。然し賭博の條件は勿論何時も同型性を示すことなきやう態々六ヶしく作られて居るを以て球遊する者は誰も九つ全部を打たなかつたとて特別驚きもしない。さもなければ此の遊は面白くないこととなるから。

然し吾人は最早此のつまらぬ精神の迷信たる賭博は廢止しやう。それは兎も角として賭博は實際に於て如何に同型性及非同型性に關係があるだらうか。

世界の總てのものは非同型的であると言ふ論者の多くは實際に於ては一般に同型性は存しないと主張することに依り彼等の任務を容易ならしめる。非同型性が屢々同型性の彼方に隠れて居る限り、又事物の中に同型性自體を人為的に導入する場合屢々同型性を發見する限りに於ては、同型性を是認し

なければならぬ。

即ち吾人は屢々自身自身に興味なき特質は故意に之を等閑に附し従つて同型性は間違へられ、斯くて吾人の抽象的考察は然らざる所に同一性を認め或は恰も差異がないかの如く見做すものである。或る標準格に於て行はれる世界貿易に著しい實例がある。例へば定期取引の棉花は常に中等品で取扱はれる。而して其の価格は取引された棉花の品質の如何に従つて協定價格より幾等かの高低がなければならぬ。——前述の如く遺傳的生物學的現象に於ては廣い範圍に亘り明かな同型性がある。何故ならば優性の形質が劣性の形質を完全に隠すからである。——市場價格は限界効用説に従へば買手の需要の程度如何に依り決定するものでなくて限界供給及限界需要即ち最後の供給或は需要量に基くのである。

物理学の目的像或は觀念像に就いても同様のことが言はれる。カメラは記述して居る。常に分析的研究をすれば諸種の現象は非常に簡單となり其の基礎事實の同型性を示すに至る……一見別種のものゝ如く見ゆるも實は唯程度の差に過ぎないものがある。即ち色は單に波長を異にする光線であり、

して其の平均を計算する。例へばインフルエンザが流行して異常に多くの死亡者を出した年も十年平均に於ては殆んど目立たなくなつて居る。一系列の算術平均に於ては個々の部分が同じ大きさを持つことは少しも不思議なことではない。即ち總ての個々の部分を同じ大きさとしたのであるから。

社會統計の數字構造は一般に非常に複雑な力、即ち社會の緊張状態或は均衡状態を表現したものである。此の社會状態は常住不變のものでなく刻々變化しつゝあるものであるが、其の個々の状態即ち全體より見て極少の部分をなすものは、社會進化の過程より分離される場合に於ては類似のものと同置換へ得られる。斯かる考察は屢々國民經濟學者に依りなされて居る。根本的に見ればより屢々變化し又突然變化することこそ同型性よりも更に不思議な居る。即ち「科學的に特に計算的に考察する者にとりては、従つて次の説明が考へられる。世界の多様性は總ての可能な事實及現象が間斷なく反復して生ずることを妨げる程著しいものではない。然し反復生ずる場合よりも寧ろ然らざる場合が不思議である。従つて世界の單一性は決して怪しむべきことではなくて寧ろ個々

四〇

而して其の波長の差が一見根本的に異なる如く見える状態に變つて行く發展状態を示すのである」と。

不規則性が數多存するにも拘らず同型性が存することの最も重要な原因は、一般に或るものゝ標準よりの偏差の小さな場合が大なる場合よりも多いからである。此のことは一寸考へれば容易に判る。例へば標準の大きさは一定の限界内に於て常に同じ大きさを保持すると言ふことは誰しも不思議に思はない。然しながら何故此の事實は自然界に於ても亦發見されるであらうか。カメラは自然科学的領域に於ける一の説明を試みた。即ち一個體が其の種類のものゝ一般的標準より遠ざかれば遠ざかる程其の個體は生活能力を脅かされると言つた。

此の觀念は又人間の共同生活の上にも發展される。即ち先天的性質は之を肉體的に見るも精神的に見るも中庸の者が最も多く、従つて經濟的能力不足に依り大なる偏差を生ずる場合の如きは稀である。

數字を屢々取扱ふ者は彼自身が計算して得たる數字の同型性をも不思議に思ふことがよくある。吾人は或る時期を總括

の現象の間の關係の複雑なることこそ不可解と言ふべきである」と言はれて居る。

以上の如き不満足なる非數學的説明の結果として「人口統計及道徳統計に於ける各種比例數に現れたる特殊の規則性」に關するレキシスの見解が成立する。即ち彼は「豫め明確にすることは出来ぬが事實として單純に満足されねばならぬ」と言つて居る。

然し今日尙規則性の研究が最も重要であることは疑なき事實である。

言ふ迄もなく數學者は統計的に觀察された同型性を原因の累積即ち非常に多くの小原因の共同作用に依り説明する。然し斯かる原因も亦或る方向に累積して作用する。従つて數學者は其の原因がプラスの方向に於てもマイナスの方向に於けると同じ強さで作用するか或は一方に偏して作用すると言ふことに注意するのである。要するに「組織的誤差」即ち同型性よりの偏差が生ずることは全く避くべからざることである。

それは兎も角として人類が未知の原因に依り既知の現象を正しく説明し、又規則性を生ずる世界に於て不規則性が存す

ることを説明し得るは人類の無知の最も美はしき果實ではないか。

四 數學的説明の試み

数理統計は光輝ある業績を示して居る。非數學的統計家が此の業績を認めないミすれば全く恩知らずと言ふべきである。数理統計は非數學的統計家の有せざる數字を彼等に提供し彼等のはかり知らざる因果關係を示すもので全く不明の中より同一性を計算し得るのである。

然し数理統計は曾て非數學的統計家に何ものをも與ふることが出来なかつたとも言はれる。即ち數量的現象の規則性に對し充分な説明を與へず、從つて又統計的判斷を一般化する理由を明かにして居なかつた。それは次に述べる如き理由に依るのである。

確率算出法の理論はラプラスの天才的炯眼に依つて其の意義が明かにせられたのであるが、之が道德的領域に於ける如き發展を見ざる以前に於ては賭博の例に釘付けされて居たものである。先づ第一に社會的及生物學的現象の上に数理統計

を發展させたのはケトレーであつた。彼の偉大なる功績は彼がダーウキンの如くメンデルズムの第一人者として又先驅者として變異の範圍を研究せるのみならず、其の分布度數即ち變異價及變異數の數的關係を研究したところにある。彼は偶然此の發見に成功した。既に一八三一年彼は人間の發育を研究したのであるが此の場合に於ては規則性は殆んど現れなかつた。一八三六年温度の變化に關する研究に依り偶然に偶然曲線を發見した。然し彼は之が前述の如き重要な意義を持つことには氣が附かなかつた。彼は一八四四年ヘルシエルに勤められて身長測定をなし此處に始めて偶然曲線の本質即ち其の曲線は展開二項式を示すことを確むるに至つた。故に彼は又此の曲線を二項式曲線と言つたが後には誤差曲線或は生命曲線とも言つた。各個體を夫々一回宛測定して行けば其の結果は不完全な器械に依り同一對象を反復測定する場合に於ける誤差と同様にガウスの誤差の法則に從つて中央値の周圍に分布することは非常に彼を驚かせた。或る實驗に於て一の標準が示される場合に於ては自然は測定誤差を生ずるとケトレーは結論して居る。自然本來の意志即ち類型、種類、品種

は中央値即ち算術平均に外ならぬ。中心より偏したる場合が生ずるのは偶然的原因に基くのである。一定不變の原因即ち「眞實の」原因は常に類型即ち中央値を生ずる。

從つてケトレー及其の一派の論者に從へば數の不變性は變動の場合に於けると同様の呼吸で説明される。何故ならば數は一定の法則性に從ひ其の中心の周圍に分布するからである。又數の判斷に於て常に注意を惹かれた數の情性は絶對的には確立されないが今日では明確に示されて居る。物理的及社會的現象の數量的觀察に於て常に偶然曲線が現れる場合には世界の總てのものは明かに確率論に基く。ケトレーは此の見解を持つて居た。彼は更に進んで「吾人が問題とする籤箱は自然其れ自體である」と言つた。

然し此の假説と一致せざる唯一のものは現實であつた。ケトレーは「偶然の法則に捕はれて居た」が彼自身此のことは既に早くより氣が附いて居た。彼は曾て萬々違漏なきを期する爲の唯一の方法は籤箱を完全に空にすることであらうと言つた。又他の場合に於ては自然を骰子と比較して「實際に於ては骰子は不同の面を持つて居るのみならず其の不同の面

が幾つあるかも判らぬ」と言つた。彼は偶然曲線は實際に於ては唯稀にしか現れないと確言した。即ち幾等か左方へ偏した曲線がより多く現れる。從つて偶然曲線は「一見非常に變化し易いやうに見える」のである。然し彼は自説を枉げないで此の偏差に對する説明を與へて居る。即ち二項式 $(a+b)^n$ に於て n 及び $n-1$ 以外の値が代入されて居る。此の觀念は後に至つて一層擴大せらるゝに至り今日に於ては定型的曲線が確定せられ、之と同様なる統計的系列は恰も靴が其の型に合はせて作られる如く其の定型的曲線に當嵌められて作られて居る。勿論統計的系列は全く一致するものではない。然し多くの曲線は重なり或は假令偶然曲線の他の部分は別としても少くとも其の頂點の部分は偶然の法則に從ふことは認められる。

經驗的系列に於ける中心よりの偏差を見るに際し便利なる標準を發見することに一步を進めやう。レキシスは此處に言ふ迄もなく彼の分布指數に依り其の標準を作つた。從つて經驗的に確立された偏差が、賭博が公平に行はれる場合偶然に依り生ずる各偏差と同じかどうかを之に依つて確め得るのである。

今日数理統計の任務とするところは先づ各統計的系列に對し、籤箱の組織を其の混合割合に依つて見出し、此の混合割合より簡略算に依つて其の經驗的系列の一部分を現すことであると云はれて居る。

最も重要なことは展開二項式の定理が確率論の基礎的定理であることである。所謂算術的三角形は小さい數字で其の結果を現して居る。確率性の計算は多數の組合せを取扱はざる場合に必要である。即ち銅貨の投擲の例に於てはメンデルの遺傳因子の場合と同様に此の計算を必要とする。算術的三角形は既に前述の如く一三〇三年より支那の書物に出て居る。二項式はニュートンが一六七六年一般的に展開したが二項式の公式は一七一三年(遺稿)ヤコブ、ベルヌーリが證明した。又ラプラスは第一人者として正常分布曲線を完全に記述した。ガウスは之を再發見した。

ヤコブ、ベルヌーリに依つて證明された大数の法則は唯單に此の正常分布の特殊な性質のみを説明したものであるが、又一定不變の確率性にも適用されて居る。ボアソンは此の法則を一定不變でなくて平均値の周圍に分布する確率性にまで

發展させて居るが矢張大数の法則と言つて居る。バイヤス及チェビチエツフの定理も亦此の法則を一般化したものに外ならぬ。觀察誤差の理論に於て自然對數のマイナス函數(グラフに於て偶然曲線を示す)を應用するに至つたのはガウス及ルヂヤンドルに負ふところである。フェヒナー及エヂウオーは一般的二項式法則を決定した。——相關々係理論も亦同様に此の法則と密接な關係に在る。二箇の變數の關係が深く研究されたのはガルトンの功績である。此の研究に依り所謂度數曲面が明かになつた(之は二項式曲線を平均値の縱坐標の周圍に回轉させたものと考へ得る)。

確率算出法の既知の基本的定理の内面的關係を想起する爲に以上記述したる確率算出法の發展過程は非常に堅固な構成を示して居る。而して實際的統計家の目前には此の全體の理論的構成を更に彼等の研究領域に取入れて、諸現象の總括に對する基礎を與ふべき試みが將に迫つて居ることは認められねばならぬ。(未完)

統計と社會經濟學(下)

五 靜態及動態理論

社會經濟學の取扱はんとする現象は不斷の變化に支配せられる。従て此の對象の本質的特性からして方法上重要な結論が引出さるべきである。然るに通説は研究目的の動態的性質には無頓着に今迄靜態的觀察方法を選び、従て又それに対応する方法が採用せられてゐたのであるが、現實派理論たる限りそれに従ふ事が出来ない。少くとも靜態的動態的考察の前提及意義を明かにせねばならない。

靜態及動態の對概念に付ては社會經濟學は之を機械學に借りてゐる。機械學に於ては靜態を活動の特殊場合たる靜止狀態なる理論的概念に解し動態又は活動態を活動の形態と解してゐる。社會經濟學に於ても亦之に倣ひ靜態理論は現象を完全靜止に於けるものとして現實に構成せんとし動態理論は現象をその活動中に把握せんとするのである。社會經濟學の領域に於ては社會個體の積極的行爲を活動と呼んでゐる。而して上に述べたる所よりして動態的觀點は我々の科學の認識目

的に、靜態的なるものよりも一層よく一致する事が知られる。是を以て現實派理論は可能なる限り問題となれる現象及過程を動態的に取扱はんとするものである。靜態的觀點は生命ある概念の部分を削除し之に依り特別の認識の重要性が歸せらるゝ若干の基本關係を明かならしめる事に努める。故にそれは新發見的目的より企圖せられたる一層高い抽象階梯を表現する。かくの如きはそれに依つて現實の典型が見出さるゝ限り適當なるものである。併し乍らそれが靜態的構成に依つて可能となるか否やは一般的に述べ得ないが多くの場合それは然あり得ない。概して現實に近い理論は原則的には動態的でなければならず靜態は唯補助構造としてのみ援用し得らるべきである。

基本概念は多くその本質に於て動態的のものであり、換言すれば時間的變動の觀念を包含してゐる。シュンペターは獨斷及方法史論の紀元なる論文中に科學としての社會經濟學は重農學派に依る經濟循環の觀念の解明を以て始まるとしてゐ

る。循環の大膽なる抽象はそれに基く所得構成の概念と共に本質上動態的である。恰も一般に價格構成の概念が、そしてそれより誘導せらるゝ價格概念たる勞賃、利子、地代及利潤が然あるが如く、シユンペターの云へる如く交換の領域が原始的に靜態である事は（彼はそれに一の等しく原始的に動態的なる現象範圍を對立させてゐるが）、何に依つても證明せられない。此の證明は一般に唯貨財世界の内にある人々に依つて總ての現實派理論の思想に反する假想的方法が認められたる時にのみ支持し得られる。靜態、動態は二つの完全に獨立したる構造物でもなければ完全に分離したる領域でもなく寧ろ種々の一層廣い抽象階段であつて、その内に社會經濟事物に對する一の基本的なる着眼點が秘せられてゐる。

次に研究すべきは如何なる程度に迄統計的研究方法が一の動態理論的考察の手段たり得るか、換言すれば時の経過に於ける社會經濟現象を把握し意味付ける事に適するかと云ふ事である。

時の経過に於ける變動の意義は因果問題で他の關係個所に於て研究する事とするが、變動の把握は記述の問題で因果問題に依つて防止せらるべく同時にそれに依つて社會經濟現象の時間的規定及歴史的制限の説明が大に強調せられ研究は相對化せられ抽象演繹的理論の專制主義に一の制限が加へらるゝ事となる。

動態的研究の結果は時間的系列であつてその更に一層深い科學的研究は本質的に適當なる表現方法に依つて促されるが統計こそそれを處理するものである。被調査事物の數量的單純化に一の形が發見せられた。それは恰もその時間的移動及變化を一の簡單なる表現に於て象徴化せらるゝ如く時間的要素の上に矯正せられたる關係數字即指數に依つて象徴化する事が認められた事である。

時間的に異なる各事實の表現がその系列の初期を基礎として表はされてゐるから一目瞭然たる數字的表現が成立する。そこには専ら時間的變化が抽象化して表現せらるゝ故指數系列はその活動に於ける假想的數量を認識し得しめる。又絕對數即事實の具體的表現を研究時期の初期へ抽象化する事によつて或時間間に於ける變化を充分反映する様式が作られる。

六 個別的研究及普遍的研究

題の基礎をなす。社會經濟活動現象の相接近したるもの、因果に關する説明が與へ得らるゝ爲には先づその社會經濟活動現象の方向及速度に於て説明せねばならない。

統計方法は事實調査の方法に依つて社會的、經濟的領域に於ける動態を明かにし得る。その方法は繼續的記述若くは記録に依る事あり、或は多くの時間的に繼起する事實の發展の比較に依る事もあり。此の二つに依つて簡略にして普遍性の不十分なる説明を克服し得るのである。活動の種類及烈度、變化の強度及速度——それは事情に依り靜止的均衡状態にさへ達する事があるが——それ等は總て數量的大量觀察に依つてのみ確實に把握せらるゝ現象である。現實派理論の立場よりすれば此の種の經驗的組織的手段を必要とする。それは若干の偶然的なる、換言すれば秩序なき經驗原則に基く一般演繹を證明するものである。純粹理論に依つて論理的に一般妥當なるものとして演繹せらるゝ發展傾向が經驗的にも亦一般妥當なりや否や又右の傾向が一般に、現象に現はるゝや否や此等の問題は現實派にとつても無關係であり得ない。輕率なる普遍化は唯理論的思考に充分なる統計的基礎付けする事に

研究目的の本質的特性の分析に依つて社會經濟學者は不斷の變化の中に把握せられ又その顯著なる個別性によつて時間的場所的變化を表す大量現象を取扱ふものである。社會經濟現象の個々の闡明は個別的研究方面に對應するもので之は論理學に於てはヴァインデルバンド及リツカートに依つて又社會經濟學に於てはマクス・ウェーバー及フォン・オットリ・リッフェルト等に依つて展開せられた所である。リツカートは科學を文化科學及自然科學に分ち専ら論理的思慮より出發してゐる。兩者には各異つた方法が對應する。それ等は或は自然科學的一般的普遍的又は法則定立的のもの若くは歴史的個別的又は個性記述的のものとして示し得られる。而して一方又は他方の方法の利用が専ら論理的思慮に歸因せられると云ふ事は確かに相當根據ある論争であつて又異説を樹て得ない所である。それは如何あらうとも兩者の研究方向が可能である事に付ては争ふ餘地がない。一般概念の構成に努め普遍的法則に進む事は自然科學的方法の本質である。之に付ては總ての特殊のものは本質的ならざるものとして放置せられる。之に反して文化科學に於ては我々が人的活動の流出と認むる

事實の個々の表現を關心の前景に置く。かくてリツカートは基本的對立に到達したのである。即ち「實在は我々がその普遍性を顧慮して考察する時は自然となり特殊性即個體を顧慮して考察する時は歴史となる」、その際文化價值を顧慮して表示したる意義を得るものは即本質的である。此の種の個體抽出は基本的なる重要性をもつ、此の限定的原則がなければ科學的透徹即個體の表現は觀念し得ざるものとなる。

扱既にリツカートも此の兩者の方法が利用の途を見出す中間地帯の存する事を指摘し、經濟生活を對象とする文化科學に付て普遍的概念が最も大なる役割を勤める事を明確に強調してゐる。

併し乍ら我々の科學に於ける方法論上の混亂は少くとも茲に歸因するを得ない。マクス・ウェーバーがその著の中に個別的及普遍的研究の社會經濟學に於ける可能性及方法を標示したる事は彼の顯著なる貢獻である。彼の出發點はリツカートのそれと一致してゐる。又彼にとつて特に問題となるは社會經濟研究の個別特性であつてその一般的性質ではない。一般原理の研究は我々の科學にとつて假令重要であるとしても

僅かに一の豫備的作業であり得るに過ぎない。「一般原理の認識、抽象的種屬概念の構成、規律性の認識、規則的關係の公式化の研究」はマクス・ウェーバーの論證したる如く特殊原則が一般原則に對置せられたる際認識せられ得る限りに於て文化科學の範圍内にその可能性を有つのである。此の課題は「一の又は若干の觀點を一方的に高調して統一なる心像に到達したる理想型を受入れるのである。」「それは史的實在的でもなければ固より眞正の實在でもない一の心像である。従つて又それは實在が一の模範として分類せらるべき方式として役立つが如き事は思ひもよらず寧ろそれは實在がその經驗内容の或重要な成分の鮮明の爲に測定せられ比較せらるゝ一の純粹理想限界概念の意義を有する。」換言すれば實在と理想型との對立の方法に依つて個々の物の特性が自ら明かとなる。

種々の點よりして文化現象に於ては抽象的に典型的なるものと抽象的に種類的なるもの同一でない、又は少くとも然あるを要しない事が論斷せられる。特に社會經濟に於ては、他に於ても同様であるが、觀念的要素より想類的なる種理典

型を形成し得及種類的理想典型が述べ得られる。

此の斷定に依つて我々は社會經濟的集合體一般の論理的本質及其の集合體が科學的に分析せらるべき觀點に關する重要な問題に導かれるのである。先づ個體は分離體と同一でないとの斷定であつて個體としての集合體が觀察せられ得る。

集合體の個々の組成分が全體に對し如何なる關係に立つかの問題は本質的なる問題である。個體は原子に過ぎないか、集合體は常に種類的性質をもつか。

社會經濟的集合體が自然科學的視角の下に觀察せられ得る事は一般に認めらるゝ所であるが之は集合體の總ての事例が研究の普通の對象たり得る限りに於てである。此の種類概念は個性記述的の標準に於て可能なるのみである。先づその目的利用に鑑みて、社會經濟が文化科學的性質を有する必然の結果としてウェーバーの説く意味に於て社會經濟學を一の實在科學と認めるものは——我々はそれに依つてその特殊性の中に包含的なる實在を了解する——集合觀念を此の標準に於て用ひてゐる事となる。従てそれは理想典型の機能を受け入れる。他方に於て自然科學的基礎の上に行はるゝ概念構成の

外に社會經濟的集合體に付て個別的觀點が可能である。それは常に單なる種類概念又は原子の集合として考へ得らるゝのみならずシュパンの所謂綜合體としての集合體である。此の場合個體は單なる事例ではなくて寧ろ一の結合したる個性即それ自身個體的に形成したる下級群の結合したるものと考へらるゝものを所有する。

而して集合體が群に區分せらるゝ時各群の特性が他の群との關係に於て問題となる限りに於てのみそれは個別的である。之に對し群を構成する事例の結合體が前景に表はさるゝときは一般概念が問題となる。我々は彼此何れかの問題提出が行はるゝに従ひ合目的々に相對的史的概念若くは相對的自然科學的概念を問題とするのである。

我々は次の如き結果に到達する。即ち社會經濟學に於ては個別概念構成は普遍的概念構成と等しく利用し得られると云ふ事である。此の研究方向の分離はマクス・ウェーバーの述ぶる如く論理的思量に依つて可能ならしめらるゝのみならず更に個々の材料の特殊性に依つて支持せられる。社會的組成分は第一に個別的觀察を必要とし經濟的組成分は普遍的的研究

を必要とする。併し乍ら物的、世界的、背後には常に活動せる人間が存在してゐるから如何にしても社會經濟的現象の個々の特性の研究が最終の研究目的となる。前述したる部分に於ける如く今後統計に關してリツカート、ウェーバー流の思想が採用せられ得るか如何、若し然りとせば其範圍如何を研究する事とし、同時に先づ概念構成を、而して再び個別的組成成分を簡單に研究する。總ての統計的集合體はリツカートの意味する所に従ひ個々に把握し得られる、統計は之等の事情を顧慮すれば一の明かなる文化科學的手段となる。集合體は個々の現象として把握せられるから大量の、場合に依り異なる内部的組織が明瞭に現はれ、かくて觀察せられたる大量の斯の如き内部的構造化に到達せられる事となる。蓋し方法の出發點たる調査標識の決定がその群構成を充分顧慮せしめるからである。その故に調査標識の合目的な選定は總ての統計調査の要點となる。それに依つて可能なる解析は何等機械的分析を用ふるを必要とせず集合體の組織をその四肢より成立つ集合大量の構成によつて表はす。手段の反覆四肢の細分は複雑なる現象の構造を更に深く洞察し得しめ最後の細胞組織に迄進む

50

事をも許すのである。此の内部的解析に依つて統計的説明に簡單なる概觀的表示を以てする事が可能となる。相對數は常に統計大量の比較に役立つのみならず寧ろ第一に大量とその構造との關係を明かにする。それ故に相對數を論理的に支持し得る如く組織化する爲にはウインクラーのなしたる如くその内部的構造を顧慮せねばならない。普通に行はるゝ構造數と相對數との區分は假令適當であつても充分でない。

統計の方法論に就てはチユプロー (Tschuprow) の功績は個體的集合體の構造上の單一性に依つてのみならずその場所的時間の規定に依つて與へらるゝ事を強調したる所に存する。それに依つて實際上文化科學的觀察と自然科學的觀察との間に本質的に一層大なる差異が見出さるゝのであつて前者は超時間的なるもの殊に價値あるものを目標とするに後者は現象をその個々の場所的及時間的位置を顧慮して考察するのである。理想典型の構成も動態的研究も共に具體的に表示せられたる時間の廣がりによつてのみ考へ得られる。それは社會經濟的事實の場所的規定の爲に重要である。此の個別化によつて重要な場所的時間の規定の要素を最も強調したのは獨

逸の歴史學派國民經濟學の功績であつて統計方法は歴史學派に利用せられその研究を歴史的觀察方法に従つて而も單なる記述に墮する事なしに實現するを得しめたものである。

方法論の問題で尙未だ充分明かにせられてゐないのは統計の概念構成である。社會經濟學上の一般概念は既に考察したる如く、特殊表現に對して種屬的理想典型として考へられてゐるが、それは相對的史的要素及相對的自然科學的要素をその中に帯びる限り認め得られる。かくて統計的概念構成が如何なる程度迄理想典型的なる性質を帯びるか又如何なる點までそれが事實でないか即自然科學的概念構成が成果を収めるのであるか、之等の諸點を研究すべきである。

理想典型はマクス・ウェーバーに従へば、「歴史的實在に非ず寧ろ、實在がその經驗的内容の一定の重要な成分の解明の爲に測定せられ比較せらるゝ一の純粹理想限界概念の意義を有する一の心像である」。統計がその活動に利用する概念は此の意味に於て決して實在の寫眞ではない。従つて又「それは史的實在でもなければ固より眞の實在でもなく」寧ろ多少抽象的なる形式である。それは經驗的實在をその全き多樣

性に於て複製するを得ない。蓋し既に事實調査の際に標識的抽出が行はれてゐるからである。大量現象は總てのものに付て考へ得らるゝものでなく研究目的に照して典型的であると思量せらるゝ、觀點に於てのみ把握せられる。それは形態が構成せらるゝ所に常に利用せらるゝ手段に對應する。理想典型的概念の統計的把握及構成の齎す利益は單純なる演繹的方法では頻繁に現はれない典型を事實上概念構成の基礎たらしめてゐる事である。

典型は大量的に現出するものであると云ふ事に依つて與へられるものでないと云はれてゐるが必ずしも是認し得ない。併し乍ら現象の大量性の顯著なる社會經濟生活の領域内に於ては典型は大量を支配すべきであり又集合的でなければならぬ。また統計は集合體を取扱ふものであるから統計方法に依つて得たる理想典型は集合體以外の何物を以ても表現し得ない。併し此の集合體は常に原子の集合體を表現するのみならず、本質的として認められたる標識の累積を表現する。總ての大量がその本質に於て原子的で組織性なきものであるとは云ひ得ない。統計的大量は既述の如く有機的性質を有する組

織である。又本質的には種屬概念と集合概念との區別が問題とせられるが此點に付ては既にリユーマリンが論じてゐる。統計方法は集合群の典型を壓縮し表現せしむる一の手段である。社會經濟生活に於ては單一の場合も典型として價值がなく、故にその智識は集合體の本質を總括過程に依つて一の單一なる典型として表現する爲に捧げらるべきである。

又種々の點よりして平均概念に理想典型的性質を否定するシエルディング (A. von Schelling) の解釋には同意出來ない。成程我々は統計形態の中には純粹理想典型を見ないが如何なる場合に於てもそれは理想典型表現の概念である。リツカートがそれを相對的史的概念と呼んでゐるのも蓋し史的個體に本質的なるものが、その中に一單位に集約せられたる部分の各々にも均等に粘着してゐるとの理由からである。普遍性の程度の異なる史的概念に付てトロルト (Troeltz) の論じたる事例即それは單に種屬的でもなければ理想的典型でもない彼に依つて簡單に典型と呼ぶるものも茲に存する。恐らく平均的典型なる用語は此の統計的概念の論理的本質を誤りなく示す爲には最も適當なるものであらう。

社會經濟學の領域に於ては文化科學的及自然科學的要素は失はれ従て又個別的研究及普遍的研究所變化する。その個性記述的要素が統計方法に依つて顧慮せらるゝ程度は今明かにした所である。法則定立的方法が如何にして又如何なる程度に適用せらるゝかは更に研究せらるべきである。概念構成に關し上述したる所の補遺として茲に一言すべきは統計研究の依つて以て活動する大量はまた自然科學の見地よりも觀察せられ得る事であつて蓋しそれはその中に普遍的方法の利用を可能ならしむる要素を藏してゐるからである。

かくてその大量は若し専ら調査單位——暫くその更に深い構造を無視して——を注目するならば單なる種屬概念、同種なりと思料せらるゝ單位即原子の合計となる。先づ調査標識の顧慮に依つて原子なる個體性を得る。かくて又集合體は機械的に分解し得るのみならず有機的に組織し得るものとなる。

同種物を目的とする研究は必然的に特に貨財世界の領域に於て見出される。それは特により深き分解に依つて表現せられる。蓋し各部分大量が純社會の領域に於けるよりも一層高

度に同種の單位を綜合したるものと考へられるからである。かくて群構成の際に機械的分析を促す數量的觀點が重要となる。

以上二種の概念構成を容るゝ統計方法は特に社會經濟の内部的分離を適當ならしめ更にそれ以上に前述の説明よりして文化科學の一方法が單に問題となるのではないと云ふ事に行着くのである。かくて又統計の論理的本質は全自然科學の領域にもその利用性が可能となるのである。

七 因果律と法則性

自然科學的考察は昇華して普遍的法則の確立となり、文化科學的研究は個別的原因の探査に努める。社會經濟學に於て因果律と法則性が如何なる關係に立つか、統計が此の兩者の場合に如何なる役割を勤めるか。

社會經濟學に於て法則概念に附與せられた種々雑多の意味に付ては本論の範圍外である。唯現實派理論にとつては法則發見の際の經驗的出發點が論理的自明性である事は社會經濟學者にとつて法則と自然法則との同視が確定してゐないと同様である事を注意するに止める。ワグネル、リユーマリン、

ハスバツハ、オイレンベルヒ等によつて代表せらるゝ現實派の目標は常に社會科學が説明の可能な經驗的規律性を取扱ふものであるとする見地に置かれてゐる。その説明は一の支配的要素の支配を啓示するのであるが、とは云へ總ての規律性は新しい經驗事實に依つて變化し、場合に依つてはその反對方向に變化せられる事さへもるのであるからそれは絶對的必然性を固有しない。

茲に述べる疑問は時々規則性の概念に對する一の全き背離に導くのである。例へばデイルの如きは一般に繼續的な常住不變の經濟現象は存在しないとして右の概念を全く否認してゐる。併し乍ら法則の中に表現せらるゝ普遍性の認識が個別的原因關係を明瞭にする手段として必要であることを思へば法則性探究の斷念の如きは必要でもなければ論理的に可能でもない。原因探究は如何にして特別なる事情に對し一の現象が結果と認めらるゝかの問題の解答を意味する。個々の事實の妥當なる歸責は因果關係の規律性に關する智識がなければ不可能である。換言すれば歸責の確實性は一般的認識が廣汎なればそれ丈高くなる。かくて規律性の若くは法則性の

研究は社會經濟研究の一の手段であつて終極目的ではない。現實派社會經濟理論に於ては規則性又は一定時間に於ける一般的傾向即關聯の有限的恒同をその適用範圍に從つて示すものを法則性としてゐるのである。從て史的相對的にその本質に於て可變的な要素の作用は一般法則性の必然性を害するものである。既にアモンは利用可能性の選擇に付き經濟主體の有する處分權及自由決定なる範疇の史的規定の上に純粹理論の總ての法則の基礎となれる前提を有すると力説してゐる。それが變化を被る丈研究の結果は最早經驗的條件に一致しない。通説的純粹理論は經濟自由主義の理想典型に一致する。併し乍ら現代は此の組織から遙かに隔離してゐるのである。それ故現實派理論は一般的に妥當な必然的に生ずる關係を見出す事が不可能であるとし相對的性質の規則性を確立すると云ふより謙遜なる目的を以て満足してゐる。即それによれば史的變動的要素を顧慮してゐる左程強くないが併し乍ら個々の因果關係の妥當なる歸責を認めんとするものである。それが可能であるとしても法則性は其の關係を一時期につき包含せねばならぬ。それは他とそれとを區別するものであり

之は史的相對的要素によりて明かに規定せられてゐる故に、我々はその史的相對的要素の任意的抽出に着手し得ないときは經濟的事實そのものより出發して統計的方法に依て規律性を確立し法則性なる思想の意味に於てそれが説明に努めねばならない。

右の説明は既に明かにせられたる關係より始まる。我々は人的動作に依る社會經濟現象の規定に依つて人的事情の客觀的な意義關係を明瞭にすべき事を促されるのである。所謂經濟法則はドブレツツベルガーが適切に述べてゐる如く一定の指令の結果としての規則性となつて現はれる。而してそれは一定期間確實に適用せられる、換言すれば經濟行為が事實上之に従ひ然る限り人的行為が事實上此の規範に從つてゐる事を示す證據即經驗に結付けられてゐる。觀察せらるる經濟現象の規律性は此の場合經濟主體の規則的なる規範遵奉として現れるがそれは屢々起るも例外なく存すると云ふ程でもない。此規則的なる規範遵奉は活動せる人間が關係をもつ事態又狀態に依存する。事態又は狀態は變化しそこに又規範遵奉の規則性が他の傾向を取るに至る如き反動が起るのである。

狀態の變化は又それ自體に於て法則探究及普遍を目的とする理論の見地より唯不合理と思はるる、史的相對的事實の推移に還元する。それ故に經驗的に確立せられたる規則性の説明は人間活動の分析に還元せられるが併し塊太利學派の個人心理的普遍化は不可である。蓋しそれは行為の規範の變化を誘致する要素を隨伴するからである。

規律性の經驗的確立は統計に依つて齎される。統計は個々の事實を大量現象として集合したるものにつき觀察する事に依つて歸納的普遍化に必然的に附着する欠陥を避け得るのである。それにより人間行動及其の表現に固有な個別的な複雑した原因にも不拘行為の一般的傾向が觀察せられる。數量的大量解析の結果總ての個々の場合に於て有力な原因が種々の程度に支配的なものとして現象中に現はれるのであるが、その原因はその背後に於て部分的效用を現はすのみである事を知り得る。而して個々の相互に阻害してゐる原因は相互に止揚して唯一般的原因の結果が残されるのみである。實に統計的方法の特性はそれが統計的に把握せられたる大量の説明に努める中に多數の單位觀察が集合せられ、かくて大數の理

の作用する條件が根本的に創造せられると云ふ所にある。統計方法の特徴付くる平均的性質に依つて一般的傾向又は規律性を明瞭にし得るに至るのである。規律性の探究が觀察せられたる大量現象のみに限られない、換言すれば分析せられない目的の上にも移し行かるゝものである限り、此の普遍化は蓋然性の形式に依つてのみ表され得るのである。併し乍ら統計的概括は實在に關する限られたる智識の上に樹てられたものであるから論理的には一定程度の蓋然性を有し得るのみである。而して蓋然性の程度は數學的方法に依つてのみ評價せらるるものでなく、本質上經驗的研究、即既得の經驗に依つて知り得るのである。又經驗的にのみ決定し得る蓋然性の範圍内に於てのみ合目的々に數學的方法に依つて完全に達し得るのである。更に蓋然率の利用性が自然科学に於けると社會科學に於けると等しくない事は既にショットが適切に一言してゐる所であるが社會科學については蓋然率に依つてその地位を確立した統計的研究は一の相對的に重要ならざる役割を勤めるのであつて自然科学の補助手段としてはより大なる意義を有するも社會經濟學の經濟的及社會的方面に付ては全く

反對の事情にありと云ひ得る。蓋し等質の大量現象の範圍たる自然界に於ては數學公式の利用は勿論可能であるが人間活動の方面に於ては單位に代表性少く寧ろ個別的である。大量現象は先づ多くの相互に異なる各事例を蒐集する事に依つて決定し得るのであるが各事例は恰も研究の對象となつてゐる以外の多くの標識に付ては一致しないのを常とする。それ故に自然科学に於て有効に利用し得らるゝ數學的方法も拒否せられ、之に代つて自然科学に於てその場所を見出し得ない他のものが入つて来る。されば社會經濟學に於て我々は數學的蓋然性、蓋然性を目的とするに非ず寧ろそれに類似したるもので蓋然性の表現としての發生の頻繁度として理解し得らるゝものが目的である。而して之は一般に統計的又は經驗的蓋然性と呼ばるゝものである。

統計的大量研究の平均的性質は社會經濟學者が統計的系列の形式に於て目標とする經驗的規律性の論理的解明を可能ならしめる。又我々はその中に時間的に不變なる原因の一般的作用を認識し得る。價值等しき集合體の統計的大量觀察に依て表示せらるゝ恒同、(一代表系列の中位價值によつて説明

せられたるもの) 規則的發展傾向か又は規則的回歸性、律動的運動が齎されるのであつて又多くの規則性の聯合の現はるゝ事は價格統計に於て見得る如く稀でない。

統計的規則性の認識は社會經濟學者にとつてそれ自身目的でなく之に依つて具體的關係換言すれば如何なる個々の状態に一の現象を結果として歸すべきかの問題の決定を可能ならしめる。然らば如何にして統計方法を此の研究目的に利用し得るか。

統計的因果研究は可能なるのみならず必要である。若し統計的方法の利用に依つて因果の考察が達成し得られないならばそれは社會經濟學の方法として無用であらう。故に此の問題に特に注意が拂はれるのも尤もな事である。統計的因果研究は如何なる特殊要素が社會經濟現象に影響を及ぼすかを示す證據を與へる。茲に研究の對象となるは一般に作用する原因(何等か特別の規則性を規定するもの)に非ずして特殊の一度限り現はるゝ個々の原因である。従て一般的には推定せらるゝ原因がかくの如き統計的性質を有するもの——集合體を表現するもの——であるか否やは問題でない。常にそれは統

計的方法に依つて調査し得らるゝものである。時間的統計系列は此の場合には、探究せらるゝ歴史の相對的要素としての原因が觀察過程を變更せしめるから何等規則性を説明するものでない。此の點に於て自然的要素を原因として明瞭にするべき可能性が暗示せられるであらう。社會經濟學者にとつてはその研究領域内の最も正確なる集合現象をその原因關係につき明瞭ならしめる事が特殊の意味をもつ。

統計的因果研究の施用に際しては輕率なる結論を避けなければならぬ。蓋し社會經濟生活に於ては一の原因が單獨に作用する事は稀例に屬し寧ろ原因の連鎖が決定的の役割を勤めるのである。かくて我々は主として結果の複合體の對立する原因の複合體を目的とするもので例外的に最後の支配的な原因を正確に一義的に調査し得るのである。従て二種の現象即現象の複合體の符合即我々が相關的依存性と呼ぶものを決定する爲に現實派理論から見て規則的な場合に於て唯變更作用が統計的に見らるゝのである。

扱て問題となるは統計が因果關係の決定の爲に如何なる方法を形成したかであるが一般的にはそれは比較方法と認めら

るゝものである。かくて統計的比較は差異法及競合的系列の方法の二つの主たる形態に於て表現せられる。

直接の差異法は因果的意義の歸せらるべき標識に依つて區別せらるゝ二種の統計的大量の比較より出發する。此の方法の論理的前提は二つの比較せらるゝ現象が原因として見らるゝ要素に關してのみ異ると云ふ事である。又原因の要素の分離には種々の方法に伴ふ往々克服の容易ならざる困難が存する事がある。直接的差異法が施用し難き限り間接的差異法が補充となる。それは一つの原因なりと推定せらるゝ事實に付ての二つの地理的領域又は時間的隔離の比較である。

統計的資料加工過程に最もよく一致するものは競合的變化的方法であつて之は「一定の場所的時間的群に分解せられる確定的資料が存し」數量的要素が原因的性質を示す場合に於て常に施用し得るのである。數量的階級(例へば所得階級)は影響せらるゝものと推察せらるゝ量(例へば死亡率)に相平行して置かれる。即差異法に於けると同じく競合的變化的方法に依つても間接に處置する事、換言すれば時間的又は地理的系列の比較を施用する事が可能となる。例へば一般に行は

る、農業經營の大きさに依つて地域が區分せられ又隨時の往住移民の數字が觀察せらるゝが如き之である。

以上の各場合に於て系列の因果的依存性が個々に確立せられるが之は何等一義的なる原因探究を證明せず唯準函数的なる相關的關係を明瞭にするもので又その關係は社會經濟學者が専ら目的とするを以てその本質を一層明かにする事は最も重要である。相關理論の論理的特殊性及一般に社會經濟學の因果研究の本質に關する知識はチュブローに依つて根本的に促されたのであるが彼はそれについて、數學的に表示せられた現代の相關理論は直接に非數學的統計家の方法に據つてゐるから此の兩者の目標の間には根本的差異が存在しないと指摘してゐるが尤である。併し茲には一層精細な併し主觀的評價を尙充分含まない方法を論じてゐるのであつて、それは屢充分なる明瞭性を以て現象の中に現れない相關の系列關係を比較的粗なる非數學家的方法よりも著しく明瞭に表示する。

關係關聯は原則として二種類たり得る。正確なる因果關係は因果の一義的にして、密接不可分なる結合と云ふ觀念より出發する。此の事實は自然科學に於ては頻繁に存在するが常

にある譯でない。のみならず社會經濟學に於ては僅かに例外の場合に限られる。嚴密なる因果法則は極端なる場合である。社會經濟に於ては分離性と結合力弱き緊密性を本質とする弛い關係又は結合が顯著であるがそれは社會經濟的因果の複雑なる性質に基因する。複合現象 x が a ・ b の結合を表現し y を a ・ b ・ c の結合物とすれば之等の複合物は唯部分的には等しい原因をその基礎とし y は部分的には他の x たる結果を生ずる。それ故に關係の確實さの程度は二の複合物が「如何程原因的に可分的な結合成分を包含してゐるかに依存し専らかくの如きものから成立するかと云ふ事に依存しない」、茲に明かなる事は不可分的な成分が多く存在する丈關係が一層強固に構成せらるゝ事であり、此の際可變性は相互に因果的に規定せられない重要な成分である。

統計的社會經濟研究に於て二個の複雑なる現象の間に一般に何等かの關係が存在するかを確定するを以て足れりとせず就中關係の強固さ、相互に因果的に規定せられない要素の含まれてゐる事等が確定せられなければならない。併し乍ら強固な不可分な因果關係の前提を基礎とする歸納法には之は不

可能である。

かくて社會經濟學者にとつては正確なる因果解析が解かれるが尙如何なる種類のもがその外に可能なる關係であるかゝ問題として残る。チュブローと彼に従ふ理論家は一方に函数的關係と他方に相關的な又は推量的關係とを分つてゐる。函数的關係の存在するは「不可分の關係が數量的大きさに於て存在する事、即Aなる現象の可能的數量價值に依る各大きさがBなる現象の一定の數量的價值に一致する場合である。」之に反し相關的(推量的)依存性は「Aなる現象の各價值量がBなる現象の單一ならざる寧ろ一の全體系をなす價值量に一致する場合に與へられる」、故に相關的依存性は常に蓋然性を帯びるのである。かくて函数的解析は自然科學的法則研究の一の手段となり相關理論は文化科學の因果研究の道具となる。「自然科學的法則研究は隨時統計的方法の形式をとるがその追求する目的は依然として函数的關係を能ふ限り忠實に説明せんとするにある。之に對し統計的相關々係研究に於ては常に變數間の推量的結合をその特殊形態に於て確定する事を目的とするのである。」

社會經濟生活に於ては複雑なる性質の原因が存在する爲一義的なる因果關係即嚴定せられたる函數關係は發見し得られない。従て我々は相關的性質を有する弛き依存性を確むる事を以て満足せねばならない。數量間の正確なる況んや一般的に妥當なる關係は統計的方法を以てしては見出し得ないのである。假令又それをなすもそれは社會經濟學の目的の本質に矛盾するものであらう。我々は社會經濟理論が一義的なる因果研究より因果律の一特殊表現としての相關的方向測定に迄進む時始めて現實接近性の要求に應ずるものであると確信する。

八 統計方法の論理的本質

統計方法に依つて社會經濟的集合體はその靜態に於て把握せらるゝと動態に於てせらるゝとを問はずその構造が明かにせられ現象形態の規律性が觀察せられ個別的因果關係が確められる。統計方法の特殊性は概念構成に關しても又研究目的に關しても普遍的觀點と個別的觀點との二つの可能なる觀點を援用し得る可能性に存在する。従て又特に社會經濟研究の手段たるに適するのである。

併し乍ら統計的方法的特性については依然として根本的に

斷言する事が出来ない。とは云へその論理的本質はそれと之に對立する方法との關係を明かにする事に依り最も明瞭となる。而して之が考察には更に緒論に於て示したる問題即純粹理論と現實理論との關係の問題、社會經濟思想統一の問題を解決する事が必要となる。

統計方法の要點は調査單位及調査標識の決定に存する、同種の調査單位の大量を集合する事に依つて隨時統計觀察の對象となる集合體の構成が齎される。換言すれば既に調査の行はるゝ前に、特に調査せらるゝものが抽出せらるゝ前に思想的勞作が果されてゐる事即概念構成が完成せられてゐなければならぬ。又その完成したる概念よりも突進んだ最も本質的な成分は専門學の工場より齎される。我々が茲に唯一の目的とする社會經濟理論の概念構成はその本質に於て尙演繹的である。概念構成の出發點たる前提は事實上唯稀に總體として與へられる。蓋しそれは主として經驗中に含まるゝその集合體の總てから離れて考へられるからである。總ての理想典型は演繹的に得られ従て思想的に創造せられる。總ての社會經濟的概念構成の起點に存する思想的構造は統計より受け入

れるのである。換言すればその經驗的統計の利用を可能ならしむべく形造らるゝのである。それは又殆んど我々が統計的方法の利用に際し調査單位として目指す普遍的概念に適用し得る。併し乍ら同時に問題となるは一般的に通用する概念に具体化し殆んど専門科學的概念の位置に最も新しい統計的概念を置くが如き事なき事である。又第二義的統計方法に依つて一層高い程度に概念構成が示される。尙又現實理論的研究の見地から必要である限り茲に修正の可能性が起るのである。

現實理論の意味に於ては現實に現はるゝ典型、換言すれば集合體を構成する總ての現象を一樣に選別する標識に依つて特徴付けられる如き演繹的に得たる概念のみが適當する。従て總ての社會經濟學者は彼等が實在科學に従ふ限り、右の概念を以て實際に勞作する事即それを統計的に利用する事が強制せられ、それに依つて又總ての思想的分裂が防止せられるのである。併し乍ら又社會經濟學には尙直接統計的に把握せられないが併し説明の標準を見出す爲に絶對的に必要なるものとして正しくそれに依つて證せらるゝ事實がある。例へば經濟的權力は財産所有獨占組織等によつて與へられる。統

計は之に依つて、數量的に把握し得ない一般概念を分解しかくして象徴研究を營むのである。併し此の場合先づ思考勞作が始まらねばならない。何とならば一定の状態の下に於て象徴的なものゝ知識は此の方法の前提となるからである。

統計が一の綜合的方法である事、そして其處にその特殊の重要性が存在する事は一般的集合概念から群構成に進む場合尙一層重要となる。各群構成の基礎となるものは調査標識の確定である。經驗事實の無限の多様性は單純に寫真せられ得ず又すべきでなく寧ろ初より重要なものゝ抽出に着手せられる。それが爲には此の豫備的な知的透徹即統計方法によつて明かにせらるべきものゝ重要性の認識がある。演繹的思考に基いて集合體が一般に群に區分せられ得る事、それが組織的構成物を表現する事及群構成が一定の場合に於て實行し得られ他の場合に於てはなし得ない事等の一般的觀念が確立せられなければならぬ。演繹はそれ自體又經驗的實在の觀察に基く、一度又は限られたる場合に起る觀察には先づ演繹的なる思考が考へ得られる。之は又統計的群構成を可能ならしめる標識決定の基礎となる。

統計の綜合的性質は因果關係の研究に依つて最も明瞭に表現せられる。差異法も競合的系列の方法も共に可能的因果關係の知識を前提とする。蓋し一般に統計方法の利用が例外なく論理的に經濟理論の問題提出をその根據とするからである。それ故に統計方法は單位觀察及假說設定によつて既知の又は推察せらるゝ因果關係を確認する目的を追及し得、かくて具體的な相關々係及其の強度が認められるのである。而して因果關係の觀察が存在せず従て統計方法に依つてそれを見出す事は自然科學上の實驗に類する重要な任務であつて、先づその解決に依つて相關々係の強度が確定せらるゝに至る事も考へ得られる。

社會經濟學の個々の方法の間の最後の關係を暗示する事は最終的のものである。演繹法は常に統計研究に先行するのみならず統計的に得たる結果が科學的説明の基礎となる限りその最後の研究過程に於て再びそれに従ふべきである。現實の關係及連鎖の解明は理論的にのみ可能である。かくて統計の利用範圍は理論的研究の全過程の一部となる。實に統計は假說的思想が眞理に到達する爲に濾過せらるゝ云はゞ一の篩で

あつて此の試験に通過した時、理論的説明が更新せられて前景に現はるゝ事となり又追及せられたる眞理は確證せられるのである。此の意味に於て現實派理論は社會經濟學の統計化を歓迎すべきであらう。將來統計的思想は決して専門的統計家に委ねらるべきでなく各科學的思想家及實際的評定家の共有財たるべきである。又統計家は單に統計家たるのみならず同時に凡そ統計法の利用せらるゝ總ての科學の支持者であり又常にかくあらねばならない。統計學を専門學として特立する事は統計學及社會經濟學の兩者に一の強打を與ふる事を意味するものであつて、かくては統計學は一の純粹技術に墮し社會經濟學を一の隱遁的なる空論的科學に陥し入れるもので

ある。社會經濟學が——現實的見地に立てるその辯護者の昔より追求に努めたるもの——即實在科學であるならば然らば方法としての統計は欠く事が出来ない。是を以て統計學のみが恰も理論を現實に近く樹て得るが如く主張する意見は辯護せらるべきでない。統計は之に對する一の併し唯一の不可缺の手段である。統計が獨り充分でないと言ふ事はその内心的本質から出るものである。唯數量的に把握し表現せられ得る集合的大量が問題となる限りそれは不可缺のものである。此の前提を豫定しない所にはそれと同格の豫示的な解明方法がそれに代らねばならぬだらう。(完)

英國に於ける農業統計概要

全地球上資源の豊富なる地の大部分を獨占し太陽の没するを知らずと自負する國、ユニオンジャツクを翻し萬里の波濤を我物顔に調歩し世界の工場、世界の銀行を以て矜恃する國、

英國に於ても諸國を襲つた恐慌の重壓には堪ふべくもなく不況の嵐は既に新興國の産業に壓迫せられて衰勢にあつた同國の全産業部門を通じて執拗に吹きまくつてゐる。殊にその傳

統的商工立國策の下に冷遇せられてゐた農業は近隣農業國又は海外屬領よりの廉價なる農産品の大量の侵入により内外よりの強壓を受け定に苦難そのものゝ姿にあつた。然るに最近世界の風潮が協同的國際經濟主義より排他的國民經濟主義への轉向を示し高率なる關稅障壁内に自國産業の保護に汲々としてゐるが、この動向は自由主義の祖國英國にも反映し未曾有の經濟國難打開を目標とする舉國一致内閣の下に傳統的自由政策より強度の保護政策へと急角度の轉向を示したのであるが農業政策に於ても之が反映を示しその一顯現として國產獎勵運動(Buy home made goods)は澎湃として起り同國の農漁省は之が鼓吹に大童となつてゐる。

然しながら茲にはその農業政策について云爲せんとするものでない只その前提となるべき同國農業統計が如何にして蒐集編成せられてゐるかを概略述べて見たいと思ふ。

英國に於ける農業統計事務の所管は英國農漁省統計課(Statistical Branch of the Ministry of Agriculture and Fisheries)に屬する。然し乍らスコットランド、北部アイルランド、アイルランド自由國、アイル・オヴ・マン、ガアンジ

イについては夫々別個に農務省(Department of Agriculture)又は行政廳(Government)に依つて行はれてゐるから英國農漁省統計課の所管はイングランド及ウェールズの二州に限られ只前記數地方の農務省又は行政廳の蒐集したる統計の報告を受け之等を纏めて聯合王國(United Kingdom)の分として農漁省より公表するに過ぎない。以下述べんとする農業統計事務に關する概要はイングランド及ウェールズに行はるゝ所のものである。

農業統計の中央機關としては前述の如く農漁省統計課であるが地方機關としては農漁省に於て任命したる農業報告者(Crop Reporters)で約三百十名あり之を各郡(County)に配置し各擔當區域内の面積や其の他の事情に應じて手當を支給してゐる。

調査の便宜の爲め調査區を設ける事とし教區(Parish)又は大教區にあつては之を更に數區分したる町村(Township)を以て之に充てゝゐる。而して全國の教區又は町村の總數は一九二八年に於て約一四、二五〇である。従つて農業報告者一人當の擔當調査區數は約四六區となつてゐる。

調査単位は農場であつて農場の所有者又は經營者は農業統計報告法 (Agricultural Returns Act, 1925) に依つて申告の義務が課せられてゐる。又申告義務者の申告したる個々の事項は農業統計の作成公表又は農業統計報告法實施の目的外には申告義務者の許可なき限り之を利用し公表し又は漏洩する事を得ないものとして申告義務者の利益の保護に努めてゐる。調査単位となるべき農場は耕地一エーカー以上のもの、又は牛、綿羊、豚を飼養するものであつて一九二八年に於て調査農場数は耕地一エーカー以上のもの四〇七、二〇〇と一エーカー未満の耕地經營者又は全然耕地を經營せず單に家畜飼養のみをなすもの約六、三〇五合計四一三、五〇五であつた。之を一教區當にみれば約二九、農業報告者一人當にみれば約一、三三四となる。調査方法については農作物栽培面積、家畜頭數、農場労働に關するものと收穫高推計に關するものとは多少異なるから以下之を分ちて説明する事とする。

一、農作物栽培面積、家畜頭數、農場労働に關する統計

調査期日約一ヶ月前に農業報告者は自己の擔當區域内にある一エーカー以上の農場又は家畜飼養者に調査票を郵送

して申告せしめる。次いで申告義務者より所定事項記入の上該調査票を農業報告者宛に申告期限迄に郵送する。

別に農業報告者は教區内農場一覽表 (Parish List No. 1) を作成しそれに教區内の農場占有者氏名、農場名稱、占有者の郵便宛所等を記入し又その占有關係が前年と差異があるか否かを確め之を記入する。之が爲め教區の課税表 (Rating List) を参照する。尙調査票を配布すべき申告義務者の異動を知る爲め豫め教區の稅務員宛に借地關係の異動につき一定の様式に依り照會を發して之を確める事としてゐる。

申告者より調査票の郵送を受けた時はその調査票の調査事項中二三の所定事項を前記の教區内農場一覽表に轉記し前年との異動につき備考を附し尙調査票の受領につき督促をしたかどうか、直接蒐集したか又は推計したかどうかを記入する。

更に教區概括表 (Parish List No. 2) を作成し之に自己の擔當區域内の教區別概數を前年との異動に關する備考と共に記入する。

調査票の蒐集及教區内農場一覽表の作成が了つた時は調査員は調査票を教區内農場一覽表記載の順序に整理し各教區別に取纏め之を農漁省に送附する之と共に教區内農場一覽表に調査票送附日及送附方法を記入して之を別封便にて送る。

又教區内農場一覽表全部の送附を了つた時は教區概括表に之等一覽表の送附日を記入して之を農漁省に送附する。

農漁省に於て調査票及教區内農場一覽表を受取つた時は調査票數が教區内農場一覽表に記載する所と一致するか否やを検し若し相違がある時は農業報告者に照會して之を確める。票數が正確な時には之を各教區別に、調査票と大體同型の集計用紙に集計轉記して教區の總數を求める。各教區別集計が了つた時は之を郡計表 (Abstract of Parish Returns of Acreage of Crops) に轉記する。尙郡計表中の各教區別合計欄は豫め教區内農場一覽表に基き之を記入し置き教區内集計表の合計と一致するや否やを検し若し相違ある時は之を照會修正する。

郡計表の作成が了つた時は農業區 (Agricultural Divi-

sion) 毎に合計して各區別の總數を求める。而して之等全國十農業區の總數を合計する事によつて全國の總數が出て來るのである。

全國の總數は集計次第速報せられ更に郡別の詳報は年報として公表せらるゝ順序となる。

調査票其他調査に要する様式書類は總て農漁省に於て給與せられてゐる。

以上に依つて調査せらるゝ調査項目は凡そ左記の通りで調査期日は毎年六月四日現在である。

調査項目

一、作物及禾草	登録面積エーカー
1 小麦.....
2 大麦.....
3 燕麥.....
4 混作穀物.....
5 ライ麥.....
6 蠶豆、菜豆(穀粒用).....

7	蠶豆、菜豆(青刈又ハ飼料用).....	...
8	豌豆(穀粒用).....	...
9	豌豆(青刈又ハ飼料用).....	...
10	馬鈴薯.....	...
11	燕及瑞典燕.....	...
12	マンホールド.....	...
13	球莖甘藍(Kohl Rabi).....	...
14	飼羊用甘藍(Rape or Cole).....	...
15	キャベージ、縮葉甘藍(飼料用)..... (Cabbage Savoy and Kale)	...
16	ク..... (食用).....	...
17	子持甘藍..... (Brussels Sprouts)	...
18	花椰菜又ハ木立花椰菜..... (Cauliflower or Broccoli)	...
19	ヤハズ豌豆又ハ野豌豆..... (Vetches or Tares)	...
20	ルーサン.....	...
21	甜菜(火焰菜ニ非サルモノ).....	...
22	ニンジン.....	...
23	タマネギ.....	...
24	セルリー.....	...
25	大黃(Rhubarb).....	...
26	芥子(種子用).....	...
27	ク..... (飼料用).....	...
28	亞麻(纖維用).....	...
29	亞麻種子.....	...
30	ホツブ.....	...
31	果樹園(小果樹ヲ間作セルモノ).....	...
32	ク..... (他ノ作物ヲ間作セルモノ、 休閑地又ハ採草地アルモノ).....	...
33	小果(果樹園内ニアラサルモノ).....	...
34	上記ニ調査セラレサル他ノ作物.....	...
35	休閑地.....	...
36	クロバー、セインフォン、 一時的禾草(當季刈取ルモノ).....	...
37	ク..... (當季刈取ラサルモノ).....	...
38	永年性禾草(當季刈取ルモノ).....	...
39	ク..... (當季刈取ラサルモノ 但粗放的放牧地ヲ除ク).....	...
40	合計.....	...

41	粗放的放牧地..... (山地、荒野、沼地、低地、其ノ他ノ荒蕪地ニシテ放 牧ニ供シ而モ所有者ガ單獨放牧權ヲ有スルモノ) 二、家畜及家禽..... 頭又ハ羽.....	...
42	馬(農事用又ハ市場菜園用及種用牝馬ヲ含ム).....	...
43	一才以上ノ未調教馬.....	...
44	一才未滿ノ乗用馬.....	...
45	一才未滿ノ挽用馬.....	...
46	種牡馬(一年中ニ使用セラレタルモノ)	...
47	其ノ他ノ馬(農場ニアルモノ).....	...
48	合計.....	...
49	乳牛.....	...
50	乳用ニ非サル仔持牝牛.....	...
51	初メテ仔持ノ牝牛.....	...
52	種牡牛(使用中ノモノ).....	...
53	二才以上.....	...
54	其ノ他ノ牛..... 一才以上二才未滿..... 一才未滿(犢ヲ含ム).....	...
55	合計.....	...
56	合計.....	...
57	種牝緬羊.....	...
58	種牡緬羊(及種仔羊)(一年中ニ使用スヘキモノ).....	...
59	一才未滿ノ仔緬羊.....	...
60	其ノ他ノ一才以上ノ緬羊.....	...
61	合計.....	...
62	種牝豚.....	...
63	種牡豚.....	...
64	其ノ他ノ豚.....	...
65	合計.....	...
66	六ヶ月以上ノ鷄.....	...
67	六ヶ月未滿ノ鷄.....	...
68	六ヶ月以上ノ鷄.....	...
69	六ヶ月未滿ノ鷄.....	...
70	鷄.....	...
71	七面鳥.....	...
72	三、漿果(果樹園ノモノヲ含ム) 和蘭莓..... 登錄面積エーカー.....	...
73	黃莓.....	...

74	スグリ (Currants) 及グズベリー
75	其ノ他ノ漿果
76	合計
四、労働 (調査期日ニ現ニ使用セラル、モノヲ謂ヒ農場所所有者及其ノ妻並家事使用人ヲ含マズ)		
常備		
77	二十一才以上ノ男
78	二十一才未満ノ男
79	女子
臨時備		
80	二十一才以上の男
81	二十一才未満の男
82	女子
83	合計

一、收穫高推計 (Crop Estimation)
 收穫高推計は小麦外九種の作物につき各教區別栽培面積
 エーカー當平均收穫高を基準として之を行つてゐる。今そ
 の方法の概要を述べる事とする。
 農業報告者は農漁省より豫め配布を受けたる收穫高推計

票に前記載面積調査に依り知り得たる栽培面積を推計せ
 らるゝ作物別に之を記入する。調査期日に至れば農業報告
 者は其の擔當區域内の各教區に赴き、自ら作物を観察し又
 は精農家、打穀機所有者其の他報告を受くるに適當なりと
 する者に就き尋問又は報告を徴したる後可及的正確に當該
 教區の各作物別エーカー當平均收穫高を推計して之を推計
 表に記入する。推計表に記入を了したる時は之を報告期限
 内に農漁省に送附する。

農漁省に於ては農業報告者より送附せられたる推計表に
 基き各教區内の各作物別面積にエーカー當收穫推計高を乗
 じて教區別總計を算出し更に之を加算して郡總計を求め次
 で農業區別總計を出し最後に之を合計して全國總數を求め
 之を公表してゐる。
 收穫高推計の行はるゝ作物は小麦、大麦、燕麥、混作穀
 物、蠶豆及菜豆、豌豆、禾草、馬鈴薯、蕪及瑞典蕪、マン
 ゴールド、甜菜、ホップであつて報告期限は小麦乃至甜菜
 については十一月十五日としホップについては十月五日と
 してゐる。又農漁省の收穫高推計公表期は小麦乃至甜菜に
 ついては十二月上旬ホップについては十月中である。

その外農業報告者をして毎月末日にその擔當區域内に於ける
 農事作業の進捗状態、作物の成育状態、家畜の飼育状態、收
 穫期近きものにおいてはその豫想收穫高、農場労働状態、天
 候状態等について自己の觀察その他適當の資料に基き之を調
 査し報告せしめてゐる。右による資料は毎月八日頃に公表し
 てゐる。

以上の外農業年報 (Report of Agricultural Statistics) に
 は小麦、大麦、燕麥の收穫時期、收穫の最も早いもの、時期、
 平均收穫期間、エーカー當推計未加工重量、麥蘗推計生産量、
 肉類羊毛牛乳酪農産品産卵高等に關する推計等をも併せ掲載
 する事としてゐる。

以上は農業生産統計調査方法の概要であるが農漁省統計課
 に於ては更に英國産小麦大麦燕麥の價格及賣買數量と農産
 物、家畜、畜産物等の市場價格統計を作成公表してゐる。以
 下之等の統計の作成方法概要を述べる事とする。

英國産穀類價格統計 (Price of British Corn)
 英國産穀類價格統計は一七三都市に於ける英國産小麦、大
 麥、燕麥の價格及購買高につき調査作成せられてゐる。

調査機關として調査都市に穀類取引調査員 (Inspector of
 Corn Returns) 各一名を置いてゐる。調査員は關稅内國消費
 稅徵稅官 (Officer of Customs and Excise) であるが倫敦に
 限り別に農漁省に於て之を任命してゐる。調査報告者は前記
 の英國産穀物の (一) 小賣業者 (二) 穀物問屋、製粉業者、醸造
 業者又は蒸溜業者 (三) 當該都市内又は之を發着點とする貨客
 運送車を専有し又は共有する者 (四) 轉賣、碾製麥粉、麥麵、麵
 包販賣の爲英國産穀類を購入する者等であつて、づれも一八
 八二年の穀類報告法 (Corn Return Act, 1882) 一九二一年
 の穀類販賣法 (Corn Sales Act, 1921) に依り申告義務を課
 せられてゐる。

調査の實際については前記の申告義務者は毎週其週末取引
 日に倫敦に於ては水曜日に一定の調査票に依り當該週中に
 (倫敦では火曜日)を以て終る一週)調査都市内に於て購入した
 る穀類の數量、價額、單價、販賣者氏名及若し他人の爲めに
 購入したる場合に於てはその委託者の氏名等を記入したる上
 之を當該都市の調査員に送附する。調査員は別に購入者の申
 告の正否を検する參考資料として販賣者に一定の票に依り賣

先住所氏名販賣に關する事項等につき報告を徴してゐるが之等販賣者は別に申告義務を課せられてゐない。

申告義務者たる各購買者より調査票の送附があつた時は調査員は之を取纏め各購買者別にその氏名購入數量價額を夫々原簿に記入し當該週中の各種類別英國産穀物購買總數量價額及平均價格を求め次週の月曜日に購買數量價額平均價格に關する週概計表(Weekly Summary)を農漁省に送附する。同時に之は各都市の市場に通知せられる。

農漁省に於ては右の週概計表を基礎として總價額を總數量にて除して各都市及全國の平均週價格を求め各都市の週平均價格は毎週一定の様式に従ひ之を倫敦新報(London Gazette)上に公表し全國の購入數量及平均價格は(一)前四週間の比較及前數ヶ年の同週間の比較(二)毎三ヶ月平均價格及年平均價格(三)毎七年平均價格等につき之を公表してゐる。

市場價格統計

市場價格統計は全國代表的市場に於て賣買せらるる農産物家畜畜産物其他食料品の價格につき作成せられてゐる。

調査の方法は農漁省に於て任命したる市場調査員(Market

Reporters) がその擔當區域内の市場に就き調査し報告したるものを農漁省に於て集計公表するものである。

調査員は市場の事情に精通したる者であるが彼等はその擔當市場に絶えず出入して其處に賣買せられる農産物、家畜その他につきその現實の價格を調査し水曜日を以て終る一週中に於ける各等級別平均價格を記入し更に生産品の品質及其の需給關係に關する意見等をも附記したる報告票を農漁省に送附する。調査員が報告する所謂平均價格は市場内の總ての取引をその價格と共に記録する事が困難である爲め純然たる數學的平均に依る事は殆んど稀で普通は市場内の情報通報者よりせらるる報告と賣買せらるる貨物の品質につき自ら觀察したる所により遠觀的なる平均價格を求めらるのである。

農漁省に於ては調査員の報告したる週概報に基き全國市場別一覽表を作成して之を市場通報(Agricultural Market Report)として公表し尙農漁省調査員の提出した市況に關する意見に基いて別に市場摘要(Notes on the markets)を公表する。

市場價格の調査せらるる貨物は左の如くである。

一、家畜

調査せらるべき家畜は牛、乳牛、犢、緬羊、小羊、豚であつて之を主要品種別に肥肉用及貯藏用の二種に分ち更にその品質により三階級に分けて調査する事とし尙市場に賣買せられたる頭數をも併せ記入する事としてゐる。

二、肉類

主要四市場に於て牛肉、犢肉、緬羊肉、小羊肉、豚肉に付き國産品輸入品を含み主産地別に且品質により二階級に分けて調査してゐる。

三、食料品

調査せらるる品目はバター、チーズ、鶏卵、鶯卵、鳥獸肉(鶏、鶯、七面鳥、家兎、野兎)、ハム、ベーコン等であつて國産品輸入品を含み各主要産地別に且品質により二階級に分ちて全國主要二十五市場について之を調査してゐる。

内英國産のバター、鶏鶯卵、食用鳥獸(鶏、鶯、七面鳥、家兎)、食用鳥獸肉(同前)、貯藏用鳥獸(同前)、チーズについては別に品質により三階級に分けて調査してゐる。

四、果實及蔬菜

果實については苹果、黒莓、櫻桃、赤スグリ、西洋スモモ、グズベリー、葡萄、梨、スモモ、黄莓、和蘭莓につき國産品輸入品を含み各主要産地別に又品質別に之を二階級に分けて調査してゐる。

蔬菜については朝鮮アザミ、アスパラガス、菜豆及蠶豆、甜菜、花キャベージ、子持甘藍(Brussels Sprouts)、キャベージ、ニンジン、花椰菜(Cauliflowers)、セルリーその他十種の主要蔬菜につきその主要産地別に又品質別に之を二階級に分けて調査してゐる。尙國産移入の苹果、梨については別に上、中、下の三階級に分けて之を調査してゐる。

五、飼料農産物

飼料用根菜類(ニンジン、マンゴールド、瑞典蕪)、乾草(クローバー、牧草、混草及セインフオン)、麥(小麥、燕麥、大麥)、馬鈴薯(走り(早)、二番モノ(中)、普通モノ)につき二階級に分けて之を調査してゐる。

六、羊毛

國産羊毛につき主要種別により洗毛と然らざるものとに

分け且當才ものと種牝羊及去勢羊とに分けて調査してゐる。

尙市場に出廻つた羊頭数を長毛種、短毛種、雜種の三種に分けて調査してゐる。

七、牛 乳

牛乳については市場はないが牛乳配給契約が内國農業者組合計畫(National Farmers' Union Scheme)の下に行はれてゐるから之について調査する事としてその調査地はバ—ミンガム、マンチェスター、ロンドンの三都市である。尙大停車場に於ける過剰牛乳の處分についても報告せられてゐる。

八、穀類及飼料、原料品

小麥、大麥、燕麥、玉蜀黍、菜豆及蠶豆、豌豆、ダリー(Dairy)、ライ麥、蕎麥、麩、碾割、油粕、飼料用糖水、醸造用穀類、麥芽莖、麥芽粉、甜菜、バルブ等について四市場に於て國産品及輸入品を含み之を産地別種類別に調査してゐる。

九、肥 料

硝酸曹達、硝酸石灰、硫安、石灰窒素、カイニット、加里鹽、鹽酸加里、鹽基性鑛滓、過磷酸石灰、磷灰石粉末、骨粉、蒸骨粉、魚肥、燒石灰、粉末石灰、粉末白堊、硝石灰等について種類別に四市場に於て調査してゐる。

馬一齊調査概報

馬一齊調査は帝國在郷軍人會を調査主体とし陸軍省及農林省の後援と各師團、道府縣、市町村、帝國競馬協會、帝國馬匹協會、各畜産組合、府縣統計協會等中央、地方の各關係方

面の協力の下に昭和七年十月一日現在を以て全國の馬(宮内省有及國有の馬を除く)につき一齊に行はれたのであるが各在郷軍人分會の熱心なる努力と道府縣統計機關其の他の敏活

なる行動によつて調査日より僅かに二ヶ月餘にて早くも本調査結果を概報し得らるゝに至つた事は寔に喜ばしき次第である。

馬一齊調査の計畫が帝國在郷軍人會より發表せらるゝや否や中央に於ては地方馬一齊調査協議會が設置せられ陸軍省、農林省、資源局、内閣統計局、軍馬補充部本部、帝國在郷軍人會、帝國農會、帝國馬匹協會、帝國競馬協會等の關係者が之に参加して本調査に關する諸般の事項を協議する事となり、地方に於ては各師團司令部主催の下に師管地方馬一齊調査協議會が設置せられ聯合支部、支部及聯合分會、軍馬補充部支部、國立種馬關係場所、道府縣統計課長係主任、農務課長其の他農會、畜産關係諸團體の代表者等が之に参加して調査實行に關する諸般の事項を協議する事となつたのである。又調査實行の機關としては在郷軍人分會が市町村、農會、畜産關係團體の援助の下に之に當る事となり地方馬一齊調査員が設置せられ、その實查指導には指導員が設けられたのである。一方農林省に於ても在郷軍人會が従來統計事業に經驗のないのに鑑み本調査を完成するには統計事務に熟練せる道府縣

市町村統計機關の協力を有益且必要と認めたとその旨道府縣に依頼する事としたのであるが、道府縣統計機關に於ても右の趣旨に基き或は市町村統計機關を督勵して之が援助をなさしめ或は講習會、講演會(全國主要産地、育成地方には農林省、陸軍省、内閣統計局及在郷軍人會本部より夫々講師を派遣せり)、打合會等を開催して調査員の指導訓練に、調査趣旨の宣傳に努め或は豫習調査を行ひ市町村に於ても各々相當の經費を捻出して調査の徹底に資する等深甚なる側面的援助が與へられた事は看過し得ない所である。

調査當日に於ては道府縣統計課係に於ても管内各地に係員を派して調査の成行を監視せしめ農林省統計課に於ても課員を主要なる馬集散地たる福島縣白河町に派して福島種馬所員等と共に調査を應援せしめたのである。

而して本調査に直接従事したる人員は調査指導員約四萬人調査員約七萬一千人内農林統計調査員を兼ねるもの九千七百人其の他のもの約三萬人合計十四萬一千人となる。此の外間接に従事し又は關係したるもの亦少なからざる見込である。尙之を道府縣別に見れば別表の通りである。

又調査に要したる経費についても帝國競馬協會の在郷軍人会に對する寄附金六萬圓をはじめ道府縣及市町村其の他諸團體の支出金額概略八萬二千圓にしてこの内には在郷軍人分會の支出金を除けるものなれば之を加算すれば更に巨額に達するであらう。右経費の内譯を道府縣別にみれば別表の通り。調査に際しては豫め別表第一號様式による照査表により豫備調査を行ひ本調査の結果は各在郷軍人分會に於て調査員の集められる申告票(別表第二號様式)が整理集計せられて分會結果表(別表第三號様式)となり申告票と共に道府縣に送附せられ

助役其の他の吏員にして本調査を援助したるもの、畜産團體、統計協會その他の團體及個人にして特に本調査を援助したるもの等に對しては陸軍農林兩大臣より感謝狀を授與してその勞をねぎらふ事となつてゐる。
馬一齊調査全國結果概要

道府縣に於ては之を基礎として郡市結果表、道府縣結果表を作成し早きは十月中旬より申告票、分會結果表と共に之を農林省に送達し十二月十日を最終として全國道府縣の結果表提出は完了したのであるが、豫定期限の十二月末日に先立つ事十五日此の種の調査報告として顯著なるスピードアップである。農林省に於てもその審査取纏を急ぎ十二月二十一日に至り本調査全國結果概要が公表せらるるに至つたのである。即ちその概要は別表の通り。

全國總馬數 一、五八一、四六六頭
内 牝 一六六、九〇九頭(一割 六厘)
 騾 五一一、一七六頭(三割二分三厘)
 牝 九〇三、三八一頭(五割七分一厘)
次に之を年齢に依りて區別すれば
當歳以上明三歳迄 三四三、〇九四頭(二割一分七厘)
明四歳以上 一、二三八、三七二頭(七割八分三厘)
之を用役別に觀れば
蕃殖用(蕃殖用兼農用及蕃殖用兼荷馬車用を含む)
三二七、八一五頭(二割 七厘)
農用 八二四、八九九頭(五割二分二厘)
荷馬車用 一八三、二八〇頭(一割一分六厘)
其他 二四五、四七二頭(一割五分五厘)

尙道府縣職員にして本調査に參與したるもの、市區町村長、

更に之を地方別に觀れば頭數の最も多きは北海道の三十二萬七千三百五十頭にして全國總頭數の二割七厘を占め岩手の九萬六千七百十六頭、福島の八萬九千四百五十七頭、鹿児島

の七萬九千七百七十一頭等之に次ぎ其の最も少きは奈良の六十頭である。

馬一齊調査全國結果表
一道府縣別性別年齢別

昭和七年十月一日現在

總數	性別		當歳以上	明四歳以上
	牡	牝		
一、五八一、四六六	一、一六四、九〇九	三八六、五五七	三四三、〇九四	一、二三八、三七二
三八七、五七〇	四六、九三三	五一一、一七六	二〇九、六八五	二二七、六八五
六〇、八〇〇	七、一九五	二六、八七九	一六、九三三	四三、九〇二
六六、七六六	一、二四八	一八、九一〇	一六、九三三	四三、九〇二
六三、四三三	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
六七、四三三	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
六三、四三三	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
六九、四五七	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
四九、九六三	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
五五、一七九	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
三三、三〇七	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
三〇、三〇〇	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
二九、九六七	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
四、六五七	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二
六、五七〇	一、四一四	一六、九三三	一六、九三三	四三、九〇二

沖	區州九		區國四		區國中		區畿近		區海東		區山東		區陸北	
	鹿宮大熊長佐福兒	崎分本崎賀岡	高愛香德	知媛川島	山廣岡島	口島山根取	和奈兵大京滋歌	山良庫阪都賀	三愛靜	重知岡	岐長山	泉野梨	福石富新	井川山湯
總數	四、九三四	七、九七一	一、五八三	一、三八六	一、六六六	一、五三三	二、四四二	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇	二、〇三〇
蕃殖用	一、九二五	六、五八〇	一、三七八	一、二七六	一、三七八	一、二七六	一、三七八	一、二七六	一、三七八	一、二七六	一、三七八	一、二七六	一、三七八	一、二七六
荷馬	二、五五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六
客馬	九、五五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六
競馬用	二、七五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六
乘用	二、七五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六
其ノ他	二、七五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六
未定役	六、七五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六
用役	二、七五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六
ナシ	三、七五	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六	一、二七六

二年齡別性別用役別

昭和七年十月一日現在

上以歲四明	上以歲三當		數總		總數
	北	壯	北	壯	
七、三三二	四、六三三	一、二二六	一、七九九	三、三三三	一、五八三
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六
三、三三二	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六	一、二二六

馬一齊調査従事人員

調査地区	調査従事人員		その他
	調査員	指導員	
北海道	14,611	4,029	30,953
青森	8,363	2,249	9,455
岩手	2,742	519	530
秋田	4,412	1,491	516
山形	4,412	1,491	516
福島	3,630	1,268	1,000
茨城	3,630	1,268	1,000
栃木	3,630	1,268	1,000
群馬	3,630	1,268	1,000
千代田	3,630	1,268	1,000
東京	3,630	1,268	1,000
大塚	3,630	1,268	1,000
奈良	3,630	1,268	1,000
和歌山	3,630	1,268	1,000
鳥取	3,630	1,268	1,000
島根	3,630	1,268	1,000
岡山	3,630	1,268	1,000
広島	3,630	1,268	1,000
徳島	3,630	1,268	1,000
香取	3,630	1,268	1,000
高松	3,630	1,268	1,000
愛媛	3,630	1,268	1,000
高知	3,630	1,268	1,000
九州	3,630	1,268	1,000
福岡	3,630	1,268	1,000
佐賀	3,630	1,268	1,000
長門	3,630	1,268	1,000
熊野	3,630	1,268	1,000
大分	3,630	1,268	1,000
宮崎	3,630	1,268	1,000
鹿児島	3,630	1,268	1,000
沖縄	3,630	1,268	1,000
合計	146,111	40,290	309,530

調査地区	調査従事人員		その他
	調査員	指導員	
北海道	14,611	4,029	30,953
青森	8,363	2,249	9,455
岩手	2,742	519	530
秋田	4,412	1,491	516
山形	4,412	1,491	516
福島	3,630	1,268	1,000
茨城	3,630	1,268	1,000
栃木	3,630	1,268	1,000
群馬	3,630	1,268	1,000
千代田	3,630	1,268	1,000
東京	3,630	1,268	1,000
大塚	3,630	1,268	1,000
奈良	3,630	1,268	1,000
和歌山	3,630	1,268	1,000
鳥取	3,630	1,268	1,000
島根	3,630	1,268	1,000
岡山	3,630	1,268	1,000
広島	3,630	1,268	1,000
徳島	3,630	1,268	1,000
香取	3,630	1,268	1,000
高松	3,630	1,268	1,000
愛媛	3,630	1,268	1,000
高知	3,630	1,268	1,000
九州	3,630	1,268	1,000
福岡	3,630	1,268	1,000
佐賀	3,630	1,268	1,000
長門	3,630	1,268	1,000
熊野	3,630	1,268	1,000
大分	3,630	1,268	1,000
宮崎	3,630	1,268	1,000
鹿児島	3,630	1,268	1,000
沖縄	3,630	1,268	1,000
合計	146,111	40,290	309,530

備考 一、一印ハ不詳ノ分トス
 二、右表ノ外帝國在郷軍人會ノ推計ニ依レバ指導員又ハ調査員以外ノ帝國在郷軍人會關係者ニシテ本調査ニ直接參與セシモノ凡ソ一萬三千九百人アリ

道府縣、市町村及在郷軍人會ヲ除キタル他ノ團體ノ支出金

八〇

區山東	區陸北	區東關	區北東	北海道	總數
岐長山 阜野梨	福石高 井川山湯	神奈川 東葉 千玉 崎馬 群木 郡城	福山秋宮岩青 島形田城手森		
一、六四七 三、六六八	一、二八三 五、四〇七	一、一七二 五、八一八	一、八一八 八、六三三	一、九二二 七、七三七	一、九二二 八七、五〇〇
三、三三六 五、三三七	二、七〇四 二、〇六六	五、〇〇〇 四、六一九	四、四〇三 一、六三八	四、六九二 一、六一八	三、九二二 一、九二二
一、八六二 二、六三〇	一、九四七 二、三二一	五、〇〇〇 四、六一九	三、五〇〇 一、八五五	三、五〇〇 一、八五五	一、六〇三 一、六〇三
一、三二七 一、三二七	七、七七七 二、三二六	七、七七七 二、三二六	一、九二二 一、九二二	一、〇一九 五、八七八	一、〇一九 五、八七八
一、一五〇 〇	九、九三二 六、四四五	五、三二一 三、八七二	一、八一八 一、八一八	一、四六六 一、四六六	一、四六六 一、四六六
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
一、一三二 一、三三六	四、四三〇 五、八一〇	三、三三三 三、三三三	一、八八六 一、八八六	六、六九九 二、三二九	三、三二九 二、三二九
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇
〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇	〇 〇

總額
道府縣
帝國在郷軍人會交付金
市町村
在郷軍人會ヲ除キタル他ノ團體
旅費
集計費
調査員具
通信費
補助金
其ノ他

備考

一、一印ハ未詳ノ分トス

二、使途不明又ハ未定ノモノハ總テ其他ノ欄ニ計上セリ

三、鹿兒島縣ニツキテハ其ノ使途ニ付キ在郷軍人會分會ノ分ト區分サレザルヲ以テ適宜推定按分掲上セリ

沖	區州九	區國四	區國中	區畿近	區海東
鹿兒島	宮大熊長佐福	高愛香徳	山廣岡島鳥	和奈兵大京滋	三愛靜
細島	島崎分本崎賀岡	知媛川島	口島山根取	山良車阪都賀	重知岡
四九三	一、九三六 二、九三六 三、九三六 四、九三六	一、五三三 二、五三三 三、五三三 四、五三三	一、五三三 二、五三三 三、五三三 四、五三三	一、五三三 二、五三三 三、五三三 四、五三三	一、五三三 二、五三三 三、五三三 四、五三三
八九	六、七四 七、七四 八、七四 九、七四	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三
〇	五、四八 六、四八 七、四八 八、四八	一、二二 二、二二 三、二二 四、二二	一、二二 二、二二 三、二二 四、二二	一、二二 二、二二 三、二二 四、二二	一、二二 二、二二 三、二二 四、二二
八九	一、四一 二、四一 三、四一 四、四一	一、四一 二、四一 三、四一 四、四一	一、四一 二、四一 三、四一 四、四一	一、四一 二、四一 三、四一 四、四一	一、四一 二、四一 三、四一 四、四一
三〇	一、三二 二、三二 三、三二 四、三二	一、三二 二、三二 三、三二 四、三二	一、三二 二、三二 三、三二 四、三二	一、三二 二、三二 三、三二 四、三二	一、三二 二、三二 三、三二 四、三二
一四	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
一	四、四九 五、四九 六、四九 七、四九	一、三三 二、三三 三、三三 四、三三	一、三三 二、三三 三、三三 四、三三	一、三三 二、三三 三、三三 四、三三	一、三三 二、三三 三、三三 四、三三
一四九	一、八六 二、八六 三、八六 四、八六	一、八六 二、八六 三、八六 四、八六	一、八六 二、八六 三、八六 四、八六	一、八六 二、八六 三、八六 四、八六	一、八六 二、八六 三、八六 四、八六
九	一、三五 二、三五 三、三五 四、三五	一、三五 二、三五 三、三五 四、三五	一、三五 二、三五 三、三五 四、三五	一、三五 二、三五 三、三五 四、三五	一、三五 二、三五 三、三五 四、三五
二四〇	一、九五 二、九五 三、九五 四、九五	一、九五 二、九五 三、九五 四、九五	一、九五 二、九五 三、九五 四、九五	一、九五 二、九五 三、九五 四、九五	一、九五 二、九五 三、九五 四、九五
九	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三	一、〇三 二、〇三 三、〇三 四、〇三

四、岩手縣ノ市町村支出ハ分會ノ支出ト混合シ之ト區分シ難ク且分會支出ガ主ナルヲ以テ總數ニ合算セズ
 五、使途ニ以上ニ亙ルモノハソノ主タル一方ニ掲上セリ
 六、本表ノ外帝國在郷軍人會ヨリ分會實査費三三、七二五圓、支部及聯合支部指導費八、五〇二圓、其ノ他一、五七九圓
 計四三、八〇六圓ノ支出アリ

第一號様式

地方馬一齊調査照査表

道府縣 郡 市町村在郷軍人分會

調査區第 號

馬の現在する世帯番	所在地の世帯番	申告者の氏名	馬の頭數	備考
第	第			
同	同			
同	同			
小計				
合計				

紙に合計を記入すべし
 一通一枚なるときは合計を記入し一通二枚以上なるときは一枚毎に小計を、最終の用紙に合計を記入すべし

昭和七年十月 日

地方馬一齊調査員 氏名

何々市町村在郷軍人分會長印

昭 和 七 年 十 月 一 日 地 方 馬 一 齊 調 査 申 告 票

道府縣	支那	市町村	支那
調査區第 號	市町村在郷軍人分會	申告票の枚數	支那
調査世帯第 號	支那	調査票の枚數	支那
調査馬第 號	支那	申告票の枚數	支那
所有者姓名	支那	申告票の枚數	支那
管理人名	支那	申告票の枚數	支那
性別	支那	申告票の枚數	支那
四年 齡	支那	申告票の枚數	支那
五 主なる用	支那	申告票の枚數	支那
六 體以上高	支那	申告票の枚數	支那
七 産地	支那	申告票の枚數	支那
八 種類	支那	申告票の枚數	支那
備考	支那	申告票の枚數	支那

分會長印 調査員印

地方馬一齊調査 (申告票ノ裏面)

國防及馬政の爲の調べであつて他のことには使ひませんから十月一日午前零時(九月三十一日から十月一日に移る夜半)調べて馬一頭も漏らさぬやうに又重複しないやうに申告票をつくられたし

記入上の注意

一、馬の持主又は預つて居る人が書き入れるところは「一から八までである

二、馬の名前を書き、また名のつ

三、オスは「牡」、キヌマキウは「騾」、メスは「牝」の字の右傍に○印をつける

四、馬の算へ年齢をかくよくわからぬものは「凡明何歳」と書く

五、主に何に使つて居るかを書く、例へば荷馬車につかつて居る馬は「荷馬車用」の字の右傍に○印をつける

六、明四歳以上の馬の高さを測つて特大、大、中、小の内何れに當つて居るかを書く例へば四尺六寸の馬は「中」の字の右傍に○印をつける、馬の高さは馬を真正に立てて地上から垂直に鬚甲へ頸から背にうつる所で少し高くなくては居る(一番高い所迄の寸法を言ふのである)

七、馬の生きたところを書く、わからぬものは「不明」の字の右傍に○印をつける

八、父馬の血統により種類の字の右傍に○印をつける、朝鮮馬及支那馬は和種の中に入れる、わからぬものは「不明」の字の右傍に○印をつける

二、文字は極か黒色「インキ」で書き鉛筆や赤色「インキ」をつかはぬこと

三、馬の持主又は預つて居る人が其の現在管理して居る馬に付其の人の住所地で申告票を作ること、自分の馬でも引續き他人に預けて居る者は之を預つて居る人が由告票を作り持主は申告票を作るに及ばぬ

四、十月一日午前零時に汽車、汽船、其の他の檢査機關中において又は陸路通行中なること豫め明なる馬に付ては「申告済」と記載したる布片を添付し最後に出發したる此帶にありたるものとして申告すること、而して申告票の備考欄に輸送中と書き受取人が判つて居るときには其の住所氏名をも書き入れること

五、前項の馬を始め受取りたる世帯に於ては「申告済」たる布片の無きことを確めた

る時其の馬に付其の申告票を作ること

地方馬一齊調査結果表

道府縣都市町村名

市町村在郷軍人分會長印

年 別	性 別	體 高 別	總 數		明 四 歲 以 上		明 十 七 歲 以 上		備 考		
			總 數	牝 數	總 數	牝 數	總 數	牝 數	備 考		
用 役	別 類	高 別	1								
			2								
			3								
			4								
			5								
			6								
			7								
			8								
			9								
			10								
			11								
			12								
			13								

注意 輸送の途中等調査當時世帯にあらざりし馬及捕完、觀察に依りたる馬の頭数を備考欄に記入すること

昭和七年十月 日作製

甲種聯合入票簿式目録

種別	品名	数量	金額	備考
甲種
乙種
丙種
丁種
戊種
己種
庚種
辛種
壬種
癸種

昭和...年...月...日

て候に付御座候事

御座候事

最近に於ける農、林、水産物生産價額増

備考	農産物	農産物			林産物			水産物							
		昭和四年	昭和五年		昭和四年	昭和五年		昭和四年	昭和五年		昭和四年	昭和五年			
		價額	價額	昭和四年=對スル増減割合(△ハ減)	價額	價額	昭和四年=對スル増減割合(△ハ減)	價額	價額	昭和四年=對スル増減割合(△ハ減)	價額	價額	昭和四年=對スル増減割合(△ハ減)		
		圓	圓	割分厘	圓	圓	割分厘	圓	圓	割分厘	圓	圓	割分厘		
總數	3,018,546,466	2,042,894,515	△ 323	1,704,607,797	△ 435	298,704,545	217,257,918	△ 273	199,153,308	△ 333	316,347,884	247,984,616	△ 216	224,913,636	△ 216
1 北海道	118,491,706	93,976,823	△ 207	47,691,201	△ 598	28,040,431	15,270,615	△ 455	14,291,035	△ 490	53,689,770	38,380,008	△ 285	34,917,241	△ 285
2 北青森	40,294,417	31,731,489	△ 213	17,128,370	△ 575	6,521,285	4,548,453	△ 303	3,417,527	△ 476	5,748,370	3,587,274	△ 376	4,074,020	△ 376
3 岩手	47,796,582	34,415,036	△ 280	27,895,367	△ 416	11,853,919	8,233,698	△ 305	7,430,862	△ 373	7,514,950	6,051,880	△ 195	5,941,974	△ 195
4 宮城	67,724,557	44,335,356	△ 345	38,919,222	△ 425	5,093,324	3,783,283	△ 257	3,584,572	△ 296	8,395,704	5,979,303	△ 288	5,727,571	△ 288
5 秋田	60,629,621	43,322,737	△ 285	31,150,991	△ 486	9,338,845	6,301,771	△ 325	5,472,042	△ 414	1,843,362	1,500,626	△ 186	1,379,312	△ 186
6 山形	74,925,281	46,676,168	△ 377	41,054,718	△ 452	4,109,973	3,447,890	△ 161	4,077,962	△ 8	1,089,467	971,677	△ 108	906,042	△ 108
7 福島	79,733,474	54,878,870	△ 312	48,874,570	△ 387	8,527,365	6,900,923	△ 191	6,448,685	△ 244	3,417,440	3,131,975	△ 84	2,656,739	△ 84
8 茨城	91,462,496	72,416,414	△ 208	63,668,283	△ 304	4,876,141	3,382,483	△ 306	3,431,518	△ 296	5,669,681	4,215,165	△ 257	4,047,807	△ 257
9 栃木	63,408,150	51,714,241	△ 184	43,419,941	△ 315	5,678,070	4,380,301	△ 229	4,199,221	△ 260	339,800	382,893	△ 127	365,760	△ 127
10 群馬	72,369,200	46,153,928	△ 362	40,790,057	△ 436	4,764,632	3,475,400	△ 271	3,324,655	△ 502	346,747	352,987	△ 18	407,792	△ 18
11 埼玉	84,945,937	58,351,422	△ 313	52,926,491	△ 377	2,320,990	1,717,400	△ 260	1,765,539	△ 239	223,363	181,757	△ 186	174,671	△ 186
12 千葉	85,317,058	63,686,042	△ 254	54,114,472	△ 366	4,215,901	2,758,263	△ 346	2,509,891	△ 406	13,759,893	10,986,303	△ 202	10,342,748	△ 202
13 神奈川	27,722,219	17,685,886	△ 362	15,462,748	△ 442	2,583,999	1,665,527	△ 355	1,652,741	△ 360	8,921,425	7,067,520	△ 208	7,792,994	△ 208
14 新潟	40,573,432	29,493,317	△ 273	24,275,090	△ 402	1,860,156	1,482,056	△ 203	1,276,091	△ 314	8,294,228	7,369,765	△ 111	6,890,846	△ 111
15 富山	102,503,241	66,881,000	△ 348	60,694,775	△ 408	7,583,287	5,552,307	△ 268	5,760,670	△ 240	3,861,335	3,020,691	△ 218	2,838,073	△ 218
16 石川	46,859,773	30,145,099	△ 357	24,866,498	△ 469	2,078,558	1,672,170	△ 196	1,611,757	△ 225	3,470,277	2,644,148	△ 238	2,397,341	△ 238
17 福井	38,420,850	25,209,155	△ 344	21,345,577	△ 444	5,202,579	4,501,191	△ 135	3,444,184	△ 338	4,104,159	3,410,569	△ 169	3,001,241	△ 169
18 山梨	34,103,992	20,645,102	△ 395	18,476,287	△ 458	4,047,212	2,979,089	△ 264	2,849,271	△ 296	4,074,604	3,001,404	△ 263	2,242,063	△ 263
19 長野	44,990,995	25,720,637	△ 428	21,940,495	△ 512	3,441,008	2,437,515	△ 292	2,486,822	△ 277	268,577	165,183	△ 385	150,859	△ 385
20 岐阜	131,123,390	67,009,004	△ 489	61,556,500	△ 531	11,753,223	8,666,570	△ 263	7,581,103	△ 355	1,320,254	1,257,643	△ 47	1,224,299	△ 47
21 愛知	78,236,762	46,200,119	△ 409	40,048,256	△ 488	9,241,917	6,702,312	△ 275	6,402,985	△ 307	11,075,263	11,031,256	△ 41	914,955	△ 41
22 三重	73,813,950	55,153,840	△ 253	47,359,411	△ 358	9,588,288	8,548,192	△ 108	6,847,629	△ 286	8,515,565	4,365,946	△ 224	13,442,055	△ 224
23 滋賀	125,866,158	83,434,959	△ 337	69,616,910	△ 447	2,508,520	1,910,634	△ 238	1,851,124	△ 262	19,787,828	8,540,859	△ 127	7,933,175	△ 127
24 京都	76,700,382	48,872,145	△ 363	39,611,599	△ 484	8,660,577	5,984,867	△ 309	5,275,080	△ 391	2,183,033	9,699,078	△ 204	8,910,325	△ 204
25 大阪	52,136,313	32,838,692	△ 370	30,740,085	△ 410	3,090,541	2,231,701	△ 278	2,042,134	△ 339	1,415,499	1,298,175	△ 83	1,142,677	△ 83
26 和歌山	44,708,180	29,055,698	△ 350	25,348,833	△ 433	6,906,459	5,184,512	△ 249	5,065,662	△ 267	1,925,563	1,649,194	△ 144	1,515,573	△ 144
27 奈良	46,115,641	35,370,316	△ 233	27,490,805	△ 404	1,948,032	1,794,851	△ 79	1,798,637	△ 77	2,726,221	2,429,657	△ 109	2,199,465	△ 109
28 徳島	102,700,870	70,721,803	△ 311	61,034,851	△ 406	7,318,244	5,682,931	△ 223	5,564,656	△ 240	7,118,924	6,007,547	△ 156	5,448,005	△ 156
29 香川	37,326,918	24,778,718	△ 336	20,508,074	△ 451	6,285,051	3,965,334	△ 369	3,785,857	△ 398	422,209	434,368	△ 29	487,168	△ 29
30 高松	38,867,407	26,417,781	△ 320	23,099,713	△ 406	4,828,178	3,624,200	△ 249	3,247,367	△ 327	6,976,300	5,320,291	△ 237	4,055,901	△ 237
31 愛媛	36,400,110	22,363,209	△ 386	18,942,658	△ 480	3,754,259	3,142,694	△ 163	2,598,212	△ 308	1,819,323	1,388,390	△ 237	1,321,163	△ 237
32 鳥取	44,077,805	27,222,866	△ 382	24,639,627	△ 441	7,663,002	5,491,680	△ 283	4,885,567	△ 362	5,228,209	4,461,122	△ 147	3,752,513	△ 147
33 島根	85,640,534	58,815,998	△ 313	54,551,854	△ 363	5,841,506	4,054,054	△ 306	3,979,335	△ 319	2,301,870	2,108,053	△ 84	1,817,953	△ 84
34 岡山	66,780,421	48,218,678	△ 278	39,874,867	△ 404	9,214,039	7,198,928	△ 219	6,454,367	△ 300	26,016,790	15,767,854	△ 41	5,063,228	△ 41
35 広島	53,359,828	37,181,371	△ 303	35,777,652	△ 330	8,855,930	6,682,302	△ 245	6,124,968	△ 308	6,704,338	6,902,858	△ 367	12,770,570	△ 367
36 徳島	44,358,689	28,251,634	△ 363	24,388,525	△ 450	3,437,388	3,032,849	△ 118	2,674,247	△ 222	4,322,091	4,038,778	△ 66	3,283,943	△ 66
37 香川	45,561,443	34,183,882	△ 250	27,688,484	△ 392	966,222	769,551	△ 204	684,386	△ 292	3,430,581	3,094,777	△ 98	2,666,006	△ 98
38 愛媛	66,764,251	42,769,521	△ 359	37,444,198	△ 439	6,612,516	4,629,296	△ 300	4,553,319	△ 311	16,659,706	5,334,695	△ 199	5,268,256	△ 199
39 高松	40,378,352	23,970,213	△ 406	21,030,601	△ 479	9,968,059	5,885,973	△ 410	5,155,007	△ 433	1,798,693	9,076,988	△ 231	7,741,905	△ 231
40 岡山	100,852,414	70,146,362	△ 304	54,672,306	△ 458	4,496,645	3,509,006	△ 220	3,236,191	△ 280	5,000,413	4,786,154	△ 43	5,440,775	△ 43
41 佐賀	48,596,591	32,346,750	△ 334	26,348,171	△ 458	1,751,727	1,705,439	△ 26	1,346,747	△ 231	13,201,045	12,606,354	△ 186	2,494,048	△ 186
42 長門	43,294,098	28,909,171	△ 332	24,233,968	△ 440	3,437,707	3,151,338	△ 83	2,592,145	△ 246	7,601,431	4,817,891	△ 158	13,198,715	△ 158
43 熊本	94,533,123	57,837,660	△ 388	48,000,859	△ 492	7,451,073	5,459,142	△ 267	4,924,019	△ 339	3,887,411	2,762,582	△ 289	2,655,826	△ 289
44 大分	58,035,971	39,097,000	△ 326	33,494,405	△ 423	7,691,393	6,123,042	△ 204	5,617,857	△ 270	4,585,460	3,952,659	△ 138	3,302,160	△ 138
45 宮崎	49,338,066	33,941,970	△ 312	26,609,051	△ 461	10,690,339	8,414,718	△ 213	7,527,483	△ 296	5,206,459	4,353,904	△ 164	4,139,068	△ 164
46 鹿兒島	91,674,591	62,685,713	△ 316	49,695,403	△ 458	10,540,960	7,584,220	△ 300	6,821,868	△ 371	7,913,560	6,294,360	△ 205	5,067,834	△ 205
47 沖縄	19,031,232	17,660,520	△ 71	16,104,978	△ 154	1,765,073	1,636,700	△ 73	1,484,311	△ 159	2,170,688	1,802,085	△ 170	1,395,981	△ 170

備考

一 資料は農林統計に據る
 二 農産物は米、麥、食用農産物、園藝農産物、工業農産物、藓、牛乳及鶏卵を含む
 三 林産物は木材、薪炭材、竹材及林野産物を含む
 四 水産物は沿岸漁獲物、水産養殖收穫物、遠洋漁獲物(内地沖合)を含む

農林水産物生産額順位表

本表は農林省に於て調査せる農林水産物の生産額額或は收穫價額の
昭和二年より同六年迄の五箇年平均に付順位を附したるものなり

1 農 産 物

生産額順位ニ於ケル順位	種 類	生産額	生産數量
1	米 滿	2,969,582千円	—
2	麥	1,402,642	60,811千石
3	粟	456,676	98,068千石
4	小豆	85,622	6,260千石
5	大豆	81,602	2,484,140千石
6	大豆	80,128	6,873千石
7	大豆	77,552	879,913千石
8	大豆	58,336	7,352千石
9	大豆	50,418	13,270千石
10	大豆	47,338	17,609千石
11	大豆	40,589	655,936千石
12	大豆	39,362	2,883千石
13	大豆	35,780	—
14	大豆	29,438	164,176千石
15	大豆	27,459	10,262千石
16	大豆	27,060	253,679千石
17	大豆	26,748	909千石
18	大豆	24,165	8,969千石
19	大豆	19,907	1,034,192千石
20	大豆	18,882	73,897千石
21	大豆	18,256	112,217千石
22	大豆	16,557	84,725千石
23	大豆	16,249	168,000千石
24	大豆	13,624	779千石
25	大豆	12,353	59,672千石
26	大豆	11,955	50,351千石
27	大豆	11,861	2,159千石
28	大豆	11,264	39,208千石
29	大豆	11,198	41,618千石
30	大豆	10,587	67,919千石
31	大豆	10,583	57,366千石
32	大豆	10,066	1,027千石
33	大豆	9,647	618千石
34	大豆	9,473	621千石
35	大豆	8,217	1,516,641千石
36	大豆	7,945	843千石
37	大豆	7,910	425千石
38	大豆	6,809	23,002千石
39	大豆	6,667	486千石
40	大豆	6,521	280,885千石
41	大豆	6,297	12,749千石
42	大豆	5,747	30,356千石
43	大豆	5,646	2,460千石
44	大豆	5,638	13,102千石
45	大豆	5,551	14,538千石
46	大豆	5,525	504,598千石
47	大豆	5,087	537千石
48	大豆	4,753	35,587千石
49	大豆	4,726	390千石
50	大豆	4,700	13,712千石
51	大豆	4,352	13,423千石
52	大豆	3,998	19,211千石
53	大豆	3,976	30,028千石
54	大豆	3,941	39,530千石
55	大豆	3,915	1,455千石
56	大豆	3,858	10,644千石
57	大豆	3,075	2,197千石
58	大豆	3,045	4,498千石
59	大豆	2,974	14,876千石
60	大豆	2,877	12,649千石
61	大豆	2,704	3,316千石
62	大豆	2,667	4,427千石
63	大豆	2,628	3,396千石
64	大豆	2,425	210千石
65	大豆	2,392	3,949千石
66	大豆	1,979	4,300千石
67	大豆	1,593	35,080千石
68	大豆	1,532	8,184千石
69	大豆	1,457	18,067千石
70	大豆	1,260	5,230千石
71	大豆	1,124	—
72	大豆	948	3,336千石
73	大豆	922	—
74	大豆	900	31千石
75	大豆	887	10,951千石
76	大豆	784	988千石
77	大豆	601	23千石
78	大豆	598	25,875千石
79	大豆	487	791千石
80	大豆	466	18,186千石
81	大豆	462	12,171千石
82	大豆	300	4,517千石
83	大豆	297	604千石
84	大豆	292	453千石
85	大豆	231	267千石
	大豆	224	187千石

2 林 産 物

生産額順位ニ於ケル順位	種 類	生産額	生産數量
1	炭	277,391千円	—
2	炭	83,369	478,179千石
3	炭	60,413	17,925千石
4	炭	38,044	14,315千石
5	炭	19,258	10,365千石
6	炭	15,735	1,015,518千石
7	炭	10,124	2,266千石
8	炭	6,991	6,997千石
9	炭	4,525	5,391千石
10	炭	4,421	15,029千石
11	炭	3,665	11,152千石
12	炭	3,299	—
13	炭	2,835	1,692千石
14	炭	2,463	2,212千石
15	炭	2,427	1,071千石
16	炭	1,985	—
17	炭	1,623	277千石
18	炭	1,610	1,579千石
19	炭	1,466	457千石
20	炭	1,267	1,388千石
21	炭	1,235	1,299千石
22	炭	1,252	1,007千石
23	炭	1,067	246千石
24	炭	904	411千石
25	炭	757	368千石
26	炭	663	416千石
27	炭	537	470千石
28	炭	384	800千石
29	炭	362	1,395千石
30	炭	344	234千石
31	炭	339	333千石
32	炭	333	242千石
33	炭	187	90千石
34	炭	156	103千石
35	炭	148	124千石
36	炭	139	147千石
37	炭	131	910千石
38	炭	114	214千石
39	炭	80	3千石
40	炭	70	424千石
41	炭	62	—
42	炭	32	49千石
43	炭	22	21千石
44	炭	22	41千石
45	炭	21	2千石
	炭	21	11千石

3 水 産 物

收穫價額ニ於ケル順位	種 類	收穫價額	收穫數量
1	魚	308,736千円	—
2	魚	25,724	220,526千石
3	魚	21,886	9,684千石
4	魚	20,047	14,557千石
5	魚	18,834	20,479千石
6	魚	13,075	{ 1,811 21,143 }千石
7	魚	11,907	112,334千石
8	魚	11,086	19,583千石
9	魚	11,016	20,552千石
10	魚	10,475	21,533千石
11	魚	10,077	6,792千石
12	魚	9,493	6,876千石
13	魚	6,672	5,047千石
14	魚	6,264	1,723千石
15	魚	5,749	95,373千石
16	魚	5,704	30,146千石
17	魚	4,945	14,600千石
18	魚	4,738	2,564千石
19	魚	4,669	5,579千石
20	魚	3,820	3,547千石
21	魚	3,790	5,402千石
22	魚	3,511	2,488千石
23	魚	3,198	797千石
24	魚	3,084	6,479千石
25	魚	2,898	1,558千石
26	魚	2,733	6,735千石
27	魚	2,715	1,039千石
28	魚	2,645	5,067千石
29	魚	2,138	915千石
30	魚	2,070	2,231千石
31	魚	1,601	8,917千石
32	魚	1,577	12,013千石
33	魚	1,250	1,177千石
	魚	1,177	2,415千石

農林統計に關する例規

一 農林統計に關する通牒

左に掲ぐる農林統計に關する通牒は昭和六年三月以降同年三月迄に於て農林大臣官房統計課長より各地方長官宛に發せられたるもなり。

一 ナタネの調査報告に關する件

(六三、六 統計第一二三號)

ナタネは我國の貿易品として將來益重要な地位を占むるものに有之候に付ては當分の内農林省統計様式第一〇工藝農産

物其の二中ナタネに限り作付段別は別紙様式に依り前年作柄に對する其の年作柄の割合と共に同様式所定の如く調査報告相成度尙農林省統計様式第一〇其の二ナタネの收穫高價額一段歩收穫高單價に付ても一般府縣は其の年八月末日迄に北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟及長野の一道八縣は其の年十月末日迄に御報告相成様御配慮相煩度此段及依頼候也

別紙

様式

ナタネ作付段別並作柄

昭和何年五月二十日現在

報告期五月限

ナ タ ネ	●	作 付 段 別	前 年 作 柄 ニ 對 ス ル 其 ノ 年 作 柄 ノ 割 合	備 考
		段		

其ノ年作付段別	前年作柄ニ對スル其ノ年作柄ノ割合
A地 100 X	95 = 9500
B地 80 X	105 = 8400
C地 50 X	102 = 5100
	230
	23000 + 230 = 1000

五 氣候ノ適否、施肥ノ多少、發育ノ經過及病蟲害、風水害等ノ有無ヲ備考欄ニ記載スベシ

二 蠶種掃立枚數を蠶種掃立數量に變更するの件 (六、四、九、統計第一八二號)

曩に蠶絲業法及同法施行規則改正實施せられたる結果農林省統計様式中蠶種掃立枚數の換算方に付ては昭和五年四月十日附統計第一六四號を以て通牒致置候處昭和六年以降に於ては蠶種の數量は「グラム」を以て實際取引せらるること相成候に付ては從來の規定に依る枚數を廢止し左記に依り取扱相成様致度此段及通牒候也

記

一 第一七春蠶豫想掃立枚數、第一九春蠶、第二〇夏秋蠶豫想

(注意)

- 一 北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟及長野ノ一道八縣ハ七月一日現在ヲ調査シ七月十日限報告スベシ
- 二 作付段別ノ調査ニ付テハ左ノ規定ニ依ルベシ
 - (イ) 農作者ニ對スル訊問又ハ農作者ノ申告其ノ他適當ト認ムル方法ニ依リ作付後適當ノ時期ニ於テ調査スベシ
 - (ロ) 土地臺帳面ノ地面積ノ如何ニ拘ラズ實際作付ヲ爲シタル地ノ段別ヲ調査スベシ
 - (ハ) 病蟲害、風水害等ノ爲收獲皆無ト爲ルベキ見込ノ地ト雖作付ヲ爲シタルモノハ總テ其ノ段別ヲ調査スベシ
 - (ニ) 混作又ハ間作ハ相互ニ影響ヲ受ケタル限度ニ於テ其ノ作付段別ヲ見積リ畦畔其ノ他如以外ニ作付ヲ爲シタルモノハ附近ノ如段別ニ準ジ其ノ段別ヲ見積ルベシ
- 三 前年作柄ニ對スル其ノ年作柄ノ割合ハ調査員ニ於テ實際ノ狀況ヲ巡回調査シ且精農家數名ノ意見ヲ徵シ作付段別ノ増減ニ關セズ單位面積ヲ基準トシ前年作柄ニ對スル其ノ年ノ作柄ノ良否ニ依リ其ノ増減見込割合ヲ推定シ前年ノ作柄ヲ一〇〇トシ五分減收見込ノ場合ハ九五、五分ノ増收見込ノ場合ハ一〇五、二分増收見込ノ場合ハ一一〇二等ノ如ク比例數ヲ以テ表示スベシ
- 四 作柄ヲ異ニセル地方全體ノ作柄ハ左記方式ニ依リ算出スベシ

掃立枚數及第二二夏秋蠶表中「掃立枚數」とあるを「掃立數量」とし數量の單位は「グラム」を以て表示すること

- 一 第一七春蠶豫想掃立枚數表の注意二及第一九春蠶、第二〇夏秋蠶豫想掃立枚數、第二二夏秋蠶表の注意三は「原蠶種及蠶絲業法施行規則第一百六條の規定に依り製造したる普通蠶種は二十八蛾又は二匁五分を以て九・三七五グラムに換算すべし」とすること

一 第一七春蠶豫想掃立枚數、第一八春蠶豫想收繭高第一九春蠶、第二〇夏秋蠶豫想掃立枚數、第二一夏秋蠶豫想收繭高及第二二夏秋蠶表中の「掃立枚數」とあるを「掃立數量」に「蠶種一枚當」とあるを「蠶種一グラム當」に「無收繭見込枚數」とあるを「無收繭見込掃立數量」に「無收繭枚數」とあるを「無收繭掃立數量」とすること

三 ナタネの調査報告に關する件 (六、五、二一、統計二七五號)

昭和六年三月六日附統計第一二三號を以て通牒致置候ナタネの調査報告様式中「前年作柄に對する其の年作柄の割合」中若し其の市町村に前年作付の事實なきときは附近に於ける前年作柄に依り記載し附近に依るべき作柄なきときは空欄の

儘其の旨備考欄に記載して報告せしむることとし而して道府縣に於て集計する場合には作柄割合の記載あるものに付てのみ所定の算式に依り算出の上記載し且つ其の年の作柄の記載なき面積の合計を備考欄に記載の上提出する様御取扱相成度此段及通牒候也

四 米麥及繭に關する統計の調査公表に關する件 (六、二、一五、統計第六四九號)

農林省統計中米麥及繭に關する統計の調査公表に付ては從來も度々通牒の次第も有之候處社會經濟の複雑化と共に統計數字の公表は一般經濟界に於ては格段の注意を拂ひ居る次第に於ても其の取纏公表に付ては格段の注意を拂ひ居る次第に有之候に付ては道府縣に於ても豫め通報せる本省公表の時刻以前に於ては如何なる事由に依るも絶対に公表せざる様御取計相成荷も事前に部分的數字の流布せられ種々の疑惑を招くことなき様致度特に左記事項に付御配意相煩度尙管内市町村長にも其の趣旨を示達せしめらるる様致度此段及通牒候也

追而右に關する統計の公表に關し本省に於ては個々の道府

縣よりの報告書類は公表豫定日の前日までは單に其の内容を審査するに止め部分的集計をも爲すことなく且つ之が取扱も同一人に於て全部に亙る審査を爲すことをも避け適當に分離して審査保管せしめたる後公表當日に於て始めて之を一括し外部と連絡なき場所に於て最少限の人数を以て迅速に取纏め尙當日は公表時刻迄は各員其の場所を離れざることとし外部より其の内容を窺知せらるるやの疑念を生ずべき點を極力防止し居る次第に有之爲参考申添候

記

- 一 數字取纏めの際に於ては勿論秘密の取扱を爲し豫め本省より通報する本省公表時刻以前に於ては理由の如何を問はず道府縣に於ても絶對に之を發表せざること
- 一 期限迄に報告書本省に到達せざる見込の場合にありては至急電報を以て報告すること
- 一 報告書の封皮及電報は統計課長宛規展とすること(電文は照校とすること)

五 林野基本調査等に關する件

(八、三、二、八統計第一三〇號)

近來地方に於て實測に依る林野の基本調査等を施行せらるる向も有之候處該調査の結果は現行農林省統計報告規則に依る林野面積の調査等にも關係有之候條右基本調査施行の場合には統計報告規則公私有林野面積表様式に準じ調査の結果を報告相成様致度此段及通牒候也

六 林野基本調査等に關する件

(八、三、二、八統計第一三一號)

昭和八年三月二日附八統計第一三〇號を以て通牒致置候林野の基本調査等に關しては調査の時期、事項及方法等了知致度候條之が調査施行の場合(既に調査済のものをも含む)は調査要綱御送付相煩度此段及照會候也

二 農林統計に關する質疑應答

本質疑應答は昭和五年四月より昭和七年十二月迄に於ける農林省統計報告規則、農作物等の被害報告規程、農事に關する農會調査及農作備貸金等に關する道府縣並農會よりの質疑及之に對する農林大臣官房統計課長よりの回答を摘録せるものなり。

様式第五 米表外四表に於ける一段歩

收穫高に關する質疑の件

照會 一段歩收穫高に付ては作付段別單位未滿のもの數箇町村ある場合算術的に平均を算出し報告して差支なきや。

(大阪、五、八、一八)

回答 一段歩收穫高は總て作付段別を以て收穫高を除して算出するを原則とするも作付段別單位未滿の町村のみの場合又は單位未滿の町村著しく多數にて割出上不合理を生ずる場合に於ては該町村の一段歩收穫高を平均して算出せられし。

(五、九、一一)

様式第七 麥に關する質疑の件

照會 濕田に裏作として麥作付の場合同濕田耕地の一部を掘上げ作付する際は掘上面積のみを作付段別とするや、全濕田面積を作付段別とし調査すべきや。

(廣島、六、一〇、一一)

回答 當該地方の通常の作付状況と認め得べき場合は全部計上して不可なきも溝の爲著しく影響を受けたる場合に於ては適當に見積るを可とすべく實際状況に依りて決定せられ

たし。

(六、一一、五)

様式第一三 茶畑並第一五 桑畑に關する質疑の件

照會 第一三茶畑表及第一五桑畑表の畑段別中には畦畔段別を加算すべきや。

(愛知、五、九、八)

回答 茶畑、桑畑の畦畔は様式第一耕地面積注意二に依り當該畑面積中に算入せられたし。

(五、一一、二七)

照會 「茶畑、桑畑の畦畔は様式第一耕地面積注意二に依り當該畑面積中に算入せられたし」とあるも様式第一三茶畑表及第一五桑畑表の畑段別中に畦畔を算入するは米其の他一般農作物の作付段別に畦畔を算入せざるものと調査方法を異にするや。

(千葉、六、一、一一)

回答 御見解の通茶畑、桑畑は耕地の一種別として調査するものにして一般農作物の作付段別の調査とは其の趣旨を異にす。

(六、一一、二二)

様式第一四 製茶に關する質疑の件

照會 注意五に於て番茶とは古葉、莖枝を用ゐて製したるものを謂ふと定義しあるも本縣に於て番茶と稱せらるるもの

は最初より番茶を製造すべく古葉、莖枝を用ゐて製したるものは稀にて殆んど煎茶中に含まるゝ劣等茶（煎茶の原料茶葉中に古葉莖枝混入の爲めこの粗茶を生ず）にして之を煎茶より撰出し番茶と稱して取引せらるゝものなり、右の如き煎茶に含まるゝものは粉茶と同様其の本茶に合算すべきものと解し差支無きや。（埼玉、六、一、二八）

照會 煎茶製造の際生ずる劣等茶ならば御見解の通煎茶に計上せられたし。（六、二、二二）

様式第一五 桑畑に關する質疑の件

照會 様式第一五桑畑表中畑其他に大別しあり、注意四に依れば其他畑には畦畔其他畑以外に栽培を爲したるものを仕立方に依り各其の附近の本畑段別に準じ其の段別を見積り記載すべしとあるも廻り桑（畑の周圍並に一筆の畑を數枚に區切る區切り桑）は畦畔と見做し其他畑に計上すべきや、又桑は畑の段別面積中に栽培せるものなれば之を畑の其他畑に計上すべきや。

（群馬縣山田郡相生村、六、八、一三）

回答 畦畔は畑の面積中に算入すべきも桑の本畑及桑と他の

作物とを間作混作せる畑以外の耕地の畦畔に植ゑたるものは畑以外の其他畑に計上すべく畦畔の内部たる耕地面積に植ゑたるものは例示の如き廻り桑と雖畑の其他に計上せられたし。

注意四の内畦畔其他畑以外とあるは桑の本畑及桑と他の作物とを間作混作せる畑以外の耕地の畦畔又は土手堤塘等畑以外のものを一括計上すべき義と解せられたし。（六、九、一）

様式第一九 春蠶並様式第二二夏秋蠶に

關する質疑の件

照會 白繭蠶種を掃立てたるに收繭の結果一割余の黃繭を得たるものあり、事實白繭種を掃立てたるものなるときは營繭の黃白に關係なく總て白繭種として調査すべきや、若し然らずして區別を要するものならば蠶種掃立數量は如何にして區別調査をなすべきや。（愛知、六、七、二九）

回答 白繭種として掃立てたるも黃繭を營みたるものは黃繭とし之に相當する掃立數量を見積り黃繭種として取扱はれたし。（六、八、六）

様式第二二 夏秋蠶に關する質疑の件

照會 甲市町村に於て春蠶を飼育せし者其の年乙市町村に轉住し夏秋蠶を飼育せり。

右の場合調査が市町村を區域として行はるゝに付乙市町村に於て夏秋蠶の養蠶戸數として調査計入さるゝは勿論なるも此の場合乙市町村の夏秋蠶の「内春蠶をも飼育したるもの」の中にも計入すべきや。（愛媛、七、五、二六）

回答 甲市町村に於て春蠶を飼育せし者其の年乙市町村に轉じ夏秋蠶を飼育したる場合、乙市町村に於ては夏秋蠶表の養蠶戸數中「内春蠶をも飼育したるもの」の欄には右戸數をも之を計上し其の旨備考欄に記載すべきものとす。（七、六、一）

（七、六、一）

様式第三八 屠殺に關する質疑の件

照會 屠場とは年内に於て實際に屠殺せし場所とすれば年内全く休止せる場所は之を除き調査すべきや、又農學校、養豚家及其他自家用として偶々屠殺せる場所或は切迫屠殺したる場所の如きは之を含まざるものと解し然るべきや。（福岡、七、二、八）

（福岡、七、二、八）

作物とを間作混作せる畑以外の耕地の畦畔に植ゑたるものは畑以外の其他畑に計上すべく畦畔の内部たる耕地面積に植ゑたるものは例示の如き廻り桑と雖畑の其他に計上せられたし。

注意四の内畦畔其他畑以外とあるは桑の本畑及桑と他の作物とを間作混作せる畑以外の耕地の畦畔又は土手堤塘等畑以外のものを一括計上すべき義と解せられたし。（六、九、一）

様式第一九 春蠶並様式第二二夏秋蠶に

關する質疑の件

照會 白繭蠶種を掃立てたるに收繭の結果一割余の黃繭を得たるものあり、事實白繭種を掃立てたるものなるときは營繭の黃白に關係なく總て白繭種として調査すべきや、若し然らずして區別を要するものならば蠶種掃立數量は如何にして區別調査をなすべきや。（愛知、六、七、二九）

回答 白繭種として掃立てたるも黃繭を營みたるものは黃繭とし之に相當する掃立數量を見積り黃繭種として取扱はれたし。（六、八、六）

照會 屠場とは食用に供する目的を以て牛、馬、羊、豚を屠殺する一定の場所を謂ふ、従つて一時的臨時的に屠殺又は撲殺する場所を含まず、又其の年屠殺事實の有無に拘らず年末に屠場として現在するものは凡て調査すべきものとす。（七、二、二四）

（七、二、二四）

様式第三九 乳肉製品及罐詰に關する質疑の件

照會 農家に於て搾取せる牛乳より「クリーム」を分離し右「クリーム」を牛酪工場へ販賣する場合「クリーム」は製品として其他欄に計上すべきものなりや。右「クリーム」を「アイスクリーム」其他製菓用等に供する場合は其他欄に計上すべく思量せらるゝも牛酪製造に供する場合は同一表に「バター」として重複計上すべきや。（北海道、六、四、二七）

（北海道、六、四、二七）

回答 現行規定に於ては「クリーム」は乳製品として調査を要せず。（六、五、七）

（六、五、七）

様式第四〇 水産業者に關する質疑の件

照會 注意一に於て水産業者とは實際魚撈、製造又は養殖に従事するものを謂ふとあるも實際の範圍には鑑札を所持し娛樂的遊漁をなすものをも調査するの義なりや。（山梨、

五、六、一七)

回答 鑑札の所持如何を問はず遊漁に属するものは調査を要せず。(五、七、一四)

様式第四三 沿岸漁獲物に關する質疑の件

照會 様式第四三沿岸漁獲物表中「トラバカニ」には本縣沿岸に於て産する「ガザミカニ」(一名ワタリカニ)と稱する種類を含め調査すべきや。(三重、七、二、一八)

回答 「ガザミカニ」は「トラバカニ」中に調査を要せず。(七、二、二二)

照會 様式第四三沿岸漁獲物表中藻類のその他へ調査計上せる本縣の海人草は乾燥し薬用(蛔蟲驅除に特效あり)として使用せらるゝが、様式第四六水産製造物表中食料、素乾の其他に調査計上差支なきや。(沖繩、七、四、一一)

回答 海人草は現様式に於ては水産製造物として調査を要せず。(七、五、二七)

様式第四五 水産養殖に關する質疑の件

照會 食用蛙の養殖は様式第四五水産養殖表中の「其他」に調査計上すべきや。(高知、五、四、一五)

九八

回答 食用蛙は一の水産と認むべく水産養殖中に調査計上すべきものとす。(五、五、三〇)

照會 引田町安戸池に於けるぼらの養殖は網を以て池内を區劃し養殖を爲せるも設備何等整はず極めて粗放的施設(面積十一萬三千餘坪、七百五十圓の漁獲あり)なるを以て「溜池、沼其他」の欄に記載するを適當となすや、尙將來設備整ひ收穫高増加したる場合は養魚池の欄に記載すべきや。(香川、五、六、一七)

回答 御見解の通 (五、七、一四)

照會 部落有の溜池に部落民が収益を得る目的を以て鯉、鮒を飼育し盜難に罹らざる様共同監視し一、二年間に一回競賣するものあり。

右は収益を得る爲に飼育するものにして愛玩的飼育に非ざるを以て之を水産養殖として様式第四五水産養殖表に計上すべきや、部落民各個人を對照として觀察するときは何れも殆んど業態を爲さざるの故を以て水産養殖業者として全く計上せざるときは右兩表の間に矛盾を來すこととなるべし、依つて前記競賣に於て買取り實際漁撈に従事したる者

のみを漁撈者として計上し、其の漁獲高は之を様式第四五水産養殖表に計上せず様式第四三沿岸漁獲物表に計上すべきや。(岡山、六、一、九)

回答 右は水産養殖表中に計上すべきも水産業者表には水産養殖に實際に従事せる個人に付業主又は被用者として計上すべく單に共同監視したる程度にして水産養殖業者と認め難きものは調査を要せず。(六、二、二二)

照會 「あまのりの種」を養殖するときは様式第四五水産養殖表中の其他欄に面積價額を調査計上すべきや。(三重、六、五、二〇)

回答 「あまのりの種」は「あまのり」の欄に計上すべし、(六、六、四)

照會 様式第四五水産養殖表中の眞珠貝の種貝を甲地に於て養殖し年内に乙地に移植する場合甲、乙地共に場數、面積、收穫高等を調査計上するものと解し然るべきや。(三重、六、五、二〇)

回答 御見解の通 (六、六、四)

照會 養魚池に鯉、鮒等を放ち置き一定の料金を徴收して釣

を爲さしめ其の得たる魚類は釣者の所得となるが如きは一の養殖とも解せられ、又養殖の目的より觀る時は調査の必要なきものと認めらるゝも如何に取扱ふべきや。(茨城、七、五、二四)

回答 例示の如きものは調査を要せず。(七、六、一三)

様式第四六 水産製造物に關する質疑の件

照會 南洋に於て漁獲せる鯉を同地に於て鯉節にする目的を以て煮たる上乾燥し加工を加へず(所謂黒節として)本縣へ輸入し本縣商人に於て其れに加工し純然たる鯉節に仕上げ市場に出すものあり、此の如きものは本縣の鯉節製造として様式第四六水産製造物表中に調査計上すべきや。(高知、五、四、一五)

回答 原産地に於て鯉節(煮沸したる上乾燥したる黒節程度のものを含む)たる名稱を附し得る迄の製造を爲したる場合に於ては該原産地の生産數量と看るべく仕上地の生産數量と看るべきものにあらず。(五、五、三〇)

様式第四九 公私有造林用苗木に關する質疑の件

照會 苗圃面積には當該年苗木養成を爲さざる苗圃用地をも

調査すべきや、注意一の現在直接苗木養成の爲に使用する地の全体とあるは年末現在に於て使用中のものなりや。

(山梨、五、六、一七)

回答 年末現在に於て現に苗木養成の爲使用する面積を調査すべきものとす、但春播種し其の年の秋山地に植付せる苗木養成面積に限り調査範囲に加ふべきものとす。

(五、七、一四)

照會 苗圃面積は現在直接苗木養成の爲に使用する地の全体を調査するものなるも次の場合如何にすべきや。

(一) 調査範囲内と認むるもの

年内には苗木を栽培せるも年末には苗木なかりしもの

(二) 調査範囲外と認むるもの

イ 年内には苗木を養成せるも年末には苗木を引ききたる儘にして翌年には他の利用の目的にあるもの

ロ 年内に苗圃と定めたるも(多少之が目的にて手入せるもの)と然らざるもの(未だ現實に苗木を植栽せざるもの)

ハ 年内に苗圃を一時他作せるもの

ニ 年内には苗木を養成せしも年末には一時他作せるもの

ホ 一、二年又は數年間休閑せるもの

(愛媛、五、六、一七)

回答 年末現在に於て現に苗木養成に使用せざる地は調査を要せず、但春播種し其の年の秋山地に植付せる苗木養成面積に限り調査範囲に加ふべきものとす。(五、七、一四)

照會 砂防工事に依り必要な個所に植樹したるものに付ては調査を要せざるや。

(香川、五、六、一七)

回答 人工造林なる以上凡て調査すべきものとす。

(五、七、一四)

照會 間伐に付ては山林管理の一方方法なるを以て其の數量及

價額は調査を要せざるや、又間伐と雖相當年數を経たるものにありては事實上點狀採伐に酷似し其の區別困難なるを以て調査を要するものなるや、調査を要するとせば何年生以上を調査するものなりや。(香川、五、六、一七)

回答 間伐は點狀採伐に準じ用材又は薪炭材に供せらるゝものに付ては各其の數量及價額のみ調査すべきものとす。

(五、七、一四)

111

栗統計に關する質疑の件

照會 近來栗を畑(栗畑)に栽培するもの相當多きを加ふるに至れり。

(一) 而して栗畑としては極めて粗放のものと雖下草刈り年に一度位は鋤入して施肥を爲し栗の栽培を行ふの状態なり。

(二) 右の如き栗畑と雖耕地面積中に加ふべきものなりや。

(三) 栗畑の栗を伐採するも公私有林伐採として調査を要せざるものなりや。

(四) 畑に栗を植ゑ又山林を開墾して栗を植ゆる等即ち栗畑を爲すものは之を公私有林野人工造林として調査を要せざるものなりや。

(五) 栗は栗畑、栗山等に産する總てを林野産物として調査を要するや。

(六) 栗苗の中栗畑へ移植判明のものとは雖公私有造林用苗木として調査を要するや。

栗苗は現在當地方に於て果樹苗と稱せらるゝ場合あるも果樹苗(様式中其の他の果樹苗として)として調査を要せ

照會 様式第五二公私有林伐採表中に掲げられたる潤葉樹を

椎茸原木として伐採したる場合は其伐採木(數量、價額)は用材中潤葉樹欄の各該當樹種欄に計上すべきや、或は伐採面積及伐採木共に調査を要せざるや。(宮崎、七、四、三〇)

回答 椎茸原木として伐採したる用材は様式注意に依り伐採面積及用材を各該當欄に計上すべきものとす。

(七、五、二四)

様式、五三 林野産物に關する質疑の件

照會 本縣には普通ワサビの外俗に唐ワサビ、丘ワサビ、水ワサビ或は山ワサビと稱するものにして牛蒡に類似したる形狀を成し相當の辛味を有し普通のワサビと同様調味料其の他の食用に供し居るものあり、右はワサビとして調査すべきや。

(富山、六、六、四)

回答 富山縣に於て俗に唐ワサビ、丘ワサビ、水ワサビ或は山ワサビ等と稱せらるゝものは通稱「ワサビ大根」に該當するものにして右は「ワサビ」として調査を要せず。(六、六、

ざるものなりや。

(愛媛、七、六、九)

回答

(一) 實際の状況に依り畑と認めらるゝものは之を耕地として調査すべきものとす。

御見解の通

御見解の通

御見解の通

造林用苗木として調査を要せず。

栗苗は造林用の目的を以て養成せるものは造林用苗木に果樹用の目的を以て養成せるものは果樹苗に夫々調査せられたし。

(七、六、二二)

農作物、農用地及林野の被害面積に關する質疑の件

照會 一集團地の被害面積二段歩或は三段歩位なるも一町村内のものを集計すれば數町歩或は十數町歩となる場合あり之等は如何に取扱ふべきや。(香川、五、六、一七)

回答 同一災害に因り一箇所の被害と認めらるゝ場合に於ては調査を要す。(五、七、一四)

農會に於ける農事調査に關する質疑の件

照會

(一) 第五號表總戸數及專業並兼業各農家の專業農家兼業農家の區分基準及職業區分中農家と稱すべきものゝ基準如何。

(二) 第六號表自作、小作及自作兼小作各農家戸數の自作、自作兼小作、小作の區分基準如何。

(秋田縣農會 五、二二、二七)
(島根縣能義郡農會 七、七、一九)

回答

(一) 現行規定の取扱に於ては農家とは生業として農業を営むものを謂ふ。農業を営むものとは耕種、養蠶、養畜、養禽及養蜂の一又は二以上を営むものを謂ふ。但全然土地を耕作せざるものを含まず。

專業農家とは生業として農業を営むものを謂ひ兼業農家とは生業として農業を営む以外に他の生業を営むものを謂ふ。但純然たる工業、水産業、林業に屬せざる農業的製造、加工、養魚、林業等を農業者が副業として営むことあるも之を專業農家中に計上すべきものとす。

縣農會 七、二、二〇)

回答 第三號表の田畑面積合計と第七號表耕地所有の廣狹に依り區別したる農家戸數及第八號表耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數の調査に要する面積合計とが必ず一致すとあるは其の合計が直に一致すと言ふことを言ふものに非ずして農家の所有又は經營耕地は勿論他市町村及他府縣に亘ることあるも其の際自市町村及自府縣内に所在する面積の合計面積に於ては一致すべきものなることを注意的に指示せるものとす。(七、二、二二)

農作備貸金に關する質疑の件

照會 注意二は各業態の平均に行はるる地方を選定調査すべき意なりや、或は稻作、麥作、養蠶、茶摘等を各別に其の最適地を選定調査すべき意なりや。(新潟、六、七、二七)

回答 稻作、麥作等各別に最適當と認めらるる農村を選定調査すべきものとす。(六、九、二)

(二) 自作農とは當該農家所有の土地に於て耕種農を営むものを謂ひ、小作農とは當該農家の所有に非ざる他人所有の土地に於て耕種農を営むものを謂ひ、自作兼小作農とは自作及小作を兼ね営むものを謂ふ。(六、二、二二)

照會 第七號表耕地所有の廣狹に依り區別したる農家戸數は注意書にもある通り區域内に現住する農家戸數にして所有耕地は區域外にあるものと雖合算し調査することゝなり居れり。

第八號表耕作する耕地の廣狹に依り區別したる農家戸數に於ても同様區域内に現住する農家戸數にして耕作する耕地は區域外と雖合算し調査するものと思はる。

然るに第三號表自作田畑及小作田畑の各段別は區域内の自作、小作段別(田、畑)を調査するものなるに注意書には、本調査の面積合計と第七號表及第八號表の調査に要する面積合計とは必ず一致す」とあり。

然れども不在地主、區域外に耕地を所有せる地主又は區域外に居住して區域内の耕地を耕作する農家、區域外の耕地を耕作せる農家等ある場合には必ずしも一致せず。(兵庫

米穀現在高定期調査關係法規及同調査要項

一〇四

米穀現在高定期調査は米穀需給の關係を明確ならしむる重要な基礎資料を與ふものにして米穀政策の遂行上極めて重要な調査である。

農林省に於ては大正二年以來本調査を行つて來たのであるが、大正十年米穀法の實施及その後にはける同法の改正に伴ひ愈々その重要性を加へ、調査の回数も年三回となり更に昭和六、七年に至つて六回となつたが、今回新に米穀法が改正せらるゝと共に一層本調査の完全を期する爲め調査方法が明確に定めらるゝ事となつた。

今本調査の關係法規及調査要項を示せば左の通りである。

一 米穀法沿革

第六條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價調節上米穀現在高調査ノ必要アリト認ムルトキハ米穀ノ生産者、取引業者、倉庫業者、其ノ他占有者ニ對シ調査ニ必要ナル事項ノ報告ヲ命シ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ其ノ營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第八條 第六條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ職務ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

二 米穀法施行規則沿革

(昭、七、一〇、五 農林省令第二九號改正)

第二十三條 米穀生産費調査ノ事務ニ從事シタル者ハ其ノ職務執行中知得シタル個人ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス
第二十七條ノ七 米穀現在高定期調査ハ毎年三月一日、五月一日、七月一日、八月一日、九月一日及十一月一日各午前零時現在ニ於テ内地ニ現在スル米穀ニ付之ヲ行フ 但シ左ニ掲クル米穀ニ付テハ之ヲ行ハサルモノトス

一 調査期日ニ於テ保税地域及外國貿易船ニ現在スル米穀

二 調査期日ノ屬スル年ニ於テ生産セラレタル内地米

三 内地米、朝鮮米及臺灣米ノ碎米

前項ノ調査ハ内地米、朝鮮米及臺灣米ニ在リテハ粳、玄米及白米ニ區分シ外國米ニ在リテハ粳、玄米、白米及碎米ニ區分シテ之ヲ行フ

第二十七條ノ八 左ニ掲クル倉庫ノ管理者ハ其ノ倉庫ニ現在スル米穀ニシテ前條ノ規定ニ依リ調査セラルヘキモノノ數量ニ付府縣知事ニ對シ様式第一號ニ依リ申告ヲ爲スヘシ

- 一 倉庫營業者ノ倉庫
- 二 運送營業者、運送取扱營業者又ハ銀行ノ倉庫
- 三 農業倉庫又ハ聯合農業倉庫
- 四 前號ノ外農會、産業組合、産業組合聯合會又ハ之ニ準スルモノニシテ府縣知事ノ指定シタルモノノ倉庫
- 第二十七條ノ九 府縣知事ハ農林大臣ノ命ヲ承ケ府縣内ノ米穀現在高定期調査ノ執行ヲ指揮監督ス
- 第二十七條ノ十 米穀現在高定期調査ノ爲必要アル場合ニ於テハ府縣ノ區域ニ依リ米穀現在高調査指導員ヲ置ク
- 第二十七條ノ十一 米穀現在高定期調査ノ爲市町村ノ區域ニ依リ米穀現在高調査員ヲ置ク 但シ特別ノ事由アルトキハ市町村ノ區域ニ依ラサルコトヲ得
- 第二十七條ノ十二 米穀現在高調査指導員及米穀現在高調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ農林大臣ニ於テ之ヲ囑託ス
- 第二十七條ノ十三 米穀現在高調査指導員ハ府縣知事ノ指揮ヲ承ケ米穀現在高調査員ノ事務ノ執行ヲ指導ス
- 米穀現在高調査員ハ府縣知事ノ指揮ヲ承ケ擔當調査區域内ノ米穀現在高定期調査ノ事務ニ從事ス
- 前項ノ擔當調査區域ハ府縣知事ニ於テ之ヲ定ム
- 第二十七條ノ十四 第二十七條ノ七ノ規定ニ依リ調査セラルヘキ米穀ニシテ左ニ掲クル場所ニ現在スルモノハ米穀現在高調査員ニ於テ之ヲ調査スヘシ
- 一 米穀生産者又ハ耕地所有者ノ倉庫、納屋其ノ他ノ貯藏場所

二 米穀販賣業者又ハ精米業者ノ店舗、精米場又ハ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

三 正米市場又ハ之ニ準スル市場ノ營業所又ハ倉庫

四 社寺又ハ之ニ準スルモノノ貯藏場所

五 品評會、共進會等ノ會場

六 鐵道若ハ軌道ノ驛又ハ地方鐵道若ハ軌道ノ貨車其ノ他ノ運搬具

七 河川港灣ニ於ケル繫船岸壁、棧橋、物揚場、上屋又ハ船舶

第二十七條ノ十五 米穀現在高調査員ハ職務執行ノ際様式第二號

ニ依リ資格證明書ヲ携帯スヘシ

前項ノ資格證明書ハ府縣知事之ヲ交付ス

第二十七條ノ十六 米穀現在高定期調査ノ爲米穀法第六條ノ規定

ニ依ル處分ノ必要アリト認ムヘキ事情アルトキハ府縣知事ハ運

第二十七條ノ十七 第二十三條ノ規定ハ米穀現在高定期調査ノ事

務ニ從事シタル者ニ之ヲ準用ス

第二十八條ニ左ノ後段ヲ加フ

第二十七條ノ十七ノ規定ニ依リ準用セラルル第二十三條ノ規定

ニ違反シタル者亦同シ

第三十條中「米穀生産費ノ調査」ノ下ニ「又ハ米穀現在高定期調査」

ヲ加フ

北海 道 廳 長 官 殿
府 縣 知 事 殿

申告年月日	昭和 年 月 日
倉庫ノ名稱及 其ノ所在地 申告者氏名 捺印	

米穀現在高申告書 (昭和 年 月一日現在)

種類 産米別	石換算 (石米換算)		石換算		石換算		計
	一箇當 石數	一箇當 石數	一箇當 石數	一箇當 石數	一箇當 石數	一箇當 石數	
内地米							
朝鮮米							
臺灣米							
外國米							
計							

申告書提出期限 月 日

第一號 様式

- (一) 申告上ノ注意
申告者ハ調査期日ノ午前零時ニ現在スル米穀ニ付簿レチタテ記入スルコト
内地米ニ付テハ調査期日ノ屬スル年ニ於テ生産セラレタルモノハ之ヲ計上セザルコト
- (二)(三)(四)(三) 米及粉米ハ之ヲ計上セザルコト
艘ノ石數ハ其ノ地方ニ於テ通常使用セララルル換算方法ニ依リ玄米ニ換算ノ上
之ヲ記入スルコト
- (五) 米穀ノ容量ハ通常使用セララルル換算方法ニ依リ換算シ四捨五入シ
テ石位ニ止ムルコト
- (六) 一箇當容量及石數並ニ石數ノ欄ニハ包裝シタル米穀ニ在リテハ一箇當容量
ニ其ノ箇數及石數ヲ、バシラ横ニ在リテハ其ノ石數ヲ記載スルコト何ハ
四半一〇〇俵四〇石、二斗二〇〇俵四〇石、バシラ横五〇石計一三〇石ト記載スル
ガ如ク
- (七) 府縣知事ノ指定シタル申告書提出期限ハ之ヲ嚴守スルコト
本調査ニ依リ蒐集シタル資料ハ本調査上ノ目的以外ニ之ヲ使用セザルモノナ
ルコト

第二號

道府道 第 號
米穀現在高調査員之證
擔當調査區域
氏 名

縦 九〇厘
横 六・五厘
厚紙
色 淡青

第二十八條 第二十三條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰
金又ハ科料ニ處ス

第三十條 虚偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計若ハ威力ヲ用ヒテ米穀生
産費ノ調査ヲ妨ケタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

三 米穀現在高定期調査要綱

(昭七、一〇、五米部第一四二八號)
米 穀 部 長 通 牒

一、米穀現在高定期調査期日前ニ内地ノ港灣ヲ發シ途中寄港セズシ
テ調査期日後始メテ内地ノ港灣ニ入ル公海航行中ノ日本船舶ニ積
載セラレタル米穀ハ其ノ調査期日ニ於テ内地ニ現在シタルモノト
看做スコト

二、左ニ掲グル場所ニ於ケル米穀ハ農林大臣ニ於テ調査スルコト

(一) 農林省米穀事務所倉庫

- (二) 鐵道省ノ營業倉庫
- (三) 國有鐵道ノ貨車
- 三、米穀現在高調査指導員及米穀現在高調査員氏名、擔當調査區域
及其ノ職務ヲ執ルベキ場所ハ府縣知事ニ於テ 辭令交付後之ヲ告示
スルコト
- 四、米穀法施行規則第二十七條ノ八ノ規定ニ依ル申告ハ當該倉庫ノ
所在地ノ市町村ノ米穀現在高調査員ヲ經由セシムルコト
- 五、米穀現在高定期調査ニ關スル報告及申告ニ要スル印刷物ハ農林
大臣ヨリ之ヲ府縣知事ニ交付スベキニ依リ府縣知事ハ之ヲ米穀現
在高調査員ニ交付スルコト
- 六、府縣知事ハ申告義務者ノ 申告期限並ニ米穀現在高調査員ノ報告
期限ヲ定ムルコト
- 七、府縣知事ハ米穀現在高調査員ヲシテ其ノ擔當調査區域内ノ米穀
現在高ニ關シ米穀法施行規則第二十七條ノ八及第二十七條ノ十四
ノ規定ニ依リ調査セシメ其ノ結果ニ基キ府縣知事ニ對シ市町村毎
ニ別紙様式ニ依リ報告書提出期限迄ニ之ガ報告ヲ爲サシムルコト
- 八、府縣知事ハ米穀現在高調査員ノ報告ニ基キ管内米穀現在高ヲ別
紙様式ニ依リ調査期日ノ屬スル月ノ十日迄ニ農林大臣ニ報告スル
コト
- 九、府縣知事ハ前號ノ報告ガ調査期日ノ屬スル月ノ十日迄ニ本省ニ

到達セザル見込ノ場合ハ照校電報ヲ以テ内地米、朝鮮米、臺灣米、外國米別及其ノ合計ヲ其ノ月十日迄ニ本省ニ報告スルコト

十、府縣知事ハ左ニ掲グルモノヲ米穀法施行規則第二十七條ノ第八一項第四號中府縣知事ノ指定ニ該當スルモノトシテ之ガ指定ヲ爲スコト

(一) 郷會(共同備荒貯蓄組合)

(二) 産業組合法ニ依ラザル消費組合又ハ團體(工場、鑛山ニ於ケル購買團體ヲ含ム)

十一、府縣知事ハ米穀法施行規則第二十七條ノ八ニ依ル申告義務者ガ其ノ申告書ヲ米穀現在高調査員ヲ經由シテ提出スル際同調査員ヲシテ其ノ申告書ヲ査閲セシムルコト

米穀現在高調査員ハ前項ノ申告ニ付、重複、脱漏又ハ誤謬等アルコトヲ發見シタルトキハ申告者ヲシテ之ヲ訂正セシムルコト

十二、米穀現在高調査員ハ本調査ニ先ダテ米穀法施行規則第二十七條ノ八ニ規定スル申告者氏名、倉庫其ノ他ノ藏置所及在米數量等ヲ調査シ置クベキコト

十三、米穀法施行規則第二十七條ノ十四ノ規定ニ依ル調査ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フコト

(一) 擔當調査区域内ニ於ケル米穀商給ニ關スル諸般ノ事情ヲ當時調査シ尙調査時期ニ於テハ成ル可ク所在場所ニ付又ハ占有者ヨリノ報告ニ依リ之ヲ調査スルコト

(二) 其ノ地方ニ在リテハ米穀事情ニ通ジタル者ノ意見ヲ徵スルコト

十四、米穀法施行規則第二十七條ノ十四ノ第一號ノ規定ニ依ル調査ハ生産シタルモノタルト購入シタルモノタルトヲ問ハズ總テ調査スルコト

十五、米穀現在高定期調査中概ノ調査ニ付テハ其ノ容量ヲ其ノ地方ニ於テ通常使用セラルル換算方法ニ依リ玄米ニ換算シ計上スルコト

十六、標本米、見本米、屑米及荷粉米ハ之ヲ調査セザルコト

十七、米穀現在高定期調査ノ結果ハ本省ニ於テ發表スル以前ニ於テハ道府縣及米穀現在高調査員ニ於テ之ヲ公表セザルコト

(様式)

米穀現在高定期調査表 (昭和 年 月 一日現在) (單位石)

場 所 別	内 地		朝 鮮		滿 洲		外 國		計
	概(數量)	玄米白米計	概(數量)	玄米白米計	概(數量)	玄米白米計	概(數量)	玄米白米計	
倉庫 倉庫業者ノ倉庫									
運送業者又ハ銀行ノ運送倉庫									
農業倉庫又ハ聯合農業倉庫									
前號ノ外農會、産業組合、産業組合聯合會又ハ之ニ準ズルモノノ倉庫									
府縣知事ノ指定シタルモノノ倉庫									
米穀生産者又ハ耕地所有者ノ倉庫、納屋其ノ他ノ貯藏場所									
米穀販賣業者又ハ米穀精製業者倉庫其ノ他ノ貯藏場所									
正米市場又ハ之ニ準ズル倉庫									
市米市場又ハ之ニ準ズル倉庫									
社寺又ハ之ニ準ズル倉庫									
品評會、共進會等ノ倉庫									
鐵道若ハ軌道ノ驛又ハ地方鐵道若ハ軌道ノ貨車其ノ他ノ運搬具									
河川港灣ニ於ケル艀船岸壁、棧橋、物揚場、上屋又ハ船舶									
計									

報告期限別農林統計一覽

左に掲ぐる調査事項の調査は農林省統計報告規則及其の他の訓令、通牒又は照會に基き道府縣、農會、本省内關係各局及關係各省等より報告せらるゝものなり。

報告期限	調査事項	調査期日又ハ調査期間	公表時期	備考
一月二十日	米收穫高	前年	報告期限ノ翌日迄ニ三回ニ分チテ速報ス	農林省統計報告規則
〃 末日	公私有林野放牧	前年九月末日現在	十二月刊行ノ農林省統計表中ニ掲載公表ス	〃 (毎三年調査)
〃	農作備貸金	前年	三月農作備貸銀統計表トシテ公表ス	北海道、岩手、秋田、茨城、新潟、長野、静岡、三重、大阪、島根、廣島、徳島、高知、福岡ノ各道府縣照會
二月末日	耕地面積	〃 (現在面積ハ)	〃	農林省統計報告規則
〃	食用農産物	〃	〃	〃
〃	果實ノ四(梨、リンゴ、柿、ブドウ)	〃	〃	〃
〃	工藝農産(コンニャク、物其ノ三(芋、ミワタ等))	〃	〃	〃
〃	蠶絲類	〃	七月刊行ノ蠶絲類及眞綿統計表中ニ掲載公表ス	〃

(公表時期ノ記載ナキモノハ)
取經次第公表スルモノトス)

〃	眞綿	〃	〃	〃
〃	天蠶絲及柞蠶絲	〃 (飼養戸數及箱數ハ年末現在)	〃	〃
〃	蜜蜂	〃	〃	〃
〃	製絲職工賃金	〃	翌年三月刊行ノ製絲職工及養蠶備貸銀統計表中ニ掲載公表ス	山形、福島、群馬、埼玉、新潟、山梨、福井、長野、愛知、京都、徳島、熊本ノ各府縣照會
〃	漁業者賃金	〃	四月漁業者賃銀統計表トシテ公表ス	北海道、青森、宮城、福島、千葉、神奈川、新潟、富山、石川、福井、長野、静岡、愛知、三重、京都、兵庫、和歌山、鳥根、廣島、山口、愛媛、高知、福岡、宮崎、鹿児島、沖縄照會
〃	保安林	前年末現在	十二月刊行ノ農林省統計表中ニ掲載公表ス	道府縣照會
〃	道府縣勸業費豫算	當該年度	〃	〃
〃	林野開墾制限禁止地面積	前年末現在	〃	〃
〃	三月末日 果實ノ一(ミカン)	自前年一月至其ノ年末現在	〃	農林省統計報告規則
〃	牛	前年(飼養戸數及現在頭數ハ年末現在)	〃	〃
〃	牛乳	〃 (搾乳場數及乳牛現在頭數ハ年末現在)	〃	〃

五月十日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
春蠶豫想掃立枚數	農作物ノ被害	公私有林野被害	林野産物	公私有造林用苗木	公私有林野面積	乳肉製品及罐詰	薬製品	蠶綯	蔬菜及花(生大根カブラ 芥ノ三(ニンジン等)	農會ノ農事ニ關スル事項 調	北海道廳管理ノ官有馬
其ノ年四月末日現在	〃	〃	前年	〃	前年末現在	〃	〃	〃(製造口數ハ) 前年末現在	前年	前年末現在	〃(飼養戸數ハ) 前年末現在
報告期限ノ翌日ニ速報ス	〃	〃	〃	〃	〃	十二月刊行ノ農林省統計 表中ニ掲載公表ス	〃	十二月刊行ノ農林省統計 表中ニ掲載公表ス	〃	十二月刊行ノ農事統計表 中ニ掲載公表ス	前掲馬公表ノ際併セテ公 表ス
〃	〃	〃	〃	〃	〃(毎三年調査)	〃	〃	〃	農林省統計報告規則	通牒ニ依ル農會調査	北海道通牒

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
水産製造物	水産養殖	遠洋漁業	沿岸漁獲物	遭難漁船	漁船	水産業者	屠殺	山羊	綿羊	豚	馬
〃	〃(養殖場數及同面) 積ハ年末現在	〃(漁船ハ年末現在)	〃	〃	前年(印在船數ハ) 前年末現在	前年末現在	〃(屠場數ハ) 前年末現在	〃	〃	〃	〃(飼養戸數及現在) 頭數ハ年末現在
〃	〃	十二月刊行ノ農林省統計 表中ニ掲載公表ス	〃	〃	〃	〃	〃	〃	十二月刊行ノ農林省統計 表中ニ掲載公表ス	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
果樹苗	茶畑	桑畑	春蠶收穫高	鷄	鶩	北海道國有林野經費	葉煙草生產額	朝鮮關東州漁獲高	臺灣 樺太 南洋群島漁	鹽生產額	官有家畜	〃
自前年七月 至其ノ年六月	其ノ年六月末日現在	〃	其ノ年	其ノ年六月末日現在 (産卵ハ自前年七月 至其ノ年六月)	〃(〃)	前年度	〃	前年	〃	前年度 (製造場數、製造 人員、製鹽地反 別及煎製釜數ハ 年度末現在)	前年 (現在頭數ハ) 年度末現在	〃
翌年十二月刊行ノ農林省 統計表中ニ掲載公表ス	翌年三月刊行ノ茶統計表 中ニ掲載公表ス	翌年四月刊行ノ繭統計表 中ニ掲載公表ス	九月上旬ニ速報ス	〃	〃	十二月刊行ノ農林省統計 表中ニ掲載公表ス	〃	〃	〃	〃	牛、馬、豚公表ノ際併セ テ公表ス	〃
農林省統計報告規則	〃	〃	〃	〃	〃	北海道照會	大藏省專賣局依頼	各管轄廳依頼	〃	〃	大藏省專賣局依頼	官内、文部、鐵道、司法、陸軍ノ 各省及警視廳依頼

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
種牡馬	種牡牛	販賣肥料	蠶種	耕地整理施行前後比較	耕地整理	御料林野	綠肥用作物	果實ノニ (ネーブル レンヂル ナツオ ミカン等)	麥收穫高	米第一回豫想收穫高	末日	九月十日	夏秋豫想掃立枚數
〃	〃	〃 (製造營業者 ハ年末現在)	〃	〃	〃	前年 (御料林野面積、造 在苗木ハ年末現在)	其ノ年	自前年八月 至其ノ年七月	其ノ年	其ノ年九月二十日現在	其ノ年九月一日現在	〃	〃
〃	〃	十二月刊行ノ農林省統計 表中ニ掲載ス	〃	〃	〃	十二月刊行ノ農林省統計 表中ニ掲載ス	翌年十二月刊行ノ農林省 統計表中ニ掲載公表ス	〃	十月上旬中ニ速報ス	報告期限ノ翌日迄ニ三四 ニ分テ速報ス	報告期限ノ翌日ニ速報ス	〃	農林省統計報告規則
畜産局照會	農務局照會	蠶絲局照會	〃	農務局照會	帝室林野局依頼	〃	農林省統計報告規則	農林省統計報告規則 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島 新潟、長野(全區ノ分ヲモ併セテ公 表ス)	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
森林組合	水産組合及同聯合會	漁業組合及同聯合會 施設事業別	漁業組合及同聯合會	水産會	家畜保險組合	畜産組合及同聯合會	農業倉庫及聯合農業倉庫	茶業組合及同聯合會議所	農會	産業組合資金及事業成績	産業組合
前年末現在	前年度末現在	〃	前年末現在	前年度末現在	前年	〃	前年末現在	〃	前年度末現在	前年度末現在 (販賣價額、購買價額、 利用料、前年度)	前年末現在
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山林局照會	〃	〃	〃	水産局照會	〃	畜産局照會	〃	〃	〃	〃	農務局照會

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
國有林野	露領極東州出漁	工船蟹漁業	汽船捕鯨漁業	汽船トロール漁業	水産増殖魚苗放流高	水産孵化場及 禁漁場其ノ他	獸醫師及鑄鐵工	狩獵免狀下附	家畜傳染病	家畜市場	〃
前年度 國有林野委託林 及保管林、公有 林、官行造林地 、上野官行造林 、野官行造林地 、國有林野無 、現在國有林野 分在國有林野 現在國有林野	〃	〃	〃	〃	前年	〃	前年末現在	自前年四月十六日 至其ノ年四月十五日	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山林局照會	〃	〃	〃	〃	〃	水産局照會	〃	〃	〃	〃	〃

十月五日	夏秋蠶繭想收穫高	其ノ年九月二十五日現在	報告期限ノ翌日ニ速報ス	農林省統計報告規則
末日	麥收穫高	其ノ年	十一月上旬中ニ速報ス	農林省統計報告規則 北海道(全國ノ分ヲモ併セテ公表ス)
〃	蔬菜及花(エンドウソノ 芥ノ一(ラマメ)	〃	〃	農林統計報告規則
〃	ナタネ收穫高	〃	十一月上旬中ニ速報ス	道府縣通牒 北海道、青森、岩手 宮城、秋田、山形、福島、新潟、長野 (全國ノ分ヲモ併セテ公表ス)
〃	養蠶備貸金	〃	〃	秋田、福島、埼玉、石川、長野、愛知 京都、鳥根、愛媛、熊本ノ各府縣照會
十一月十日	米第二回豫想收穫高	其ノ年十月末日現在	報告期限ノ翌日迄ニ三回 ニ分チテ速報ス	農林省統計報告規則
〃	果實(ウメ、モモ、オ ノ三(ソトウ、ビリ)	其ノ年	〃	〃
〃	工藝農産(ゴマ、タ 物其ノ二(イマ等)	〃	〃	〃
〃	製茶	〃	翌年三月刊行ノ茶統計表 中ニ掲載公表ス	〃
十二月末日	蔬菜及花卉ノ二 (インゲンマメ) (キウリ等)	〃	〃	〃
〃	夏秋蠶收穫高	〃	翌年一月上旬中ニ速報ス	〃
〃	天蠶及炸蠶	〃	翌年四月刊行ノ繭統計表 中ニ掲載公表ス	〃

【参考】農林省統計表類刊行時期(定期刊行ノモノ)

〃	甘蔗生産額	自前年十月 至其ノ年九月	翌年十二月刊行ノ農林省 統計表中ニ掲載ス	大藏省主税局依頼
其ノ都度	農作物、農用地、林野ノ 被害及漁船ノ遭難	〃	公表セズ	道府縣訓令

農林省統計表	刊行時期	種類	刊行時期
農林省統計摘要	十二月	道府縣統計職員及管内市 町村出張調	八月
英文農林省統計摘要	一月	農林省關係統計要覽	十二月
農事統計表	〃		
米統計表	十二月		
繭統計表	四月		
茶統計表	〃		
蠶絲類及眞綿統計表	三月		
農作備貸銀統計表	七月		
製絲職工及養蠶備貸銀統 計表	十一月		
漁業者貸銀統計表	三月		
	四月		

青森縣(青森縣知事より表彰せらる、八・二・一一)

青森市	書記	奈良吉四郎
南津輕郡中郷村	同	中西四郎
西津輕郡大戸瀬村	同	五十嵐傳一郎
三戸郡中澤村	同	森山福太郎
上北郡下田村	同	夏堀正
青森市	産業統計調査員	高田竹三郎
八戸市	同	齋藤忠丸

宮城縣(宮城縣知事より表彰せらる、七・二・一一)

仙臺市	書記	淺野久米治
亙理郡山下村	同	砂金 襲
宮城郡利府村	同	板橋千代之助
桃生郡赤井村	同	柴田貞雄
刈田郡小原村	産業統計調査員	小室 猛

福島縣(福島縣統計協會聯合會より表彰せらる、七・三・三一)

信夫郡中野村	産業統計調査員	佐藤武雄
同 郡佐倉村	同	佐々木忠藏
伊達郡森江野村	同	佐久間欽一
同 郡山舟生村	同	齋藤京藏
同 郡小綱木村	同	村上幸衛
安達郡嶽下村	同	阿部佐市

安達郡二本松町

安達郡二本松町	産業統計調査員	齋藤嘉兵衛
安積郡富久山村	同	星 龜三郎
同 郡大槻村	同	宗形 覺江
岩瀬郡濱田村	同	佐伯源三郎
南會津郡江川村	同	芳賀永八
北會津郡高野村	同	高橋佐平
耶麻郡姥堂村	同	安藤八郎
同 郡喜多方町	同	渡部清衛
河沼郡金上村	同	佐藤左忠
同 郡柳津村	同	増井久義
西白河郡金山村	同	小林勝彌
同 郡西郷村	同	人見甚之丞
田村郡中郷村	同	村上與市
同 郡常葉町	同	白岩一治
同 郡澤石村	同	佐久間丑太郎
東白河郡常豐村	同	安部 傳
石川郡淺川村	同	綠川 藤助
石城郡豐間村	同	遠藤 專
同 郡勿來町	同	赤津榮助
同 郡神谷村	同	志賀 勝治
雙葉郡熊町村	同	横田 健一
同 郡廣野村	同	根本 健助
相馬郡日立木村	同	大井梅治
大沼郡赤澤村	同	熊川勇之進

茨城縣(茨城縣知事より表彰せらる、七・四・二九)

稻敷郡柴崎村	書記	油原 眞
那珂郡佐野村	同	根本 富男
筑波郡小野川村	産業統計調査員	雨海常三郎

栃木縣(栃木縣知事より表彰せらる、七・二・一一)

那須郡黒羽町	書記	和知鉄三郎
同 郡馬頭町	同	大貫 廣吉
足利郡北郷村	産業統計調査員	吉川 秀藏

群馬縣(群馬縣知事より表彰せらる、七・二・一一)

北甘樂郡福島町	書記	中 重多八
勢多郡上川淵村	産業統計調査員	牛込彌惠太
同 郡横野村	同	長岡 鐵造
群馬郡箕輪町	同	下田 正次
山田郡相生村	同	蛭間 午吉
邑樂郡大箇野村	同	高瀬友次郎

同 縣(同前 八・二・一一)

利根郡桃野村	書記	林 岩助
勢多郡敷島村	産業統計調査員	角田金一郎
群馬郡倉田村	同	茂木淺五郎
吾妻郡嬭戀村	同	鎌原 司郎

千葉縣(千葉縣知事より表彰せらる、七・二・一一)

邑樂郡三野谷村	産業統計調査員	恩田信太郎
高崎市	同	松本 龜吉

富山縣(富山縣知事より表彰せらる、七・二・一一)

東礪波郡南般若村	書記	今井 矩二
中新川郡濱加賀村	同	小幡 淺治
下新川郡上原村	同	柏原 良作
西礪波郡石黒村	産業統計調査員	石崎 米吉

石川縣(石川縣知事より表彰せらる、七・二・一一)

珠洲郡三崎村	助役	野島 重作
石川郡比樂島村	産業統計調査員	栗津榮太郎

岐阜縣(岐阜縣知事より表彰せらる、七・二・一一)

加茂郡下麻生町	書記	前島 新一
養老郡日吉村	同	山田 松男

不破郡宇留生村	書記	小川 瀨市
大野郡丹生川村	助役	坂東 増太郎
稻葉郡各務村	産業統計調査員	五 藤 牧 藏
本巢郡土貴野村	同	高 橋 寛 一
吉城郡古川町	同	廣 崎 甚 吉
同 縣(同前、八・二・一一)		
本巢郡一色村	村長	津 谷 才 治 郎
不破郡宮代村	助役	佐 竹 藤 四 郎
可兒郡錦津村	書記	三 浦 景 平
惠那郡長島町	同	伊 佐 地 忠 一
稻葉郡各務村	産業統計調査員	白 木 光 男
大野郡久々野村	同	桐 山 京 太
京都府(京都府知事より表彰せらる、八・二・一一)		
相樂郡當尾村	書記	淺 田 清 七
北桑田郡弓削村	助役	草 木 愼 吾
船井郡五ヶ莊村	書記	佐 々 江 敬 三
熊野郡久美濱町	技手	渡 邊 又 十 郎
中郡新山村	産業統計調査員	萩 野 謙 充 良
大阪府(大阪府知事より表彰せらる、七・二・一一)		
大阪市	書記	柏 原 能 心
三島郡安威村	同	抱 清 一 郎
泉南郡深日村	同	西 口 喜 一
奈良縣(奈良縣知事より表彰せらる、七・二・一一)		
磯城郡安倍村	書記	森 精 一 郎
吉野郡賀名生村	同	松 岡 宏 延
兵庫縣(兵庫縣統計協會總裁より表彰せらる、七・二・一一)		
明石市	書記	朝 堀 作 市
明石郡押部谷村	同	平 井 啓 二
多可郡西脇町	同	吉 田 重 雄
印南郡西志方村	同	藤 城 茂 一
飾磨郡菅野村	同	本 條 健 次
神崎郡川邊村	同	岡 本 信 次
宍粟郡河東村	同	三 木 倉 治
朝來郡竹田町	同	高 木 光 治
水上郡春日部村	同	舟 川 信 雄
津名郡鮎原村	同	川 淵 鶴 一



統計日誌

昭和六年	東京府統計主事補 藏田武二氏同府統計主事に就任
四月三十日	山梨縣統計主事補 中村義三郎氏同縣統計主事に就任
五月二日—十五日	本省囑託長畑健二氏統計講習會講演の爲岡山縣及愛媛縣へ出張
五月七日	大分縣統計主事補 木村彦六氏同縣統計主事に就任
五月十三日	農林省囑託加藤勇氏新潟縣技手に就任
五月十六日	石川縣統計協會聯合會創立
五月十九日—二十一日	本省統計課長鈴木覺四郎氏福島縣統計大會講演の爲福島縣へ出張
五月十九日—二十四日	本省囑託村瀨鏡之助氏統計事務指導
五月二十一日—二十三日	並視察の爲福島縣へ出張
六月一日	内閣統計局に於ける地方主任官會議開催
六月十六日	石井春平氏農林省大臣官房統計課事務取扱を囑託せらる
七月一日—五日	香川縣統計主事補 鹽田直次郎氏同縣統計主事に就任
七月十日—十五日	本省統計官長澤柳作氏統計講習會講演の爲群馬縣へ出張
七月二十日—八月一日	東京市中央大學講堂に於て第十三回内閣統計局講習會開催 聽講生は中央地方各官廳より四百十一名ありたり
七月三十一日	滋賀縣統計主事木内宗茂氏退官
八月三日—七日	昭和五年蠶絲類及眞綿統計表刊行
八月十三日—二十三日	本省統計官永井彰一氏統計講習會講演の爲茨城縣へ出張
八月二十四日—二十八日	本省統計官長澤柳作氏統計事務指導 視察並講習會講演の爲京都府へ出張

八月二十五日

昭和五年製絲職工及養蠶備貨銀統計表刊行

九月二十五日—二十七日

本省統計官補市橋晴次氏統計事務指導並視察の爲山梨縣へ出張

九月二十五日—二十八日

本省統計官補鹽屋久吉氏統計事務指導並視察の爲千葉縣へ出張

十月十二日—十四日

本省に於ける地方統計主任官會議開催

十月十五日—十六日

商工省に於ける地方統計主任官會議開催

十月十六日—十八日

本省統計課長鈴木覺四郎氏統計講習會講演の爲長野縣へ出張

十月十六日—二十日

本省囑託宮下一郎氏統計事務指導並視察並統計講習會講演の爲長野縣へ出張

十一月十六日—二十二日

本省統計官長澤柳作氏統計指導並視察並統計講習會講演の爲栃木縣へ出張

十二月八日

昭和五年漁業者貸銀統計表刊行

十二月

昭和五年農林省關係統計要覽刊行

十二月二十八日

昭和五年農事統計表刊行

昭和七年
一月十五日—二十三日

愛知縣名古屋市外三箇所に於て市區町村人口統計主任會議開催

一一八

一月十六日—二十五日

兵庫縣神戸市外十六箇所に於て市區村産業統計主任會議開催

一月十八日

昭和六年礦産額公表

一月十九日—二十三日

本省囑託長畑健二氏事務指導、視察並統計講習會講演の爲大阪府へ出張

一月二十日—二十二日

大阪府統計講習會開催、内閣統計局統計官森數樹氏本省囑託長畑健二氏の講演ありたり

一月二十一日

昭和六年米收穫高公表

一月二十八日

昭和六年養蠶備貨銀統計公表

一月二十五日

昭和五年第七次農林省統計摘要刊行

一月二十八日

商工省統計官兼商工事務官諸井桃二氏商工事務官に就任(貿易局勤務)

一月二十九日

久保治氏商工省統計官兼商工事務官に就任(保險部勤務)

二月十三日

一九三〇年英文農林省統計摘要刊行

二月六日

昭和六年鷄統計公表

二月十三日

昭和六年鷄統計公表

二月十三日

商工大臣官房統計課長商工書記官加藤正道氏札幌山監督局長に就任

二月十三日

商工省貿易局貿易課長商工書記官勝部兵助氏大臣官房統計課長に就任

三月一日

内閣統計局書記官(人口課長)兼内閣恩給局長鷺尾弘準氏退官

三月三日—十一日

内閣統計局書記官高田太一氏統計局人口課長兼任

三月四日

内閣統計局統計官兼内閣統計局書記官水谷良一氏内閣統計局書記官労働課長に就任

三月七日—十五日

三重縣内七箇所に於て市町村主任會議開催

三月三日—十一日

本省統計官長澤柳作氏統計事務指導並視察の爲佐賀縣及長崎縣へ出張

三月四日

農林省統計官永井彰一氏農林事務官兼任(農務局米穀課勤務)

三月七日

本省統計官永井彰一氏統計事務指導並視察の爲千葉縣へ出張

三月七日—十一日

栃木縣内數箇所に於て市町村産業統計調査員指導乙種講習會開催尙同時に産業統計調査員體驗談聴取會併催

三月八日

北海道統計主事佐々木啓七氏退官

三月八日—十三日

本省統計官永井彰一氏統計事務指導並視察並統計講習會講演の爲兵庫縣へ出張

三月九日—十二日

兵庫縣統計講習會開催、内閣統計局

三月十一日—十五日

統計官中川友長氏、商工省統計官補瀧常猪氏、本省統計官永井彰一氏、伯爵柳澤保惠氏の講演ありたり

三月十二日

本省統計課長鈴木覺四郎氏同囑託石井春平氏統計事務指導並視察の爲新潟縣へ出張

三月十四日

内閣統計局書記官兼資源局事務官野々村亨氏退官

三月十四日—二十三日

内閣統計局統計官中川友長氏統計局審査課長に就任

三月十五日

内閣屬河原富造氏商工省統計官兼任大臣官房統計課勤務

三月十五日

農林屬堀口四良次氏統計事務指導並視察の爲岡山縣及愛媛縣へ出張

三月十五日—十六日

新潟縣統計主事統計課長高木延次郎氏退官

三月十七日

佐賀縣廳會議室に於て市町村統計主任會議開催

三月二十三日

千葉縣統計主事統計課長尾高隆治氏退官

三月二十二日

農林省雇氏家文治氏農林屬に任官の上退官

長野縣統計主事長崎治郎氏退官

一一九

三月二十五日
三月二十七日—三十一日

昭和六年茶統計表刊行
本省統計官永井彰一氏統計事務指導
視察統計講習會講演の爲東京府八
王子市へ出張

四月十五日
四月十八日

高知縣統計主事島田正沃氏退官
明治二年以降農林省統計關係法規輯
覽刊行

四月十九日—二十一日

明治六年乃至昭和四年農林省累年統
計表刊行

四月十九日—二十八日

三月三十日
三月三十一日

愛知縣統計主事佐藤新氏退官
昭和四、五、六年米、麥及滿產額比較
表刊行

四月二十一日

三月三十一日

農林省統計官兼商工書記官長澤柳作
氏退官

四月五日

富山縣統計主事統計課長森井周義氏
退官

四月二十二日—二十三日

四月十三日

京都府統計主事統計課長濱谷由太郎
氏退官

五月十日、十一日

商工省統計官兼商工事務官久保治氏
專任商工事務官に就任工務局勤務
(保險部兼務)

五月十四日

製鐵所副參事石田嘉氏商工省統計官
兼製鐵所副參事に就任大臣官房統計

課勤務
商工事務官長谷川輝彦氏大臣官房統
計課勤務
昭和六年米統計表刊行
昭和六年滿統計表刊行
静岡縣縣下中等學校八十二校統計主
任者並市町村立組合管理者學事統計
主任會議開催
本省統計課長鈴木覺四郎氏、同統計
官補堀田武夫氏石川縣統計大會講演
統計事務指導並視察の爲石川縣、富
山縣及福井縣へ出張
石川縣金澤市公會堂に於て縣及縣統
計協會聯合會合同主催にて第一回統
計大會を開催、本省よりも鈴木統計
課長臨席最近の農林統計に就て講演
ありたり
石川縣廳に於て北信五縣統計課長會
議開催、本省よりも鈴木統計課長堀
田統計官補臨席せり
岩手縣統計調査方法改善に關し市町
村統計主任會議開催
昭和七年春蠶豫想收穫高公表

五月十六日—二十六日

栃木縣產業統計費補助申請書及統計
費收支計算書互審會開催

六月十七日

五月十九日

秋田縣統計課長古宇田景秋氏同縣統
計主事に就任

六月二十一日

五月十九日、二十日

内閣統計局に於ては昭和八年施行の
第四回労働統計實地調査並に昭和六
年より實施しつゝある家計調査其の
他諸種の事務打合せの爲道府縣及大
都市統計主任會議を開催

六月二十三日

五月二十一日

資源局に於ける地方統計主任官會議
開催

六月二十四日

五月三十日

京都府屬富岡金一郎氏統計課長に就
任

六月二十七日

五月三十日

昭和六年蠶繭統計公表

六月二十九日

六月二日

昭和七年ナタネ(菜種)作付段別並作
柄(北海道、東北六縣、新潟及長野
を除く)公表

七月二日

六月三日

昭和七年麥豫想收穫高(北海道、東
北六縣、新潟及長野を除く)公表

七月四日—六日

六月七日

東京市統計課長村山正備氏文書課長
に就任

七月七日

六月十一日

腦水重臣氏東京市統計課長に就任
昭和七年早場地方春蠶豫想收穫高

七月十一日

(大阪、京都、静岡外二十三縣)公表
和歌山縣統計協會新設
昭和七年東北六縣及新潟、長野麥豫
想收穫高公表
青森縣各郡に於て市町村統計主任會
議開催
自昭和六年二月ミカン(蜜柑)産額公
表
昭和七年關東、北陸及東山地方春蠶
豫想收穫高公表
農林省統計官兼農林書記官大臣官房
統計課長鈴木覺四郎氏營林局事務官
大阪營林局長に就任、農林事務官三
須武男氏農林省統計官兼農林書記官
大臣官房統計課長に就任
昭和六年エンドウ及ソラマメ産額公
表
栃木縣主催統計講習會開催
營林局事務官補見義男氏農林省統計
官兼農林事務官に就任大臣官房統計
課勤務
昭和七年晚場春蠶豫想收穫高(北海
道及東北六縣)公表

七月十二日

昭和七年北海道、東北六縣、新潟及長野ナタネ(菜種)作付段別並作柄公表

七月十三日

昭和七年北海道及全國麥豫想收穫高公表

七月十五日

昭和六年耕地面積統計公表

七月十八日—八月六日

東京市中央大學講堂に於て第十四回内閣統計講習會開催、聴講生は中央地方各官廳其他より三百五十七名ありたり

七月二十一日

昭和六年食用農産物統計(大豆外九種)公表

七月二十二日

昭和六年内地沿岸漁獲物統計公表

七月二十六日—三十日

岩手縣、第二回統計事務視察團を北海道統計事務優良町村、幌別、白老、栗澤、豊平、江別に派遣せり

七月二十八日

石川縣統計課長地方事務官中根秀雄氏警察部工場課長に就任

七月三十一日

石川縣屬本田竹雄氏同縣統計課長に就任

八月一日

昭和六年蠶絲及眞綿統計表刊行
昭和六年農作部銀統計表刊行
昭和六年製絲職工及養蠶備貸銀統計表刊行

八月一日—五日

本省統計官永井彰一氏統計事務指導視察統計講習會講演の爲茨城縣へ出張

八月八日

地方事務官山本茂吉氏大阪府文書課長兼統計課長に就任

八月十一日

大阪府文書課長兼統計課長大谷繁次郎氏同府農務課長に轉任

八月十二日

昭和六年柑橘類(ミカンヲ除ク)統計公表

八月十五日

昭和六年工業農産物統計(ナタネ外十一種)公表

八月二十二日—二十七日

地方事務官平木弘氏内閣統計局書記官統計局庶務課長に就任

八月二十四日

内閣統計局統計官上條勇氏内閣統計局書記官兼任統計局庶務課勤務

八月二十六日

内閣統計局書記官高田太一氏統計局人口課長に就任

八月二十八日—九月二日

本省囑託長畑健二氏統計事務指導視察統計講習會講演の爲京都府へ出張

八月二十九日—三十一日

察院統計講習會講演の爲兵庫縣へ出張
兵庫縣統計講習會開催、内閣統計局統計官上條勇氏本省囑託宮下一郎氏の講演ありたり

八月三十日

昭和六年工業農産物統計(コンニャク芋外五種)公表

八月三十一日

昭和六年果實統計(日本梨外五種)公表

〃

昭和七年道府縣統計職員調及昭和五年度道府縣統計職員管内市町村出張調刊行

九月六日

昭和六年麥收穫高(北海道、東北六縣、新潟及長野ヲ除ク)公表

〃

昭和六年牛乳統計公表

〃

昭和七年春蠶收穫高公表

九月八日—十五日

本省統計官永井彰一氏統計事務指導視察の爲栃木縣、福島縣及宮城縣へ出張

九月九日

栃木縣宇都宮市縣公會堂に於て地方馬一齊調査宣傳講習會開催、本省より永井統計官臨席地方馬調査と現下の農村問題に關し講演ありたり

九月十二日

九月十三日

九月十六日

九月二十二日

九月二十九日

九月三十日

十月一日

十月二日

十月三日

十月四日

十月五日

十月六日

十月七日

十月八日

十月九日

十月十日

十月十一日

十月十二日

十月十三日

十月十四日

十月十五日

十月十六日

十月十七日

十月十八日

十月十九日

十月二十日

十月二十一日

十月二十二日

十月二十三日

十月二十四日

十月二十五日

十月二十六日

十月二十七日

十月二十八日

十月二十九日

十月三十日

十一月一日

昭和七年夏秋蠶豫想締立數量公表

秋田縣縣會議事堂に於て地方馬一齊調査打合せ及講演會開催、農林事務官楠見義男氏農林技師堀尾正朝氏の講演ありたり

臺製品統計公表

米の豫想收穫高及實收穫高公表方法改正せられ從來全國の分を一度に發表せるを地方長官よりの報告の到着するに順ひ適宜之を取纏め報告期限の翌日迄に大體三日間に亙り一日一回午後三時半以後四時前後迄に之を公表すること、なれり

昭和六年蔬菜及花卉統計(菜豆外八種)公表

昭和七年九月二十日現在米豫想收穫高第一次公表

同 第二次公表

本省統計官補鹽屋久吉氏同雇永田政見氏統計事務指導視察の爲福島縣及新潟縣へ出張

昭和七年九月二十日現在米豫想收穫高第三次公表

馬一齊調査實施さる

一三三

十月二日—六日 本省統計官永井彰一氏統計事務指導
視察統計講習會講演の爲奈良縣へ
出張

十月三日—五日 奈良縣公會堂に於て統計講習會及
統計展覽會開催、本省よりも永井統
計官臨席講演ありたり

十月四日 昭和七年東北六縣及新潟長野麥收穫
高公表

十月五日 農林省令第二十九號改正に依り米穀
現在高定期調査は毎年三月一日、五
月一日、七月一日、八月一日、九月
一日及十一月一日の各年前零時現在
に於て行ふやう改められたり

十月五日 昭和六年蔬菜統計(生大根外十一種)
公表

〃 昭和六年牛乳統計公表

十月六日 昭和七年夏秋蠶繭想收穫高公表

十月十二日—二十一日 農林屬堀口四良次氏統計事務指導視
察統計講習會講演の爲長野縣へ出
張

十月十三日 首相官邸に於て第二十五回中央統計
委員會總會開催

十月十三日、十四日 長野縣統計講習會開催、本省よりも

十月十四日、十五日 堀口屬臨席講演ありたり
北海道、市商工會議所統計主任會
議開催

十月十五日 農林事務官並木龍男氏大臣官房統計
課兼務

十月十九日 昭和六年馬統計公表

十月二十六日、二十七日 商工省に於て地方統計主任官會議を
開催し商工統計、會社統計の整備充
實を圖る方法につき協議せり

十月二十七日—十一月五日 本省統計官補市橋崎次氏同履伊藤辰
雄氏統計事務指導視察の爲鳥根縣
及奈良縣へ出張

十月七日 昭和七年全國麥收穫高公表

十月九日 昭和七年十月末日現在米豫想收穫高
第一次公表

十一月十日 同 第二次公表

十一月十日、十一日、十二日 北海道道會議事堂に於て支廳市役所
統計主任會議開催、各般統計事務に
付指示注意し、靜態人口調査方法及
統計協會設立に關する件等を協議せ
り

十一月十一日 昭和七年十月末日現在米豫想收穫高
第三次公表

十一月十六日—二十七日 農林事務官並木龍男氏本省囑託中尾
房藏氏統計事務指導視察の爲山口
縣、香川縣及大阪府へ出張

十一月十七日 昭和七年ナタネ(菜種)收穫高(北海
道、東北六縣、新潟及長野)公表

十一月十七日—十九日 三重縣内各地に於て統計事務市町村
主任會議開催

十一月二十一日—二十二日 京都市主催にて第七回大都市調査統
計協議會開催、一般統計に關する件
につき協議せり

十一月二十一日—二十九日 愛知縣内三箇所に於て市町村産業統
計主任會議開催

十一月二十四日—二十六日、二十八日 栃木縣内四箇所に於て
市町村産業統計主任會議開催

十二月二十一日 昭和七年馬一齊調査結果概要公表

十二月二十四日 昭和六年漁業者貸銀統計表刊行

〃 昭和六年第八次農林省統計表刊行

十二月二十六日 商工事務官猪熊信二氏商工省統計官
兼商工事務官に就任

〃 商工省統計官安倍政義氏退官

〃 本郷壽藏氏鳥取縣統計主事に就任

〃 法制局長官堀切善次郎氏資源局長官

昭和八年
一月十九日

一月二十一日 兼任
資源局長官宇佐美勝夫氏退官

〃 昭和六年農事統計表刊行

一月三十一日 昭和六年農林省統計要覽刊行

三月十四日 奈良縣統計課長大久保伊一郎氏同縣
統計主事に就任

三月十八日—四月三日 農林事務官並木龍男氏統計事務指導
視察の爲沖繩縣へ出張

三月二十日—二十日 本省囑託石井春平氏統計事務指導並
視察の爲兵庫縣及鳥取縣へ出張

三月二十一日—三十日 本省囑託村瀬鐵之助氏メートル法講
習及統計事務指導並視察の爲福井縣
及滋賀縣へ出張

三月二十七日 米穀の生産並移動調査に關する經費
(總額十六萬五千圓その内生産調査
費十萬圓)昭和八年度追加豫算とし
て公布せらる

三月二十五日 一九三〇—三一年英文農林省統計摘
要刊行

〃 農林統計時報第三號刊行

〃 昭和六年第八次農林省統計摘要刊行

重要農林關係統計

統計速報

昭和七年米收穫高 (昭和八年一月二十一日農林大臣官房統計課公表)

區	作付段別	收穫高	增減		前年收穫高ニ比シ	前五ヶ年平均收穫高ニ比シ
			昭和七年十月末日現在	前年收穫高ニ比シ		
總數	三,五七五,五三〇	六〇,三九〇,〇九六	二二,六三八	五,一七四,八三五	四〇,七七六	
北海	一九八,七三六	八八,一〇〇	四,〇〇〇	二,三〇七	一,四四九,四六一	
北東	六八,九三三	一〇,三五五,八五七	一六,五二六	二七,四六八	三二,三三八	
東關	九七,五三六	一〇,六四六,四一七	一五,九七七	二七,三〇七	二九,七八七	
北陸	一〇,〇〇〇	一,八七二,二二七	一八,八二二	一〇,七〇五	六二,八七七	
北陸	一〇,〇〇〇	一,八七二,二二七	一八,八二二	一〇,七〇五	六二,八七七	
東關	九七,五三六	一〇,六四六,四一七	一五,九七七	二七,三〇七	二九,七八七	
北東	六八,九三三	一〇,三五五,八五七	一六,五二六	二七,四六八	三二,三三八	
北海	一九八,七三六	八八,一〇〇	四,〇〇〇	二,三〇七	一,四四九,四六一	
總數	三,五七五,五三〇	六〇,三九〇,〇九六	二二,六三八	五,一七四,八三五	四〇,七七六	

沖	九州			四國		中國		近畿		東海		山					
	鹿宮大熊長佐福	高愛香德	山廣岡島鳥	和奈兵大京滋	三愛靜	岐長山	歌	重知岡	阜野梨	兒	繩	島崎分本崎賀岡	知媛川島	口島山根取	山良庫阪都賀	重知岡	阜野梨
七,五五九	八〇,二〇七	五三,三〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇	一五,五〇〇
九七,五〇三	一〇,五三三	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四	三,七〇四
二九,〇一九	二,九〇一	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,〇〇〇
四〇,一一七	七,八八五	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八	二,三八八

昭和七年繭産額 (昭和八年一月二十六日農林大臣官房統計課公表)

區	繭種	收 入			前年トノ比較 (△ハ減)		
		數	量	高	數	量	高
總 數	繭種	一六六,八七三	八,九三九,〇六八	四三,一五八,九四六	三,二三四,三五〇	七,五三三,三六七	一,二四六,二八四
北 海 道	青 森	一,四一三	八,九六四	一,一八六	△	八五二	二,〇七八
北 東 區	岩 手	一,七四二	一,一三三,九〇五	六四,四四三	△	一,一四七	三,一八九
北 東 區	宮 城	二,八六六	一,六四七,七五四	八五,一八〇	△	一,一四七	二,八三三
北 東 區	秋 田	四,九七九	二,三六八,六八八	一,一九七,七三三	△	九四〇	二,八三三
北 東 區	山 形	三,九八五	二,七四二,五七四	一,五六三,二七三	△	一,〇〇〇	一,一三三
東 關 區	茨 城	六,九三二	三,三三三,一三三	一,七七一,三七七	△	一,〇七〇	一,二九四,六六
東 關 區	栃 木	一,八五〇	九,三三三,三六五	四四,四三二	△	七三,四四九	一,九四四,六六
東 關 區	群 馬	三,八二九	二,〇七三,五七七	二,六六〇,六六六	△	九七,九五六	一,〇八八,六六
東 關 區	千 葉	一,七二二	四,七三二,八五五	二,〇九八,六七二	△	四七,八二七	二,〇八八,六六
東 關 區	東 京	四,三三三	二,〇七三,〇二二	一,〇九六,六五五	△	一,〇〇〇	一,〇〇〇
東 關 區	神 奈 川	二,八三三	一,三七〇,〇二二	八八,一八四	△	一,二〇〇	一,〇〇〇
北 陸 區	富 山	二,九三九	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇
北 陸 區	石 川	四,一八三	二,三三三,一三三	一三八,八八六	△	一,八〇八	五,七六八
北 陸 區	福 井	六,三五五	三,八四九,三三三	三三,九九三	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
北 陸 區	新 潟	二,九三九	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇
東 山 區	山 梨	七,六七三	三,六六六,五七七	二,〇七三,九二二	△	一,五〇〇	一〇,〇〇〇
東 山 區	長 崎	二,一五六	三,九三三,七三三	四,四三三,七七二	△	一,五〇〇	一〇,〇〇〇
東 山 區	山 鹿	七,三九九	三,九三三,七三三	二,〇七三,九二二	△	一,五〇〇	一〇,〇〇〇
東 山 區	早 野	二,一五六	三,九三三,七三三	四,四三三,七七二	△	一,五〇〇	一〇,〇〇〇

區	繭種	收 入			前年トノ比較 (△ハ減)		
		數	量	高	數	量	高
東 海 區	靜 岡	三,九七九	二,二一七,九五四	九四,八八六	△	三,五九九	二,二一七,九五四
東 海 區	三 重	九,七二五	五,四三〇,八七九	二,八八八,〇〇〇	△	三,五九九	二,二一七,九五四
東 海 區	滋 賀	四,九三三	二,三三三,四三三	一,五九九,〇〇〇	△	三,五九九	二,二一七,九五四
東 海 區	大 阪	二,一五六	三,九三三,七三三	四,四三三,七七二	△	一,五〇〇	一〇,〇〇〇
東 海 區	京 都	一,一五五	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇
東 海 區	兵 庫	二,〇九三	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇
東 海 區	和 歌 山	一,一五五	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇
東 海 區	奈 良	一,一五五	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇
東 海 區	近 畿 區	一,一五五	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇
中 國 區	鳥 取	二,八〇〇	一,九八七,〇六五	一,〇七八,一四五	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
中 國 區	島 根	二,四七五	一,六八七,七六五	八七,三三六	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
中 國 區	岡 山	二,四八八	一,六八七,七六五	八七,三三六	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
中 國 區	廣 島	一,七七七	一,〇九二,〇二二	六三,六二二	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
中 國 區	山 口	一,七七七	一,〇九二,〇二二	六三,六二二	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
四 國 區	德 島	三,五七七	二,一五三,三三三	一,〇〇〇,〇〇〇	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
四 國 區	香 川	七,三三三	四,一八八,八八八	一,九八八,八八八	△	一,〇〇〇	一〇,〇〇〇
四 國 區	高 知	四,九三三	二,三三三,四三三	一,五九九,〇〇〇	△	三,五九九	二,二一七,九五四
九 州 區	福 岡	一,八三三	一,一三三,三三三	六四,四四三	△	一,一四七	三,一八九
九 州 區	佐 賀	一,〇三三	六四,四四三	八五,一八〇	△	一,一四七	三,一八九
九 州 區	長 門	一,〇三三	六四,四四三	八五,一八〇	△	一,一四七	三,一八九
九 州 區	大 分	一,〇三三	六四,四四三	八五,一八〇	△	一,一四七	三,一八九
九 州 區	宮 崎	一,〇三三	六四,四四三	八五,一八〇	△	一,一四七	三,一八九
九 州 區	鹿 兒 島	一,〇三三	六四,四四三	八五,一八〇	△	一,一四七	三,一八九
神 戶 區	神 戶	一,一五五	一,五三三,四二六	九一,一七九	△	七,七八八	一〇,〇〇〇

備考 昭和七年ノ春蠶及昭和六年ノ繭産額ニ於テ曩ニ發表シタルモノト相違アルハ地方ヨリ訂正報告アリタルニ依ル

昭和七年鶏統計

(昭和八年二月二十八日農林大臣官房統計課公表)

昭和七年六月末日現在

一四〇

區	縣	飼養戶數	總數	成		雛	產卵量	價額
				雌	雄			
區山東	縣長山	三六,七二八	一,六八一,三三〇	九八,三三〇	五七,〇五七	四〇,〇七〇	二,〇三三,三八八	
區陸北	縣石富新	七,〇〇四	四〇二,二八〇	二二,二五七	一〇,〇七〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
區東關	縣東千崎郡	九二,九七四	一,三二四,四一七	五三,七三二	二六,〇八八	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
區北東	縣山秋宮岩青	一三,〇三三	一,七四二,七〇〇	九〇,〇〇〇	四六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
北	道	三,二五七	五,〇三六,二一九	二,九八七,八八七	一,〇四八,九四四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	
總	海	一五五,〇一五	二,〇五八,一九	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	

沖	區州九	區國四	區國中	區畿近	區海東	飼養戶數	總數	成		雛	產卵量	價額
								雌	雄			
鹿宮大熊長佐福	高愛香德	山廣岡島鳥	和奈兵大京滋	三愛靜	八三,〇四六	一,〇五五,〇八八	五三,五七〇	二六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
兒	知媛川島	口島山根取	山良庫阪都賀	重知岡	一〇五,〇八八	一,〇五五,〇八八	五三,五七〇	二六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇
細	島崎分本崎賀岡	一〇五,〇八八	一,〇五五,〇八八	五三,五七〇	二六,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

一四一

昭和七年 鷺 統計

(昭和八年二月二十八日農林大臣官房統計課公表)

(昭和七年六月末日現在)

區	支	飼養戶數	總數	成		雛	產卵(自前年七月一日至其前年六月末日)	價額
				雌	雄			
區山東	岐長山	二八六	三,〇〇〇	一,五九九	一,四〇一	一,一七五	一,一七五	二,八八一
區陸北	福石富新	二六	三,七三	一,八六六	一,八六六	一,八六六	一,八六六	二,八八一
區東關	神東千崎群柳茨	一,七五	二,四三〇	一,一八〇	一,二五〇	一,一八〇	一,一八〇	二,八八一
區北東	福山秋宮岩青	七	七,九〇	三,五九	四,三〇	三,五九	三,五九	二,八八一
北	道	四八七	六,〇三三	一,二九六	四,七三六	四,七三六	四,七三六	二,八八一
總	海	七,八七一	四五,九三五	一八,六五九	二七,二七六	二七,二七六	二七,二七六	二,八八一

區	支	飼養戶數	總數	成		雛	產卵(自前年七月一日至其前年六月末日)	價額
				雌	雄			
區海東	三愛靜	二六	二,七三	一,三六	一,三六	一,三六	一,三六	二,八八一
區近畿	和奈兵大京滋	七六	六,二六	三,一三	三,一三	三,一三	三,一三	二,八八一
區國中	山廣岡島鳥	九三	一,五三	七,六	七,六	七,六	七,六	二,八八一
區四國	高愛香德	一,一五	一,一五	一,一五	一,一五	一,一五	一,一五	二,八八一
區九州	鹿宮大熊長佐福	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	三,五	二,八八一
沖	兒	四,〇	二,〇	二,〇	二,〇	二,〇	二,〇	二,八八一
總	重知岡	二六	二,七三	一,三六	一,三六	一,三六	一,三六	二,八八一

輸出ノ部 (續)

品目	大正十年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
樟腦油	167	672	1,003	563	340	478
薄荷油	558	2,314	2,076	2,276	1,222	858
木蠟	1,119	2,340	2,089	2,255	1,871	1,155
其ノ他	58	1,371	2,800	4,002	1,080	792
其ノ他	471	1,055	1,527	2,305	2,471	604
其ノ他ノ農産物	14,688	24,466	23,237	23,338	17,190	13,676
百人合	1,426	2,398	2,534	3,006	2,734	1,934
除殺蟲	585	530	252	600	185	124
殺蟲	552	3,061	7,488	4,252	2,638	1,681
絲	311	490	809	810	740	646
薄荷	148	406	309	250	348	395
薄荷	2,172	4,898	3,915	5,170	3,475	2,984
薄荷	256	248	179	121	114	89
薄荷	2,284	3,020	2,192	2,887	1,594	918
薄荷	4,729	5,384	2,459	2,250	1,853	875
薄荷	1,335	1,707	1,483	1,738	1,380	2,914
薄荷	—	1,720	1,182	1,687	1,249	691
薄荷	610	337	359	491	824	380
薄荷	230	267	76	67	56	45
畜産物	3,741	6,742	8,037	8,758	6,285	5,289
鳥獸肉	—	—	137	104	71	77
牛奶	56	129	129	138	213	400
毛絲	590	686	566	803	890	861
毛絲	505	3,209	3,024	3,657	2,258	1,633
毛絲	328	876	1,005	695	385	179
毛絲	184	48	738	1,198	866	1,054
機械	352	288	395	461	358	305
其ノ他	136	157	114	126	104	82
象牙	203	298	406	415	291	193
其ノ他	887	1,051	1,523	1,161	849	505
林産物	18,895	22,353	24,382	23,598	18,653	13,716
挽箱板	5,386	7,939	8,932	11,228	7,111	4,483
鐵道枕	2,334	5,254	5,238	6,354	5,106	3,225
鐵道枕	3,172	223	243	200	145	124
鐵道枕	—	—	1,028	1,461	565	555
鐵道枕	3,121	1,389	1,527	1,323	1,161	942
鐵道枕	813	1,093	997	572	534	625
鐵道枕	553	804	893	1,118	835	742
鐵道枕	146	18	21	20	22	13
鐵道枕	2,870	5,638	5,448	6,199	3,109	2,945
鐵道枕	—	—	55	123	65	62
水産物	20,963	48,937	51,011	58,155	49,983	32,882
鮮魚	620	769	1,889	3,284	2,359	2,077
乾魚	1,910	5,168	3,292	3,690	3,246	1,348
乾魚	850	1,664	1,423	1,798	1,554	918

本邦農林水産關係品貿易表

輸出ノ部

品目	大正十年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
總數	521,813	1,013,074	1,005,546	1,070,535	635,697	509,236
農産物	478,214	935,037	921,787	974,449	558,035	456,750
穀物	9,117	27,356	37,393	43,758	29,361	31,238
穀類	3,375	1,428	1,278	1,094	6,571	15,879
米	336	579	473	469	356	226
大豆	2,819	6,720	5,037	5,372	2,142	2,620
豆	557	2,935	4,595	8,519	4,497	2,117
花生	144	32	73	15	12	8
小麥	290	14,260	24,718	26,816	14,450	9,517
澱粉	433	211	135	135	151	75
芥子	76	233	94	371	119	59
其ノ他	1,087	958	990	967	1,033	737
飲食物及煙草	35,009	57,920	65,155	55,710	48,380	32,285
葱	848	1,356	1,386	857	941	733
馬鈴薯	523	1,152	1,125	1,017	1,248	1,003
干菜	—	—	133	38	80	41
干菜	—	—	305	413	304	199
干菜	1,364	2,146	1,964	2,036	1,703	1,292
干菜	484	561	558	553	505	391
干菜	651	709	338	407	223	159
干菜	1,669	2,964	2,874	2,837	2,117	1,251
干菜	297	251	539	341	376	261
干菜	7,719	10,897	11,849	12,028	8,387	8,233
干菜	17,531	31,252	39,603	31,116	27,582	15,386
干菜	312	2,209	436	466	1,938	1,218
干菜	3,611	3,423	4,045	3,601	2,976	2,118
絲綢	416,088	809,853	782,677	833,596	446,838	371,847
同材料	9,593	10,073	9,932	8,371	3,363	467
絹	774	1,757	1,867	1,544	745	380
絹	317,124	742,266	733,437	784,150	419,108	356,932
絹	2,091	268	507	738	556	328
絹	196	352	114	279	393	192
絹	435	331	353	120	103	75
絹	80,568	58,794	25,895	26,756	15,033	8,511
絹	607	5,213	4,758	5,096	3,312	1,580
絹	392	577	810	705	1,238	1,450
絹	959	916	506	796	700	553
絹	3,349	9,306	4,498	5,044	2,287	1,379
植物油及木蠟	3,312	15,442	13,325	18,044	16,266	7,704
荳蔻油	—	—	—	—	—	804
荳蔻油	315	1,704	1,625	2,337	4,360	1,049
荳蔻油	718	5,863	2,105	4,316	4,672	1,963
荳蔻油	6	123	100	90	250	1

本邦農林水産關係品貿易表 (續)

輸入ノ部

品目	大正十年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
總數	983,235	1,528,522	1,433,924	1,418,289	973,123	806,288
農産物	769,330	1,095,803	996,332	993,681	668,314	536,647
穀物及粉類	108,864	217,629	206,678	219,041	144,838	100,846
米	28,813	78,907	33,673	22,782	19,583	6,971
小粟	31,551	53,929	67,787	70,896	41,509	32,936
黍及稗	120	1,372	2,300	1,231	513	404
高粱	1,271	2,770	3,952	3,270	2,853	3,612
蜀黍	—	2,038	2,791	3,672	3,749	3,048
大豆	15,750	41,198	49,689	60,092	36,664	27,818
小豆	3,054	5,525	9,370	10,102	7,012	4,978
蠶豆	1,329	680	1,348	1,037	888	567
豌豆	568	905	1,308	1,150	878	499
花生	2,139	2,277	2,471	2,997	2,371	2,347
落花生	5,331	2,869	1,187	975	2,253	470
小麥	490	2,977	3,915	4,792	3,819	2,384
胡麻	2,938	4,012	4,185	3,760	3,121	3,155
花子	1,755	730	1,166	1,804	2,808	2,042
菜子及芥子	8,271	6,009	4,739	11,200	5,823	3,646
亞麻子	327	1,520	3,088	2,956	918	812
大麻子	305	1,564	1,526	2,111	1,629	526
大鹿麻	256	1,455	2,179	1,933	1,374	1,452
棉	1,821	3,448	4,906	6,381	3,769	1,910
其他	2,775	3,444	5,148	5,900	3,304	1,269
飲食物及烟草	75,861	93,350	81,266	49,930	40,250	30,227
蔬菜果實及核子(砂糖糖蜜等ニテ貯藏ノモノ)	579	143	152	165	108	93
其他ノ蔬菜及果實	1,874	1,786	1,827	2,061	1,571	1,662
茶	434	503	599	748	728	783
咖啡	313	1,245	1,384	1,926	1,395	1,175
砂糖	—	414	459	599	661	722
烟草	69,815	75,804	64,959	31,160	25,973	15,603
其他	2,846	13,455	11,886	13,271	9,814	10,184
絲綢及細材料	472,329	662,153	589,843	613,239	387,404	334,266
生絲	3,337	1,584	1,534	1,757	946	988
實絲	8,328	2,794	2,627	1,840	2,273	1,892
綢	1,622	711	329	376	331	158
綿	436,551	623,920	549,613	572,640	361,715	296,116
絲綢及細材料	1,768	909	1,562	1,799	1,904	15,551
亞麻	843	915	836	893	715	548
亞麻及亞麻黃	14,660	23,575	24,174	26,048	14,209	11,945
亞麻黃						
亞麻黃						
亞麻黃						

輸出ノ部 (續)

品目	大正十年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
鹽鮭及鹽鱒	645	427	358	1,069	715	242
魚鮑	670	2,036	1,431	879	754	543
乾鮑	877	777	811	1,020	841	501
牡蠣	—	—	281	324	263	166
貝柱	1,346	2,146	1,506	2,017	1,522	723
乾鱈	569	587	536	561	437	150
鱈魚	575	543	445	595	443	267
海鯨	963	798	966	1,017	683	483
鯨魚	507	272	305	231	218	187
海苔	—	—	303	308	242	290
昆布	4,136	3,268	2,819	3,975	3,164	1,293
天竺	1,806	3,249	4,142	4,649	3,833	3,416
蟹	3,238	14,661	18,574	16,712	14,478	12,159
鮭	142	1,363	1,098	4,387	3,983	3,697
鮑	451	617	414	478	359	186
魚油	251	7,480	8,162	7,767	7,961	1,944
珊瑚	70	246	219	154	123	60
其他	1,337	2,866	2,037	3,240	2,805	2,232
雜品						
植物及動物	—	—	329	575	2,741	599
再輸出品(外國産)	14,833	78,180	60,189	44,900	35,208	25,401
米	—	6,345	6,940	0	1	1
生絲	—	1,239	1,701	1,431	782	896
綢	—	57,566	37,437	28,763	22,216	15,788
生絲	—	187	37	76	114	17
其他	—	12,843	14,074	14,630	12,095	8,699
總輸出額	1,352,838	1,992,317	1,971,955	2,148,619	1,469,852	1,146,981

備考 資料ハ大藏省外國貿易月表ニ依ル

- 1) 其ノ他ノ蔬菜ヲモ含ム
- 2) 菓子ヲモ含ム
- 3) 玉蘭ヲモ含ム
- 4) 鹽鮭ヲ含マス
- 5) 鮭ヲ含マス
- 6) 鯨油ヲ含ム

輸入ノ部 (續)

品目	大正十年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
製紙用	8,829	11,930	11,455	13,485	12,084	11,840
バール	1,202	1,239	1,544	1,515	999	966
膠皮	435	653	257	723	511	184
コルク樹皮	911	1,389	2,170	2,351	1,724	1,264
漆	2,165	4,993	4,306	3,520	2,562	2,111
インデア						
ツバー及ガ	15,724	34,399	27,896	33,886	17,931	13,183
タバチヤ						
(生)						
松脂	1,063	3,601	3,691	3,739	2,520	2,149
木炭(燃料用)	—	1,612	1,146	584	458	332
其ノ他	2,847	1,834	1,594	2,141	1,590	1,111
水産物	8,687	12,353	15,778	19,740	28,324	25,587
鹹魚	—	1,402	3,242	4,912	9,860	10,258
貝殼	896	3,460	3,315	3,287	2,844	2,422
鱈骨	349	245	336	396	195	218
骨粉	2,376	3,455	3,405	3,551	2,276	2,056
食鹽	5,066	3,594	3,732	4,415	3,986	4,280
其ノ他	—	197	1,748	2,879	9,163	6,353
魚介						
雜品	23,247	57,178	61,931	82,401	56,093	34,130
植物及動物	277	1,127	760	658	530	585
硝酸曹達	2,601	6,754	6,078	10,051	3,084	2,691
(粗製)						
硫酸加里	224	4,241	4,494	6,673	7,699	4,360
(粗製)						
硫酸アム	11,066	32,750	36,304	48,086	29,624	15,861
モニウム						
(粗製)						
鹽化加里	—	1,378	2,302	3,079	2,664	3,287
(粗製)						
燐鑛石	8,835	10,764	11,978	13,455	12,012	7,213
フィツシ						
ユダノ	194	164	15	399	430	133
再輸入品						
(内國産)	9,551	2,381	2,620	2,819	3,977	3,938
生絲	—	21	7	10	11	11
絹織物	—	173	346	233	105	222
綿織物	—	107	79	197	47	13
綿織物	—	383	150	243	217	130
其ノ他	—	1,697	2,038	2,126	3,597	3,562
總輸入額	1,614,155	2,179,154	2,196,315	2,211,240	1,546,051	1,235,675

一五二

備考 7) 氷砂糖ヲ含マス

8) 他ノ魚介類ヲモ含ム

9) 人造バターヲモ含ム

輸入ノ部 (續)

品目	大正十年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
屑及織維	1,923	2,884	3,574	2,817	1,445	3,179
屑織維	511	1,896	1,109	994	843	1,466
及其ノ他	2,786	2,965	4,485	4,125	3,022	2,423
植物油及木蠟	100,368	104,024	92,393	82,290	71,570	48,907
植物性芳香	2,692	2,448	2,537	2,699	2,392	1,988
揮發油	—	213	144	222	67	108
松子油	103	260	2	5	47	192
阿列布油	88	166	126	246	123	183
桐子油	—	296	375	405	420	371
豆油	85,793	88,471	73,363	64,805	57,731	38,342
椰子油	4,387	4,786	4,320	4,795	5,033	2,766
菜子油	3,169	4,436	7,700	5,952	2,717	2,264
其ノ他	961	1,287	1,446	1,268	937	978
其ノ他ノ農産物	11,908	18,647	26,152	29,131	24,252	22,401
ホツブ	795	1,408	1,114	687	484	279
飼料	—	1,444	6,742	12,261	10,031	11,666
包穀	8,915	11,881	14,237	12,385	10,899	7,927
製糊用真田	1,037	1,793	1,537	1,462	1,166	1,089
其ノ他	734	930	973	816	590	507
畜産物	105,228	197,733	194,816	171,685	126,929	133,404
動物(生活力ヲ有スルモノ)	862	379	443	687	502	355
牛肉(生)	6,101	7,962	6,972	7,158	8,340	8,764
天然バター	250	617	387	447	433	136
コンデンス	3,580	3,751	3,826	3,995	3,269	2,851
ドミル	5,270	5,025	5,407	5,020	3,895	2,481
牛羊毛	32,203	101,677	111,872	101,816	73,610	86,146
山羊毛	209	188	341	290	313	376
山毛	15,200	43,552	32,107	18,737	14,149	12,429
毛皮及皮類	8,370	9,808	10,706	13,030	8,808	7,449
皮革製	8,319	7,669	7,713	7,290	4,989	4,348
豚製品	1,036	440	382	232	142	127
豚毛	694	1,107	1,387	1,970	1,404	907
豚骨	2,302	2,857	2,878	3,083	1,775	1,504
象牙	783	703	820	959	618	636
象蹄	111	263	322	253	157	126
獸筋	—	275	447	720	337	292
鳥卵	17,985	9,982	6,960	3,983	2,817	2,960
其ノ他	1,453	1,478	1,846	2,015	1,371	1,517
林産物	76,743	165,455	165,067	150,782	93,463	76,520
木	43,477	103,805	111,008	88,838	53,084	43,380

一五〇

横濱 = 於ケル生絲移動及月末現在高
神戸

	横濱			神戸		
	倉入高	輸出高	月末在荷高	倉入高	輸出高	月末在荷高
大正 11年	537,695.0	478,643.5	47,368.0			
12	460,641.0	553,354.5 生絲 32,173.0	60,786.0	45,562.0	37,050.0	6,006.0
13	547,910.0	531,069.0	45,566.5	88,358.0	69,539.0	5,100.0
14	615,845.5	587,760.5	51,425.0	113,973.0	108,275.5	6,267.5
昭和 1年	658,944.0	611,671.5	49,930.5	130,762.0	125,685.5	7,936.0
2	716,619.0	687,794.5	共保17,740.0 56,161.5	185,019.0	177,115.5	11,614.5
3	696,455.5	688,160.0	共保12,897.0 49,465.0	228,119.0	221,597.5	867,295斤
4	746,082.0	698,066.0	共保20,840.0 54,554.5	16,897,606	16,386,196	共保 2,677.0圓 1,033,258斤
5	713,459.0	572,771.5	共保38,362.0 34,223.5 補正103,839.0	17,979,434	14,933,557	共保 7,064.0圓 731,092斤 補正39,199.0圓 19,102.0圓
6 1月	710,628.0	654,411.5	52,460.5	342,895.0	320,866.0	補正39,199.0圓 19,102.0圓
2	49,054.0	50,097.0	30,661.5	27,139.0	26,371.0	12,741.0
3	48,473.5	39,207.0	38,041.0	26,439.0	23,825.0	14,857.0
4	12,936.5	27,507.0	20,840.0	9,184.0	12,183.0	11,145.0
5	40,511.0	25,209.0	34,162.0	18,693.0	14,760.0	14,608.0
6	55,807.0	62,816.0	26,021.5	24,078.0	23,555.0	13,391.0
7	48,929.5	47,998.0	19,105.0	22,749.0	22,043.0	12,462.0
8	85,648.0	63,371.5	36,252.0	35,649.0	29,969.0	15,870.0
9	86,778.0	77,771.5	42,240.5	38,409.0	35,800.0	17,169.0
10	73,379.0	63,337.0	50,255.5	34,532.0	31,829.0	19,098.0
11	74,376.5	72,845.5	49,297.5	35,213.0	34,912.0	18,401.0
12	67,772.5	62,099.5	52,460.5	35,028.0	33,442.0	19,102.0
7 1	66,962.5	62,152.5	30,452.0	35,782.0	32,177.0	12,197.0
2	14,043.0	29,321.0	13,758.0	12,094.0	15,959.5	7,701.0
3	17,666.0	18,221.5	11,996.0	13,836.0	11,855.5	9,267.0
4	26,444.5	22,180.5	14,080.5	15,168.5	13,488.5	10,073.5
5	24,755.5	20,803.0	15,429.5	11,383.0	11,822.0	9,017.5
6	21,253.5	22,546.5	10,701.5	8,478.5	10,193.5	6,193.0
7	14,748.0	16,620.5	5,530.5	7,461.5	7,647.5	4,239.5
8	35,372.5	30,635.0	8,168.5	17,817.5	15,181.5	5,036.5
9	45,907.0	41,601.5	10,236.5	20,861.5	17,784.5	6,718.0
10	43,484.5	39,445.0	12,560.5	20,684.5	18,143.0	8,180.5
11	41,029.0	38,516.0	13,376.0	17,852.0	16,919.0	7,869.0
12	38,520.0	34,118.0	15,535.0	16,952.0	16,417.0	7,141.0
13	37,932.0	29,972.0		17,275.5	13,790.5	

昭和六年迄ハ粗單位トシ同七年以降ハ俵ヲ以テ單位トス
大正十二年ノ神戸倉入及輸出ハ九月以降ノ分トス
表中月末在荷ト倉入輸出ノ數字ト差異アルハ地遣高ヲ包含セサルニ由ル

内地米現在高

	内地米	朝鮮米	臺灣米	外國米	計	計ノ中政府所有米
三月一日現在						
昭和7年	40,870,847	1,151,239	278,145	46,342	42,346,573	4,185,254
五月一日現在						
昭和1年	29,016,893	619,683	111,865	1,275,107	31,023,548	1,308,549
2	27,414,826	691,779	117,298	1,443,971	29,937,874	1,377,916
3	32,154,926	650,083	168,351	614,967	33,588,327	2,551,772
4	32,010,357	872,030	139,013	217,753	33,239,158	2,722,515
5	31,037,146	588,254	90,849	161,583	31,877,835	3,273,637
6	35,124,670	747,078	106,491	74,495	36,052,644	4,302,472
7	31,489,842	1,081,153	145,534	161,446	32,877,975	3,914,901
七月一日現在						
昭和1年	19,557,744	353,731	89,136	1,469,400	21,470,011	1,303,089
2	18,471,423	697,249	83,325	1,522,725	20,774,722	1,375,639
3	22,472,673	468,817	86,279	535,466	23,563,175	2,525,596
4	22,717,265	619,793	108,370	222,933	23,668,361	3,432,040
5	21,217,575	401,736	55,595	147,771	21,822,683	3,253,959
6	25,475,287	508,416	52,960	105,370	26,142,033	3,966,169
7	22,697,550	916,404	88,200	93,208	23,795,362	3,886,420
八月一日現在						
昭和7年	18,464,331	760,887	167,074	102,599	19,494,891	4,015,303
九月一日現在						
昭和6年	16,609,600	594,164	211,263	101,821	17,516,848	3,532,045
7	14,241,233	641,382	177,667	85,820	15,146,102	3,767,713
十一月一日現在						
昭和1年	4,497,432	130,269	108,909	1,231,161	5,967,771	1,285,781
2	4,296,986	216,030	143,499	1,109,026	5,765,541	1,584,670
3	7,145,531	286,914	112,187	298,510	7,840,192	2,473,593
4	6,712,201	109,419	89,334	1,660,333	7,027,557	3,322,592
5	5,446,777	122,730	35,466	114,218	5,719,241	2,210,287
6	8,641,528	330,166	96,525	72,023	9,140,242	3,362,758
7	8,145,505	504,925	160,978	96,022	8,907,430	* 3,193,036

本表ハ米穀部ノ調査ニ係ルモノニシテ各道府縣ノ報告ニ政府所有米ヲ加ヘタルモノナリ
十一月一日現在ノ内地米在在高ニハ其ノ年生産シタル新米ヲ含マズ
昭和七年十一月一日現在ハ新ニ規定セラレタル農林省令第二十九號ニ基キ調査シタルモノナリ

主要農産物卸賣價格統計 (續)

年 月	臺灣 玄 米 (百斤)							大 麥 (一石)						
	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	橫 濱	全 國 平 均	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	橫 濱	全 國 平 均
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正 11 年	—	—	7.52	—	—	—	7.52	9.05	10.01	10.36	10.32	9.08	8.64	10.01
12	—	—	7.90	—	—	—	7.90	9.50	11.04	11.01	12.12	9.63	9.27	10.03
13	—	—	9.79	—	—	—	9.79	12.06	14.10	13.08	14.27	12.82	11.98	12.90
14	—	—	11.65	—	—	—	11.65	13.19	13.98	14.57	15.28	14.11	13.34	13.64
昭和 1 年	—	—	10.61	—	—	—	10.61	9.80	10.54	11.28	11.91	10.25	9.96	10.48
2	—	—	8.91	—	—	—	8.91	8.63	9.05	10.12	9.53	8.50	9.23	9.25
3	—	—	9.20	—	—	—	9.20	11.55	11.69	11.10	12.21	11.18	11.15	11.30
4	—	—	9.02	—	—	—	9.02	11.58	10.61	—	11.34	11.07	11.00	10.00
5	7.46	7.21	7.33	—	7.54	7.39	7.95	8.65	8.50	—	8.92	8.15	8.40	8.56
6	4.99	5.45	5.06	—	5.16	5.74	5.30	7.11	6.60	—	6.88	6.36	6.61	6.61
昭和 6 年 1 月	5.07	5.48	5.19	—	5.30	5.10	5.37	7.45	7.00	—	7.28	6.26	7.00	6.97
2	5.12	5.45	5.10	—	5.25	5.10	5.25	7.78	7.30	—	7.55	6.43	7.45	7.17
3	5.16	5.48	5.21	—	5.26	5.00	5.31	8.29	6.90	—	7.56	6.87	7.70	7.27
4	5.13	5.48	5.25	—	5.32	5.13	5.31	8.24	7.00	—	7.34	7.05	8.10	7.33
5	5.11	5.40	5.12	—	5.17	5.10	5.21	8.38	7.00	—	7.60	7.10	7.50	7.28
6	4.88	5.33	4.93	—	4.95	4.95	5.09	6.93	6.50	—	7.01	6.02	6.60	6.55
7	5.13	5.46	4.81	—	5.25	6.50	5.40	6.57	6.30	—	6.51	5.38	6.15	6.04
8	5.36	5.60	5.44	—	5.51	6.90	5.78	6.33	6.40	—	6.63	6.26	6.10	6.20
9	5.02	5.41	5.03	—	4.87	5.70	5.24	6.10	6.10	—	6.09	5.52	5.40	5.94
10	4.45	5.10	4.44	—	4.69	5.60	4.86	5.99	6.00	—	6.00	5.59	5.35	5.85
11	4.38	—	4.95	—	4.79	6.00	5.04	6.29	6.15	—	6.17	7.74	5.95	6.21
12	5.12	5.73	5.19	—	5.54	7.80	5.76	7.00	6.50	—	6.82	6.09	6.00	6.48
昭和 7 年 1 月	6.26	6.72	6.45	—	6.57	8.20	6.85	7.71	7.90	—	8.01	6.61	7.40	7.43
2	6.65	7.00	6.73	—	6.83	8.30	7.17	7.98	8.30	—	8.20	6.89	8.10	7.70
3	6.54	7.06	6.70	—	6.73	8.25	7.14	7.32	7.90	—	7.96	6.83	7.20	7.30
4	6.58	7.24	6.72	—	6.83	7.25	6.98	6.67	7.48	—	7.14	6.29	6.20	6.62
5	7.24	7.26	7.06	—	6.98	—	7.15	5.06	6.81	—	6.73	5.40	5.70	6.01
6	6.97	7.20	6.52	—	6.97	8.00	7.18	4.84	7.87	—	6.12	4.85	5.00	5.66
7	6.49	7.00	6.62	—	6.84	7.40	6.98	5.30	7.89	—	5.50	4.99	4.90	5.53
8	6.29	6.68	6.45	—	6.57	7.15	6.75	5.77	8.44	—	5.75	5.16	5.40	5.86
9	6.25	6.62	6.21	—	6.42	7.03	6.64	6.20	8.70	—	6.80	5.84	6.15	6.42
10	5.91	6.30	5.97	—	5.87	6.60	6.35	6.03	8.70	—	6.64	5.74	6.05	6.35
11	6.22	7.94	6.32	—	6.46	6.95	6.87	7.19	9.33	—	6.88	6.38	6.60	6.93
12	7.19	8.35	7.02	—	7.62	7.65	7.66	7.67	10.80	—	7.78	6.86	7.20	7.63

主要農産物卸賣價格統計

年 月	內 地 玄 米 (一石)							朝 鮮 玄 米 (一石)						
	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	橫 濱	全 國 平 均	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	橫 濱	全 國 平 均
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平均	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大正 11 年	35.14	36.59	36.63	36.10	32.19	36.51	34.45	—	—	—	—	—	—	31.59
12	32.76	32.92	33.37	33.38	31.95	33.09	31.64	—	29.33	—	—	—	—	29.33
13	38.58	39.73	39.71	40.13	38.27	38.52	37.64	—	35.35	—	—	—	—	35.35
14	41.65	42.44	42.75	43.13	41.48	41.02	40.61	—	38.89	—	—	—	—	38.89
昭和 1 年	37.36	39.05	38.89	39.19	37.80	36.77	36.81	—	35.54	—	—	—	—	35.54
2	35.44	36.96	36.29	36.12	35.51	35.03	34.40	—	32.10	—	—	—	—	32.10
3	31.36	31.61	30.52	31.00	29.97	30.63	29.51	—	28.60	—	—	—	—	28.60
4	29.33	30.82	30.42	30.67	29.28	29.24	28.41	—	27.98	—	—	—	—	27.98
5	25.89	27.07	26.67	26.45	25.33	24.83	24.93	24.65	24.80	24.67	24.84	24.94	24.84	25.08
6	18.59	19.15	18.65	18.86	18.54	18.60	17.77	17.81	17.08	17.56	17.72	17.42	17.64	17.66
昭和 6 年 1 月	17.98	18.50	17.86	18.13	17.79	17.65	17.04	17.05	15.16	15.99	16.49	16.03	17.00	16.32
2	17.85	19.04	18.17	18.55	17.98	17.95	17.37	17.50	15.79	16.55	16.97	16.32	16.55	16.73
3	18.12	19.25	18.19	18.64	18.08	17.90	17.44	17.61	15.88	16.58	17.07	16.48	16.60	16.88
4	18.40	19.24	18.57	18.65	18.57	17.75	17.48	17.33	15.99	16.61	17.13	16.87	16.75	16.88
5	18.43	19.33	18.66	18.46	18.36	17.85	17.43	17.52	16.33	16.69	16.99	16.64	17.00	16.99
6	18.47	19.39	18.43	18.55	18.16	18.45	17.54	17.59	16.42	16.77	17.10	16.85	17.60	17.17
7	20.07	19.91	19.24	19.11	18.88	19.60	18.63	19.15	18.28	18.30	18.15	18.11	19.00	18.50
8	20.71	20.80	20.32	20.65	19.71	20.40	19.31	19.58	20.25	20.11	20.13	19.41	19.20	19.83
9	19.11	19.17	19.12	19.48	18.77	18.35	18.03	18.25	18.44	18.65	18.83	17.69	17.00	18.29
10	17.64	17.87	18.01	17.90	18.23	17.75	17.09	16.76	16.95	17.16	16.91	—	16.90	17.16
11	17.54	17.71	17.94	17.67	18.08	18.50	17.10	16.61	16.72	17.72	16.72	17.63	17.10	17.45
12	18.71	19.60	19.27	20.52	19.86	21.00	18.72	18.79	18.72	19.59	20.04	19.63	21.00	19.76
昭和 7 年 1 月	21.65	23.90	23.96	23.58	22.99	22.50	21.74	21.50	22.92	22.84	23.15	22.79	22.50	22.74
2	22.51	24.30	24.29	23.94	23.36	22.85	22.38	22.37	23.23	23.09	23.54	23.18	22.50	23.17
3	22.49	24.26	23.87	23.67	23.00	22.50	22.14	22.49	22.75	22.73	23.18	22.70	22.40	22.83
4	21.86	23.93	23.57	23.44	22.57	22.20	21.77	21.76	22.40	22.09	22.43	22.04	21.80	22.18
5	21.85	24.05	24.04	23.69	22.44	21.70	21.77	21.43	22.00	22.35	22.23	21.29	21.30	21.94
6	21.64	23.72	23.33	23.09	22.14	21.50	21.50	21.11	21.42	21.45	21.77	21.05	20.80	21.35
7	21.18	23.46	23.50	23.24	22.33	20.70	21.39	20.81	21.43	21.66	21.83	21.15	19.80	21.29
8	20.45	23.08	22.76	22.93	22.29	20.95	20.61	19.79	20.36	20.78	21.10	20.67	20.40	20.52
9	19.98	23.01	22.38	22.58	22.39	19.85	20.30	19.59	19.90	20.51	20.40	19.89	19.65	20.12
10	18.69	21.74	20.85	21.15	20.59	18.90	19.21	18.48	18.55	19.02	18.65	18.20	18.00	18.75
11	19.55	22.06	20.90	21.69	21.39	21.10	20.40	19.32	21.40	19.14	19.23	19.04	21.40	20.30
12	22.84	24.34	23.07	24.13	23.24	22.90	22.80	23.18	23.20	22.04	23.64	20.96	24.00	23.03

(1) 商工省卸賣物價月報ニ據ル

主要農産物卸賣價格統計 (續)

年 月	甘 藷 (十貫)						馬 鈴 薯 (十貫)					
	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	全 國 平 均	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	全 國 平 均
平均	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
大正 11 年	3.18	2.34	2.61	4.56	3.72	2.56	2.75	2.82	3.09	3.18	3.78	2.46
12	3.46	1.71	2.40	3.46	2.59	2.01	2.56	2.19	2.05	2.28	3.00	1.88
13	3.62	2.51	1.44	5.95	3.78	3.42	3.24	3.03	2.70	3.47	3.77	2.57
14	4.13	2.53	1.86	4.33	3.94	3.04	3.18	2.40	2.00	2.60	2.77	2.09
昭和 1 年	4.44	2.29	1.79	4.72	3.56	2.98	3.00	2.51	2.15	2.18	2.99	2.33
2	3.94	4.97	1.68	5.11	2.71	3.20	3.21	2.82	2.40	2.95	3.14	2.63
3	3.01	1.74	1.31	4.27	3.57	2.63	2.58	2.29	1.88	2.38	2.33	1.58
4	2.73	2.73	1.54	3.87	2.55	2.81	2.61	2.23	1.39	1.78	2.26	1.93
5	2.83	2.75	1.88	3.46	2.56	2.26	2.41	1.72	1.64	1.79	1.98	1.65
6	2.05	1.54	1.06	2.84	2.18	1.69	1.91	1.35	1.73	1.70	1.56	1.36
昭和 6 年 1 月	1.37	1.23	1.20	1.60	1.76	1.14	1.40	1.59	1.78	1.55	1.70	1.34
2	1.56	1.55	1.22	1.70	1.78	1.37	1.53	1.74	1.75	1.60	1.88	1.90
3	1.62	1.64	1.16	1.56	1.93	1.53	1.58	1.70	1.84	1.62	1.76	2.00
4	1.79	1.34	1.12	1.67	2.00	1.38	1.55	1.76	1.84	1.72	2.04	2.00
5	1.99	1.24	1.15	1.74	2.00	1.23	1.57	1.86	2.47	1.77	2.61	1.95
6	2.05	1.31	1.18	1.80	2.00	1.37	1.94	1.55	—	—	1.31	1.00
7	6.10	2.30	—	9.91	—	5.19	4.38	87	—	—	1.22	70
8	2.74	—	—	5.67	5.53	2.88	3.35	80	—	—	74	70
9	1.44	—	—	2.81	2.58	1.32	1.88	87	1.22	—	1.17	90
10	1.28	—	85	2.35	1.53	1.03	1.32	88	1.24	1.52	97	1.00
11	1.29	—	80	1.76	1.30	93	1.16	1.08	—	1.75	1.49	1.30
12	1.41	—	82	1.51	1.58	1.05	1.23	1.48	—	2.10	1.79	1.60
昭和 7 年 1 月	1.52	1.70	98	1.70	1.30	1.12	1.33	1.76	—	2.30	1.90	1.65
2	1.53	1.80	1.28	1.65	1.50	1.30	1.44	1.76	—	2.27	2.01	1.80
3	1.64	1.59	1.30	1.64	1.97	1.66	1.55	1.67	1.72	2.17	1.75	1.80
4	2.01	1.63	1.28	1.86	2.25	1.71	1.63	1.79	1.66	2.05	1.94	1.80
5	2.17	1.42	1.26	2.08	2.00	1.65	1.67	1.76	1.63	1.96	3.34	4.95
6	2.54	1.42	1.20	2.20	2.00	2.00	1.78	1.46	87	—	1.36	1.17
7	3.01	1.45	1.15	8.30	1.32	3.00	2.80	94	76	—	1.23	80
8	2.23	2.16	—	5.32	4.88	1.90	2.71	93	98	—	1.36	96
9	1.50	2.00	—	2.57	2.48	1.20	1.74	1.09	1.08	—	1.59	1.50
10	1.36	1.70	1.07	1.76	1.60	1.05	1.31	1.24	1.18	1.50	1.48	1.80
11	1.34	1.60	1.10	1.75	1.33	1.05	1.29	1.48	1.57	1.60	1.78	1.80
12	1.47	1.63	1.40	1.74	1.25	1.08	1.39	1.51	1.60	1.63	1.73	1.80

主要農産物卸賣價格統計 (續)

年 月	稈 麥 (一石)						小 麥 (1) (百斤)					
	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	全 國 平 均	東 京	大 阪	神 戶	京 都	名 古 屋	全 國 平 均
平均	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
大正 11 年	15.35	13.33	13.70	13.84	12.99	13.01	14.14	17.04	18.47	17.95	18.41	17.57
12	15.57	14.55	15.44	15.47	14.95	12.72	15.09	16.84	18.06	17.18	18.26	17.24
13	21.25	20.31	21.21	21.24	19.37	17.45	20.36	18.80	20.42	19.68	21.25	19.16
14	23.21	21.63	22.94	22.11	20.76	19.51	21.63	23.51	25.35	25.09	24.97	25.83
昭和 1 年	16.75	14.72	15.51	16.26	14.84	14.51	15.45	20.45	21.87	21.57	21.32	20.76
2	15.30	13.74	14.48	15.37	13.00	13.74	14.21	18.12	19.61	19.43	17.94	19.18
3	18.20	16.61	18.14	17.42	15.50	16.20	16.94	18.06	19.60	19.38	17.96	19.06
4	17.64	15.37	17.43	16.64	15.09	16.07	16.38	17.68	18.69	18.49	16.60	18.43
5	14.37	11.78	13.69	13.32	11.74	12.48	13.06	6.05	6.11	6.04	5.40	5.93
6	11.98	11.52	11.03	10.65	9.22	9.48	10.69	4.22	4.33	4.18	4.28	4.03
昭和 6 年 1 月	12.48	9.80	10.66	10.93	9.25	10.40	10.84	4.52	4.66	4.55	4.35	4.66
2	13.00	12.80	12.00	11.75	9.53	10.70	11.51	4.59	4.80	4.65	4.60	4.63
3	13.38	13.10	12.50	12.23	10.35	10.10	11.87	4.61	4.80	4.62	4.60	4.55
4	13.42	13.55	12.56	12.00	10.54	10.50	12.19	4.59	4.82	4.62	4.63	4.30
5	14.05	13.60	13.17	12.28	10.77	10.20	12.44	4.58	4.92	4.76	4.69	4.30
6	11.11	11.30	10.84	10.68	9.49	9.65	10.44	4.21	3.95	4.11	4.27	3.67
7	10.48	10.40	9.58	9.77	8.29	9.70	9.67	3.93	3.80	3.68	3.91	3.73
8	11.26	10.80	10.21	9.84	8.80	9.20	9.94	3.82	3.86	3.64	4.02	3.73
9	10.83	10.20	9.81	9.23	8.65	8.40	9.55	3.72	3.76	3.55	3.92	3.63
10	10.69	10.20	9.87	9.00	7.94	8.00	9.42	3.73	3.76	3.62	3.72	3.66
11	11.15	10.70	10.22	9.53	8.23	8.20	9.75	4.07	4.12	4.04	4.15	4.06
12	11.93	11.80	10.97	10.55	8.79	8.70	10.62	4.32	4.72	4.27	4.47	4.23
昭和 7 年 1 月	13.28	13.10	12.54	12.31	9.34	10.50	11.92	5.07	5.28	5.02	5.04	4.94
2	13.41	13.00	12.48	12.64	9.67	10.30	12.03	5.38	5.32	5.03	5.28	4.90
3	12.75	12.00	11.73	11.85	9.43	10.30	11.47	5.63	5.28	5.04	5.17	5.00
4	11.63	10.50	9.95	11.12	8.70	9.00	10.32	5.28	5.12	4.87	4.89	4.86
5	10.60	9.80	9.56	10.20	7.90	8.25	9.56	5.07	5.10	4.91	4.68	4.79
6	9.59	9.10	8.82	9.14	6.99	7.90	8.91	4.69	4.65	4.50	4.19	4.50
7	10.08	9.40	9.00	9.27	7.41	8.00	8.95	5.12	5.25	4.97	4.47	4.91
8	10.66	9.64	9.20	9.67	7.54	8.90	9.32	6.12	6.27	6.07	5.21	6.04
9	11.07	9.87	10.29	10.44	7.98	8.80	9.87	6.37	6.68	6.45	6.35	6.32
10	11.05	10.20	10.04	10.02	8.09	8.35	9.83	6.38	6.50	6.21	6.00	6.20
11	12.03	11.80	11.09	10.79	8.40	9.40	10.70	6.70	6.80	6.68	6.27	6.53
12	13.05	13.10	12.15	11.87	9.30	9.80	11.82	6.80	7.05	7.11	6.48	6.69

(1) 昭和四年迄ハ石建トス

物價指數及爲替相場

	物 價 指 數				爲 替 相 場	
	卸 賣 物 價 指 數		小 賣 物 價 指 數		(積算王金銀行電信買)	
	商工省 調 査	日 銀 調 査	商工省 調 査	日 銀 調 査	對 米 邦貨百圓 = 付弗	對 英 邦貨百圓 = 付志片
基準年 又ハ平價 平均	大正10年 乃至12年 平均	明治33年 10月	昭和4年 12月16日	大正3年 7月	49弗845	2志0片582
大正11年	98.6	259.1	—	235.9	48 ³ / ₈	2.01 ¹ / ₈
12	99.4	263.5	—	220.9	48 ⁷ / ₈	2.01 ¹ / ₈
13	103.0	273.2	—	220.7	42—	1.10 ¹ / ₈
14	103.7	266.8	—	217.9	40 ³ / ₈	1.08 ¹ / ₈
昭和1	93.2	236.7	—	199.0	46 ⁷ / ₈	1.11 ¹ / ₈
2	88.1	224.6	—	188.5	47 ³ / ₈	1.11 ⁷ / ₈
3	88.2	226.1	—	184.2	46 ¹ / ₂	1.10 ⁷ / ₈
4	85.5	219.8	—	181.4	46 ¹ / ₈	1.10 ¹ / ₈
5	70.0	181.0	91.1	155.1	49 ³ / ₈	2.00 ¹ / ₈
6	59.1	153.0	79.5	135.5	49 ³ / ₈	2.00 ¹ / ₈
6年1月	61.8	158.5	82.5	139.3	49 ³ / ₈	2.00 ³ / ₈
2	61.9	158.0	82.7	139.9	49 ³ / ₈	2.00 ³ / ₈
3	62.2	158.3	82.0	139.3	49 ³ / ₈	2.00 ³ / ₈
4	61.5	157.9	82.8	139.7	49 ³ / ₈	2.00 ³ / ₈
5	59.9	154.0	81.1	138.3	49 ³ / ₈	2.00 ³ / ₈
6	59.2	150.7	78.3	134.0	49 ³ / ₈	2.00 ¹ / ₂
7	59.3	152.9	78.4	133.8	49 ³ / ₈	2.00 ¹ / ₂
8	58.0	151.8	78.9	133.9	49 ³ / ₈	2.00 ³ / ₈
9	56.5	149.6	77.9	133.9	49 ³ / ₈	2.01 ² / ₈
10	55.0	146.9	76.7	129.6	49 ³ / ₈	2.05 ¹ / ₂
11	55.1	147.0	75.6	130.2	49 ³ / ₈	2.00 ⁵ / ₁₀
12	58.1	151.0	77.1	134.6	49 ³ / ₈	2.00 ⁷ / ₁₀
7年1月	62.2	159.5	79.6	138.8	35 ³ / ₈	2.00 ¹ / ₈
2	62.9	161.4	80.1	138.6	34 ¹ / ₈	1.11 ¹ / ₈
3	62.4	158.5	79.7	136.4	32—	1.09 ³ / ₁₀
4	60.2	154.1	78.8	135.0	32 ⁷ / ₄	1.08 ¹ / ₈
5	59.0	150.3	77.5	134.0	31 ⁷ / ₈	1.08 ¹ / ₈
6	58.0	146.4	75.3	131.7	30 ⁷ / ₄	1.07 ⁷ / ₈
7	58.7	147.7	75.5	130.2	27 ³ / ₈	1.06 ¹ / ₂
8	63.6	155.8	76.7	131.7	24 ¹ / ₁₀	1.05—
9	68.1	167.4	80.3	138.0	23 ¹ / ₂	1.04 ¹ / ₄
10	69.4	169.1	81.1	140.0	23 ³ / ₁₀	1.04 ³ / ₈
11	74.1	177.9	83.5	141.6	20 ³ / ₄	1.03 ¹ / ₈
12	77.2	184.6	86.0	146.0	—	—

米及生絲相場

年 次	米		生 絲
	東京深川	大阪堂島	横 濱
平均	(一石建)	(一石建)	(百斤建)
大 正 11 年	35.14	—	1,904
12	32.53	—	2,008
13	38.66	—	1,783
14	41.67	—	1,957
昭 和 1 年	37.85	—	1,585
2	35.26	—	1,375
3	31.03	29.85	1,321
4	29.07	29.62	1,310
5	25.60	25.55	775
6	18.47	18.06	593
昭 和 6 年 1 月	17.65	17.47	708
2	17.68	18.17	684
3	18.00	17.83	606
4	18.21	17.96	597
5	18.25	17.98	531
6	18.28	17.78	527
7	19.96	18.61	585
8	20.58	19.72	577
9	19.20	18.68	573
10	17.50	17.28	548
11	17.42	17.26	556
12	18.92	17.94	567
昭 和 7 年 1 月	21.75	23.98	672
2	22.43	23.26	653
3	22.49	23.45	618
4	21.81	23.01	534
5	21.93	23.28	473
6	21.76	22.86	463
7	21.28	22.95	542
8	20.28	22.20	763
9	19.81	21.85	937
10	18.38	19.53	890
11	19.25	19.87	910
12	22.91	21.39	922

正米相場ハ米穀部米穀課ノ調査ニシテ生絲相場ハ蠶絲局ノ調査ニ據ル
 横濱生絲相場ノ銘柄ハ昭和六年迄ハ最優格ナリシガ昭和七年一月ヨリ D 格トナリタルヲ以テ相場ニ多少ノ(約二十圓見當)開ヲ見タリ

世界ニ於ケル主要農産物生産統計 (續)

國名	1929-30年		1930-31年		1931-32年	
	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高
米						
亞細亞洲**	千ヘクタール 51,896.0	千キントナル 809,879.0	千ヘクタール 53,820.0	千キントナル 865,900.0	千ヘクタール —	千キントナル —
日 本	3,184.1	107,692.8	3,212.6	120,936.0	3,221.9	99,511.0
朝鮮	1,618.6	24,778.0	1,606.0	34,811.0	—	23,774.0
臺灣	567.9	11,719.6	614.0	13,332.0	—	14,135.0
滿洲	200.2	2,931.0	206.5	3,122.0	—	—
英領印度(1)	32,568.2	487,110.6	33,178.1	503,806.0	—	512,756.0
英領馬來	263.5	2,639.7	—	—	—	—
英領ボルネオ(2)	31.9	252.8	24.0	—	—	—
錫蘭	339.0	3,084.5	—	—	—	—
プロキ	—	—	—	—	—	—
蘭領東印度	3,423.4	50,679.3	3,563.3	53,805.5	—	51,300.0
佛領印度	19.4	257.7	—	—	—	—
印度支那	5,621.0	59,484.0	5,800.0	58,711.0	—	—
比 律 賓	1,812.8	22,463.5	—	20,398.4	—	—
セラワ	237.0	1,290.0	—	—	—	—
暹 羅	2,444.8	39,058.3	2,909.5	48,647.0	—	—
土耳其(歐亞)	17.4	401.9	27.6	238.0	—	—
歐羅巴洲**	210.0	10,215.0	219.0	1,006.3	—	9,300.0
勃 牙 利	8.7	195.2	6.8	166.1	—	132.2
伊 太 利	137.1	6,737.0	146.0	6,501.2	—	6,313.0
葡 萄 牙	13.9	224.3	14.8	247.4	—	—
西 班 牙	48.3	3,036.7	48.6	3,126.3	—	2,662.0
ソ 聯 邦(歐亞)	197.8	—	—	—	—	—
亞米利加洲**	1,670.0	22,220.0	1,668.0	23,042.0	—	—
ボ リ ビ ア	—	—	—	—	—	—
伯 刺 西 爾	—	9,565.0	—	—	—	—
英領ギアナ	25.7	707.3	24.4	652.8	—	—
コロンビア	—	—	—	—	—	—
秘 西 哥	35.3	672.8	37.6	736.7	—	—
秘 魯	47.5	1,041.7	—	—	—	—
サルバドル	—	110.0	—	—	—	—
スリナム	—	236.0	—	208.0	—	250.0
北米合衆國	351.3	8,259.1	388.1	9,042.0	—	9,188.0
亞弗利加洲**	901.0	13,720.0	900.0	14,600.0	—	—
白領コンゴ	57.7	651.1	—	—	—	—
埃 及	132.5	4,160.4	145.2	4,504.9	—	—
佛領西印度加	121.6	2,404.5	158.6	1,421.8	—	—
マダガスカル	559.6	6,150.0	547.8	6,573.6	—	7,750.0
シエラレオン	120.0	2,590.0	120.0	2,740.0	—	—
太洋洲**	13.0	627.0	14.0	—	—	—
濠 太 利	8.0	497.9	—	—	—	—
フィジ島(2)	4.9	129.5	—	—	—	—
世界總計**	54,900.0	859,100.0	56,600.0	914,000.0	—	—

註 年産額十萬キントナル以上ノモノ、ミヲ掲上ス **推計數字トス 亞細亞洲ノ推計中ニハ支那大部分及ベルシヤヲ含マズ (1)土人國分ヲ含マズ (2)歐人農場ノモノ、ミヲ含ム

世界ニ於ケル主要農産物生産統計 (1)

國名	1929年 *(1929-30)		1930年 *(1930-31)		1931年 *(1931-32)	
	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高
小 麥						
亞細亞洲**	千ヘクタール 13,864.0	千キントナル 99,467.0	千ヘクタール 19,200.0	千キントナル 164,200.0	千ヘクタール —	千キントナル 153,000.0
日 本	490.9	8,299.6	487.4	8,039.1	498.0	8,408.0
朝鮮	353.7	2,264.3	343.2	2,445.4	—	2,436.0
滿洲	1,297.2	13,022.0	1,381.2	13,567.0	—	—
英領印度	12,938.8	87,288.6	12,809.7	106,370.0	13,023.0	93,974.0
支那(滿洲)	1,385.0	13,017.6	1,381.0	13,841.0	—	15,892.0
シリア、レバノン	402.8	4,583.6	472.0	5,050.0	472.0	3,791.0
土耳其(歐亞)	2,406.6	27,188.7	2,587.3	24,231.1	—	—
歐羅巴洲**	28,359.0	394,572.0	29,825.0	370,991.0	—	392,301.0
地 利	208.5	3,145.9	205.5	3,268.0	205.0	2,554.0
白 耳 義	144.2	3,599.4	166.3	3,602.3	154.0	3,761.0
勃 牙 利	1,077.2	9,034.2	1,216.4	15,599.4	1,199.0	16,655.0
チエコスロバキア	816.3	14,397.7	795.1	13,772.9	828.0	11,222.0
丁 抹	105.0	3,203.7	100.8	2,780.3	105.0	2,700.0
佛 蘭 西	5,397.0	91,786.0	5,374.1	62,080.7	5,057.0	73,383.0
獨 逸	1,600.4	33,492.5	1,781.2	37,889.0	2,167.0	42,333.0
英 吉 利	560.3	13,548.9	568.4	11,499.0	506.0	10,281.0
希 臘	500.7	3,111.8	565.0	2,642.0	562.0	3,320.0
洪 牙 利	1,500.5	20,407.9	1,694.5	22,953.4	1,623.0	19,745.0
伊 太 利	4,772.9	70,795.1	4,822.7	57,172.5	4,887.0	67,477.0
リ ス ア ニ ア	197.6	2,539.0	213.0	3,082.7	194.0	2,270.0
波 蘭	1,427.0	17,924.8	1,645.5	22,404.5	1,819.0	22,649.0
葡 萄 牙	435.1	2,943.2	447.0	3,760.5	514.0	3,538.0
ルーマニア	2,737.1	27,148.5	3,055.9	35,590.4	3,466.0	36,322.0
西 班 牙	4,298.7	41,979.1	4,505.7	39,925.6	4,551.0	36,585.0
瑞 典	232.3	5,174.1	261.6	5,843.0	276.0	4,912.0
ユーゴスラビア	1,109.0	25,854.6	2,123.1	21,861.5	2,141.0	26,886.0
ソ 聯 邦(歐亞)	29,723.5	191,286.8	33,910.1	295,000.0	37,655.0	—
亞米利加洲**	43,555.0	44,389.0	44,739.0	426,213.0	—	40,497.0
* 亞 爾 然 丁	6,436.0	44,246.3	8,613.0	63,218.0	6,999.0	61,487.0
加 奈 陀	10,220.2	82,878.2	10,075.7	114,490.0	10,568.0	82,776.0
* 智 利	697.9	9,125.3	651.4	5,767.0	—	6,197.0
墨 西 哥	523.4	3,084.5	492.2	3,115.2	—	4,294.0
* 北米合衆國	24,873.9	220,225.3	24,742.0	233,557.0	22,237.0	242,840.0
* ソ 聯 邦	443.9	3,580.8	349.8	2,005.0	—	3,200.0
亞弗利加洲**	4,607.0	37,187.0	4,780.0	31,600.0	—	35,800.0
ア ル ジ ェ リ ア	1,535.9	9,064.7	1,629.6	8,828.6	1,473.0	6,981.0
埃 及	653.4	12,309.2	615.8	10,819.2	667.0	12,539.0
佛領モロッコ	1,218.3	8,644.8	1,196.5	5,797.6	1,003.0	8,079.0
チ ュ ニ ス	700.8	3,350.0	778.0	2,830.0	800.0	3,800.0
* 南阿 聯 邦	381.2	3,031.8	460.0	2,771.0	697.0	3,843.0
太洋洲**	6,156.0	36,503.0	7,468.0	60,105.0	—	49,441.0
* 濠 太 利	6,063.7	34,532.9	7,369.9	58,042.4	5,661.0	47,628.0
世界總計**	126,270.0	1,124,700.0	139,920.0	1,348,000.0	—	—

(1) 萬國農事協會統計年鑑ニ據リ歐羅巴ノ計ハソ 聯 邦ノ分ヲ含マズ 註 年産額二百五十萬キントナル以上ノモノ、ミヲ掲上ス **推計數字トス 亞細亞洲ノ分ニハ支那ノ大部分及ベルシヤヲ含マズ

世界ニ於ケル主要農産物生産統計 (續)

國名	1929年		1930年		1931年	
	生産	高	生産	高	生産	高
繭						
亞細亞洲	1,915.0	402,158.0	1,852.0	420,911.0	1,882.0	391,900.0
日 本	1,795.6	382,849.5	1,736.9	399,233.2	1,690.5	364,021.7
朝鮮	87.3	15,453.1	94.0	17,698.0	94.9	18,432.1
キプロス	1.3	232.8	1.0	237.3	0.1	192.1
印度支那	—	5,119.5	—	5,191.5	—	—
シリア、リバノン	30.4	3,530.6	30.0	3,650.0	22.5	276.0
土耳其(歐亞)	14.7	1,800.0	14.0	1,600.9	12.0	1,330.7
歐羅巴洲	349.0	63,975.0	343.0	61,944.0	250.0	40,340.0
佛 牙 利	12.6	2,378.6	13.1	2,265.5	6.3	1,109.6
希臘	12.1	2,535.9	12.3	1,803.2	5.6	996.7
希 太 利	19.5	2,527.0	20.8	1,883.9	18.3	1,690.5
伊 太 利	3.6	524.0	4.8	772.1	3.7	494.4
ルーマニア	275.9	53,348.8	268.2	52,734.1	198.7	34,458.5
西 班 牙	4.9	524.0	4.7	500.0	2.6	243.0
ユーゴスラビア	8.6	860.7	5.7	710.0	4.5	526.4
ソ連邦(歐亞)	10.8	1,258.1	14.0	1,272.3	8.6	777.6
亞米利加洲	139.3	15,000.0	146.0	20,000.0	161.8	20,000.0
伯 刺 西 爾	—	200.0	—	250.0	—	—
亞 利 加 洲	—	200.0	—	250.0	—	—
亞 利 加 洲	—	8.9	—	5.8	—	—
世界總計	2,264.0	466,133.0	2,205.0	482,855.0	2,291.0	452,200.0
生 絲						
亞細亞洲	54,100	52,250	51,800	51,800	51,800	51,800
日 本	42,346	42,619	43,500	43,500	43,500	43,500
朝鮮	1,400	1,610	—	—	—	—
英領印度**	208	104	64	64	64	64
支 那**	9,491	7,398	6,134	6,134	6,134	6,134
波 斯**	230	178	—	—	—	—
シリア、キプロス	290	245	—	—	—	—
土耳其(歐亞)	135	95	—	—	—	—
歐羅巴洲	5,660	5,650	3,800	3,800	3,800	3,800
佛 牙 利	195	140	—	—	—	—
希臘	175	175	—	—	—	—
希 太 利	4,326	4,882	3,133	3,133	3,133	3,133
伊 太 利	1,250	1,670	—	—	—	—
ルーマニア	—	—	—	—	—	—
世界總計	61,000	59,600	57,200	57,200	57,200	57,200
人 造 絹 絲						
日 本	12,247	16,329	20,550	20,550	20,550	20,550
白 耳 義	7,300	5,300	4,500	4,500	4,500	4,500
佛 蘭 西	22,400	25,000	20,190	20,190	20,190	20,190
獨 逸	26,500	27,000	27,758	27,758	27,758	27,758
英 吉 利	26,800	22,510	24,544	24,544	24,544	24,544
伊 太 利	32,342	30,139	34,585	34,585	34,585	34,585
和 蘭	5,500	4,200	4,470	4,470	4,470	4,470
瑞 士	49,895	49,895	65,273	65,273	65,273	65,273
北米合衆國	9,500	7,890	8,480	8,480	8,480	8,480
世界總計	209,560	199,850	221,620	221,620	221,620	221,620

註 繭ハ萬國農事協會統計年鑑、生絲及人造絹絲ハ國際聯盟統計年鑑ニ據ル
年産繭ニツキテハ十萬疋以上、生絲ニツキテハ百種以上、人造絹絲ニツキ
テハ五千噸以上ノモノ、ミヲ揚上ス **ハ輸出額推計トス 1)ハ推計トス

世界ニ於ケル主要農産物生産統計 (續)

國名	1929年 *(1929-30)		1930年 *(1930-31)		1931年 *(1931-32)	
	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高	作付面積	收穫高
棉 花						
亞細亞洲**	13,090.0	14,150.0	12,500.0	15,400.0	—	11,900.0
英領印度	10,490.1	9,298.6	9,510.0	9,271.0	—	7,261.0
支 那	2,222.0	4,250.0	2,304.0	5,326.0	—	4,009.0
歐羅巴洲**	40.0	61.0	50.0	71.0	—	—
ソ 聯 邦	1,061.3	2,954.0	1,566.2	3,353.0	—	—
亞米利加洲**	19,671.0	35,050.0	19,448.0	32,617.0	—	—
伯 刺 西 爾	581.0	1,267.3	581.0	997.0	—	—
北米合衆國	18,532.0	32,149.6	18,247.9	30,206.9	—	36,681.0
亞非利加洲	1,560.0	4,700.0	1,800.0	4,540.0	—	—
埃 及	773.6	3,832.4	874.8	3,631.0	—	2,788.0
大洋洲**	—	25.0	20.0	30.0	—	—
世界總計**	35,440.0	56,340.0	35,400.0	56,000.0	—	587,000.0

註 年産額百萬キントル以上ノモノ、ミヲ揚上セリ **推計數字トス

世界ニ於ケル主要農産物生産統計 (續)

國名	1928年			1929年			1930年		
	生産高	生産高	生産高	生産高	生産高	生産高	生産高	生産高	
羊 毛									
亞細亞洲	123.7	115.6	—	434.2	432.7	461.7	—	—	
アフガニスタン**	6.8	6.8	6.8	152.0	141.1	149.2	—	—	
英領印度*	25.6	22.9	13.8	13.9	14.1	14.3	—	—	
支 那*	42.2	36.9	24.3	8.9	9.2	9.5	—	—	
イ ラ ク**	7.6	8.4	—	14.1	12.3	12.1	—	—	
波 斯**	22.1	22.6	—	6.8	6.8	6.8	—	—	
土 耳 其(歐亞)**	14.6	12.6	10.1	169.1	173.9	192.9	—	—	
歐羅巴洲	234.5	229.7	223.0	63.0	63.0	69.9	—	—	
佛 牙 利	9.6	9.6	8.9	—	—	—	—	—	
佛 蘭 西	21.4	20.9	20.5	171.3	188.8	175.0	—	—	
獨 逸	15.3	14.5	14.7	16.7	21.4	22.3	—	—	
英 吉 利	56.1	55.3	54.7	5.8	5.9	4.4	—	—	
希 臘	6.3	5.5	—	9.3	10.8	9.0	—	—	
伊 太 利	5.9	5.9	5.5	129.3	140.2	131.5	—	—	
愛 蘭 自 由 國	6.8	7.0	6.7	—	—	—	—	—	
伊 太 利	14.5	14.0	—	562.6	548.8	517.7	—	—	
ルーマニア	25.6	24.8	23.8	439.2	425.3	396.9	—	—	
ユーゴスラビア	12.7	13.2	13.4	123.4	123.4	120.7	—	—	
ソ連邦(歐亞)	163.1	171.6	136.3	—	—	—	—	—	
世界總計	1,689.4	1,687.2	1,600.0	—	—	—	—	—	

註 國際聯盟統計年鑑ニ據ル 年産額五千噸以上ノモノ、ミヲ揚上ス
*輸出額トス **推計數字トス

主要農産物國際貿易統計 (續)

國名	1929年		1930年		1931年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
米						
亞細亞洲	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル
日本	430.1	12,869.5	828.4	9,961.9	1,990.0	16,750.0
朝鮮	4,627.9	987.7	3,646.0	780.8	12,280.0	90.0
臺灣	3,251.7	841.0	2,337.4	112.3	4,120.0	20.0
英領印度	3,022.1	286.6	134.3	287.8	21,950.0	170.0
英領馬來	141.4	744.3	212.4	605.7	1,770.0	7,040.0
錫蘭	486.2	131.3	3.7	29.7	—	—
支那	20,561.9	7,981.6	2,120.4	8,132.9	—	—
印度支那	2,376.5	361.1	3.7	188.4	—	—
蘭領印度	6.3	4,765.5	—	4,704.2	—	—
比律賓	17.2	6,542.7	16.6	12,024.8	—	—
暹羅	167.8	0.0	97.2	0.0	8,930.0	—
歐羅巴洲	13,145.2	0.2	10,154.1	0.0	—	—
希臘	14.8	2.1	13.4	0.8	—	—
土耳其	103.2	7,350.2	60.1	6,278.4	—	—
羅馬尼亞	3.6	1,053.3	2.4	109.9	—	—
南斯拉夫	10,383.9	—	9,343.0	—	11,900.0	—
北亞非利加洲	5,597.0	12,817.0	5,387.0	11,556.0	—	—
埃及	0.0	483.9	0.0	444.3	—	—
利比亞	5.4	326.9	0.3	366.5	—	—
蘇丹	982.5	2,349.4	862.3	2,156.7	430.0	3,080.0
埃塞俄比亞	1,160.5	1,406.1	722.6	1,442.2	620.0	4,060.0
索馬里	0.2	1,577.2	0.2	1,054.2	—	—
意大利	118.3	1,209.5	98.4	1,162.4	—	—
希臘	604.5	145.0	723.1	31.1	1,510.0	—
南斯拉夫	1,349.6	107.2	1,415.7	30.0	—	—
波蘭	19.7	1,428.0	4.3	1,384.2	1,130.0	2,250.0
捷克斯拉夫	894.3	223.7	918.6	232.1	—	—
西班牙	29.5	563.3	56.8	533.6	—	—
葡萄牙	0.6	0.0	2.7	0.0	—	—
英國	390.9	0.0	565.2	0.0	380.0	—
法國	3.4	162.7	4.4	409.0	—	—
德國	3.4	306.1	4.4	163.7	—	—
蘇聯	2,765.0	4,015.0	2,334.0	3,937.0	—	—
亞爾及利亞	334.0	1,881.0	747.0	1,994.0	—	—
突尼斯	1.7	661.2	1.2	720.5	—	—
摩洛哥	—	2,085.7	—	—	—	—
北非合衆國	—	842.3	—	959.8	—	—
亞非利加洲	2,683.1	159.4	2,341.8	128.8	950.0	120.0
埃及	956.0	3,161.0	721.0	3,232.0	—	—
蘇丹	776.6	163.1	550.9	116.0	310.0	360.0
埃塞俄比亞	0.0	376.4	0.0	528.2	—	—
索馬里	0.2	550.7	0.2	519.1	—	—
大洋洲	48.0	651.0	43.0	622.0	—	—
世界總計	69,155.0	68,456.0	69,230.0	68,459.0	—	—

一六五

註 輸出又ハ輸入ノ年額五十万キントルヲ超ユルモノ、ミヲ掲上ス
a ハ玄米 b ハ白米トス

主要農産物國際貿易統計 1)

國名	1929年		1930年		1931年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
小 麥						
亞細亞洲	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル
日本	1,435.0	20,257.0	3,621.0	8,820.0	—	—
朝鮮	63.8	7,398.9	66.6	4,843.4	—	—
臺灣	690.8	7,321.6	2,492.6	2,001.2	230.0	7,220.0
英領印度	484.9	3,424.0	12.0	1,669.9	10.0	2,490.0
英領馬來	3.6	1,238.7	79.0	6.0	—	—
歐羅巴洲	15,352.0	160,407.0	16,314.0	139,953.0	—	—
希臘	10.4	2,344.9	74.6	2,546.5	—	—
土耳其	361.7	11,780.4	202.8	12,071.4	1,760.0	3,020.0
羅馬尼亞	29.5	1,665.9	26.8	2,913.9	—	—
南斯拉夫	34.9	3,037.2	36.8	1,381.1	—	—
意大利	7.1	14,119.7	4,461.3	10,361.9	10.0	3,910.0
希臘	3,117.4	21,408.3	224.5	11,971.9	2,890.0	23,660.0
土耳其	498.4	56,780.1	615.2	53,227.6	—	—
羅馬尼亞	0.0	5,979.1	0.2	5,746.7	—	—
南斯拉夫	4,846.1	0.2	3,470.9	0.2	3,620.0	—
意大利	10.6	2,979.8	7.6	2,700.7	—	—
希臘	1.8	17,648.4	10.5	19,347.5	—	—
羅馬尼亞	88.9	6,547.1	99.4	7,079.0	—	—
南斯拉夫	0.0	1,196.3	0.0	1,206.2	—	—
意大利	0.0	1,477.6	0.0	1,476.0	—	—
希臘	83.9	391.4	3,370.1	3.0	10,760.0	—
羅馬尼亞	6.4	3,433.6	2.1	53.9	—	—
南斯拉夫	706.1	2,744.6	110.1	1,754.6	—	—
意大利	29.3	4,667.3	26.8	4,798.4	—	—
希臘	5,540.1	0.8	0.3	2,524.1	3,090.0	5,580.0
羅馬尼亞	0.0	213.9	25,309.4	68.9	24,990.0	—
亞米利加洲	81,981.0	5,428.0	80,456.0	6,197.0	—	—
北南	67,112.0	8,951.0	22,955.0	7,938.0	—	—
亞爾及利亞	66,133.4	0.4	22,133.9	0.8	36,390.0	—
突尼斯	—	7,462.0	—	6,482.4	—	—
摩洛哥	57,411.0	487.8	56,544.3	49.2	53,020.0	7,960.0
北非合衆國	24,569.7	3,966.9	23,912.1	5,434.6	21,860.0	4,270.0
亞非利加洲	4,181.0	2,893.0	4,467.0	976.0	—	—
埃及	1,093.6	555.8	2,875.6	65.8	1,170.0	1,120.0
蘇丹	1,272.0	38.3	323.2	30.4	—	—
埃塞俄比亞	1,691.7	98.2	1,095.5	79.3	1,820.0	—
索馬里	2.2	1,683.2	0.0	519.5	—	—
大洋洲	20,502.0	134.0	14,593.0	95.0	—	—
澳大利亞	20,402.2	0.0	14,592.8	0.3	32,450.0	—
世界總計	190,563.0	198,284.0	167,715.0	164,048.0	—	—

一六四

註 (1) 萬國農事協會統計年鑑及獨逸統計年鑑ニ據ル
輸出又ハ輸入ノ年額百万キントルヲ超ユルモノ、ミヲ掲上ス

主要農産物國際貿易統計 (續)

國名	1929年		1930年		1931年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
棉						
亞細亞洲	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル
日領支那	8,510.0	8,410.0	8,887.0	8,457.0	—	—
英領印度	340.0	6,544.2	346.6	5,849.8	—	6,430.0
支那	7,153.3	298.6	7,392.8	376.5	5,800.0	820.0
支那	570.5	1,520.3	499.1	2,089.6	480.0	2,770.0
花						
歐羅巴洲	1,538.0	22,703.0	1,561.0	20,630.0	—	—
白耳義	51.2	912.0	46.8	834.5	—	1,000.0
チエコスロバキア	2.9	1,192.9	1.2	1,094.1	—	920.0
佛蘭西	252.7	3,821.6	297.9	3,890.1	260.0	2,470.0
獨逸	840.6	3,988.4	866.9	3,745.6	770.0	3,450.0
英吉利	354.9	6,984.3	330.8	5,489.3	—	4,790.0
伊太利	2.3	2,444.8	2.8	2,047.4	—	1,710.0
波蘭	—	612.5	—	562.0	—	540.0
西班牙	25.4	787.9	11.1	996.9	—	970.0
ソ聯邦(歐亞)	24.6	1,150.3	101.3	578.8	—	540.0
亞米利加洲	18,320.0	1,638.0	15,941.0	1,042.0	—	—
加奈陀	1,206.0	49.0	1,240.0	29.0	—	—
加奈陀	0.0	618.2	0.0	455.0	—	470.0
北米合衆國	18,092.2	1,014.4	15,849.6	584.7	16,630.0	230.0
秘魯	454.1	0.0	635.1	0.0	470.0	—
亞非利加洲	4,458.0	9.0	3,571.0	14.0	—	—
埃及	3,425.8	0.0	2,663.3	0.0	3,320.0	—
大洋洲	9.0	10.0	9.0	5.0	—	—
世界總計	34,066.0	33,969.0	31,310.0	30,756.0	—	—

註 五千萬キントル以上ノモノノミヲ掲ス

主要農産物國際貿易統計 (續)

國名	1929年		1930年		1931年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
砂						
亞細亞洲	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル	千キントル
日領支那	42,099.0	33,739.0	40,813.0	32,173.0	—	—
臺灣	2,205.9	9,748.7	2,448.8	9,934.2	1,920.0	9,930.0
英領印度	7,458.4	35.8	7,478.2	36.8	8,070.0	—
英領馬來	479.1	9,389.0	489.8	9,201.8	—	6,290.0
支那	200.6	1,174.2	147.5	1,162.3	—	1,030.0
南印度	6.0	8,700.0	2.3	7,366.8	—	6,460.0
比律賓	24,320.0	34.7	22,398.6	33.1	15,780.0	—
比律賓	6,958.7	19.4	7,439.8	9.5	7,530.0	—
歐羅巴洲	19,156.0	38,972.0	20,829.0	35,520.0	—	—
奧地利	6.2	1,119.3	5.1	813.1	—	380.0
白耳義	1,165.9	806.4	717.3	679.2	520.0	480.0
チエコスロバキア	5,404.0	1.0	5,188.8	30.2	4,520.0	—
芬蘭	—	919.4	—	1,219.4	—	700.0
佛蘭西	3,007.0	5,102.3	2,801.1	4,106.4	2,700.0	3,380.0
獨逸	2,199.5	279.7	2,979.8	171.2	3,540.0	130.0
英吉利	1,726.9	21,365.0	2,880.8	19,423.4	1,000.0	18,630.0
伊太利	1,214.3	7.8	1,068.5	6.6	520.0	—
和蘭	1,122.8	1,719.7	973.5	1,808.8	340.0	1,150.0
波蘭	1.1	759.4	1.7	841.7	—	820.0
瑞典	2,978.4	100.6	3,949.7	108.7	3,460.0	—
ソ聯邦	0.5	1,438.5	0.8	853.1	—	840.0
亞米利加洲	1,267.5	364.0	1,618.7	3,108.6	3,200.0	0.0
北南	61,260.0	64,035.0	45,025.0	53,755.0	—	—
英領ギブナ	5,913.0	2,212.0	6,334.0	1,854.0	—	—
加奈陀	129.4	4,313.5	99.0	4,291.2	—	4,840.0
智利	1.4	1,525.6	1.3	1,146.4	—	1,030.0
智チ	50,293.8	0.7	31,006.5	0.0	27,190.0	—
キューバ	1,020.6	3.2	1,163.8	1.7	1,210.0	—
ドミニカ	3,209.4	0.0	3,388.1	0.0	—	—
秘魯	3,625.9	1.0	3,381.9	0.9	3,300.0	—
ポルトリコ	4,603.0	1.3	7,341.2	1.1	—	—
北米合衆國	1,007.9	59,272.3	781.0	49,094.8	480.0	28,700.0
亞非利加洲	5,424.0	4,744.0	4,901.0	4,976.0	—	—
埃及	65.8	979.5	46.7	1,301.4	—	40.0
佛領モロッコ	—	1,313.2	—	1,260.9	—	—
モーリス	2,778.4	0.0	1,855.4	0.1	—	—
南阿聯邦	1,073.5	179.8	1,638.4	91.7	1,660.0	—
大洋洲	10,715.0	758.0	10,728.0	928.0	—	—
濠洲	1,963.1	0.2	1,914.5	0.0	2,020.0	—
ハワイ	8,005.2	16.3	7,876.9	25.9	—	—
世界總計	145,835.0	144,824.0	129,649.0	132,315.0	—	—

註 輸出又ハ輸入年額百萬キントル以上ノモノ、ミヲ掲ス

主要農産物國際貿易統計 (續)

國名	1929年		1930年		1931年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
生 絲						
亞細亞洲	—	28,000	—	32,000	—	—
日本	345,750	15,514	282,831	18,530	333,560	28,600
朝鮮	12,435	—	15,314	—	26,800	—
英領印度支那	2,117	11,455	1,070	11,169	—	6,230
支那	94,910	—	73,991	—	81,000	—
土耳其(歐亞)	3,018	352	1,863	167	—	—
歐洲	1,047	7	366	3	—	—
白耳義	72,000	110,000	72,000	86,000	—	—
佛蘭西	1,797	2	1,212	2	—	—
獨逸	4,904	57,474	3,256	47,945	10,780	36,180
英吉利	491	24,058	478	16,281	—	11,990
希臘	46	6,369	0	6,083	—	11,360
意大利	1,128	6	437	15	—	—
瑞士	60,194	11,934	64,670	8,223	57,420	4,260
聯邦(歐亞)	225	4,865	63	3,477	—	10,250
亞米利加洲	1,542	1,040	1,750	597	—	—
加拿大	5,000	402,000	6,000	343,000	—	—
北米合衆國	—	7,133	—	8,168	—	10,250
亞非利加洲	5,066	394,932	6,406	334,447	—	372,020
世界總計	0	1,000	0	1,000	—	—
541,000	542,000	458,000	463,000	—	—	—
人 造 絹 絲						
日本	—	231	—	384	—	525
英領印度支那	—	3,335	—	3,230	—	3,649
白耳義	—	8,736	—	7,530	—	7,943
佛蘭西	3,218	653	3,049	802	2,776	683
獨逸	1,151	4,631	779	4,571	1,166	4,889
希臘	—	554	—	771	—	715
意大利	6,688	594	8,131	1,250	8,374	1,256
瑞士	8,994	9,632	6,962	11,675	5,985	11,405
聯邦(歐亞)	4,416	756	3,946	241	4,144	627
亞米利加洲	211	1,102	204	1,531	104	1,579
加拿大	19,726	987	20,083	1,269	22,491	1,381
北米合衆國	8,848	1,442	9,216	1,041	10,069	1,028
亞非利加洲	—	723	—	966	—	853
世界總計	—	3,666	—	4,647	—	3,383
歐洲	—	1,050	—	1,161	—	1,465
白耳義	3,927	1,523	4,261	1,892	4,512	2,462
佛蘭西	—	607	—	999	—	1,070
獨逸	1,370	1,149	1,444	1,438	937	2,249
希臘	—	1,149	—	1,079	—	1,074
意大利	—	1,008	—	1,027	—	808
瑞士	100	9,318	100	2,882	142	1,712

一六九

註 人造絹絲ハ獨逸統計年鑑ニ據ル 輸出又ハ輸入年額千キントル以上ノモノ、ミヲ揭上ス 白耳義ニハルクセンブルグノ分ヲ、波蘭ニハダンチウヒノ分ヲ含ム

主要農産物國際貿易統計 (續)

國名	1929年		1930年		1931年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
羊 毛						
亞細亞洲	722.0	630.0	420.0	608.0	—	—
日本	—	485.8	—	520.0	—	860.0
英領印度支那	304.2	118.5	170.1	65.6	180.0	—
支那	227.6	2.0	118.1	1.0	140.0	—
歐洲	2,593.0	10,002.0	2,096.0	9,665.0	—	—
白耳義	40.0	750.8	43.4	714.6	50.0	600.0
佛蘭西	122.0	18.7	106.3	23.1	100.0	20.0
獨逸	9.3	154.8	3.9	136.2	—	150.0
希臘	4.5	36.1	4.0	35.4	—	30.0
意大利	279.4	2,499.5	229.4	2,480.8	250.0	2,040.0
瑞士	64.5	1,517.5	38.2	1,438.6	70.0	1,330.0
聯邦(歐亞)	79.6	172.8	58.6	126.9	60.0	140.0
亞米利加洲	1,364.6	3,077.4	1,212.2	3,021.4	70.0	2,680.0
北南	370.4	614.3	243.5	527.0	90.0	—
亞非利加洲	10.7	490.0	8.6	437.0	—	420.0
歐洲	18.4	55.4	11.0	55.4	—	50.0
波蘭	3.7	110.1	1.2	120.8	—	140.0
聯邦(歐亞)	0.4	48.7	0.3	26.2	—	20.0
世界總計	0.5	{ 187.6 }	0.0	{ 199.5 }	—	210.0
歐洲	—	{ 204.4 }	—	{ 127.4 }	—	100.0
亞米利加洲	40.0	1,331.0	29.0	790.0	—	—
北南	2,026.0	0.0	2,353.0	—	—	—
亞非利加洲	1,202.0	—	1,264.2	—	1,300.0	—
歐洲	87.6	1.5	86.0	0.5	110.0	—
亞非利加洲	106.4	2.5	95.5	2.0	100.0	—
北米合衆國	12.0	1,272.4	9.2	742.1	—	710.0
歐洲	486.8	—	759.5	—	630.0	—
亞非利加洲	24.0	—	23.6	—	30.0	—
亞非利加洲	1,471.0	27.0	1,368.0	16.0	—	—
南阿聯邦	1,270.7	3.2	1,218.6	1.1	1,050.0	—
歐洲	30.5	—	28.9	—	20.0	—
大洋洲	4,536.0	18.0	4,759.0	11.0	—	—
濠洲	3,264.8	16.6	3,657.5	10.4	3,490.0	—
歐洲	204.1	0.7	206.0	0.5	200.0	—
新西蘭	899.8	0.2	699.5	0.1	750.0	—
歐洲	166.0	0.1	195.1	0.0	210.0	—
世界總計	11,389.0	12,406.0	11,025.0	11,421.0	—	—

註 五十万キントル以上ノモノノミヲ掲記セリ a ハ未洗毛 b ハ洗毛トス

一六八

世界ニ於ケル主要農産物卸賣價格 (續)

	砂糖			棉花						羊毛				
	ス ラ バ ヤ	ロ ン ド ン	ニ ヨ ー ク	ニ ア ム ス ト ル	ア レ キ サ	ボ ン ベ イ	ロ ン ド ン	リ ア プ ル	リ ン グ ミ ド	サ リ デ ス	機 織 ロ ー プ	ル ヴ ア ー ル	ロ ン ド ン	ポ ス ト ン
	優 二 五 等 號	分 九 六 密 糖 度	グ ラ ニ ュ	ミ ン ド リ グ	サ リ デ ス ク ラ	機 織 ロ ー プ チ	米 棉 ミ ド	サ リ デ ス	機 織 ロ ー プ チ	ボ ン ラ ン	三 六 %	ウ イ ア ル	上 並 並	ア グ リ ゼ ン
1913年平均	21.52	6.13	12.68	20	32	349	7.01	9.91	6.42	1,743.85	215	33.90		
1927	—	—	17.25	32	349	9.54	16.84	8.26	—	—	—	—	—	
1928	14.61	5.60	19.44	37	365	10.92	19.27	9.22	1,817.00	—	2	37.00	—	
1929	13.66	5.10	18.59	32	338	10.29	17.01	8.37	1,399.00	—	1	31.40	—	
1930	9.60	4.70	13.16	24	227	7.49	12.05	5.26	836.00	—	1	20.50	—	
1931	8.04	4.40	8.32	14	181	5.07	7.77	4.12	594.00	—	0	13.80	—	
1931年 1月	8.87	4.30	9.88	14	181	5.48	8.25	4.07	590.00	—	0	12.50	—	
2	8.57	4.50	10.64	17	212	5.95	9.60	4.59	635.00	—	0	12.90	—	
3	8.52	4.30	10.56	17.68	207	5.99	9.66	4.56	680.00	—	0	13.90	—	
4	8.46	4.40	9.99	15.78	193	5.63	8.75	4.31	690.00	—	0	14.50	—	
5	8.30	4.30	9.12	14.95	175	5.21	8.18	4.03	680.00	—	0	14.50	—	
6	8.05	4.40	8.91	13.47	175	4.93	7.71	4.00	650.00	—	0	14.50	—	
7	8.12	4.60	9.09	13.76	177	5.06	7.68	4.16	590.00	—	0	14.50	—	
8	8.05	4.40	6.99	10.84	147	3.90	5.99	3.19	530.00	—	0	14.50	—	
9	7.91	4.50	6.22	11.14	152	3.72	5.73	3.00	500.00	—	0	14.40	—	
10	7.67	—	6.05	12.85	170	4.72	7.16	4.12	550.00	—	0	—	—	
11	7.40	4.40	6.28	13.17	186	4.97	7.42	4.54	550.00	—	0	13.30	—	
12	6.87	4.20	6.16	12.60	196	5.25	7.16	4.83	480.00	—	0	12.80	—	
1932年 1月	6.75	4.10	6.59	13.01	207	5.44	7.26	5.31	490.00	—	0	10.90	—	
2	6.55	4.10	6.71	13.92	229	5.73	7.59	5.47	480.00	—	0	10.50	—	
3	6.46	4.00	6.80	12.94	214	5.47	7.42	5.09	480.00	—	0	10.50	—	
4	6.44	3.90	6.08	11.65	182	4.86	6.59	4.46	450.00	—	0	10.50	—	
5	6.39	3.70	5.74	10.66	168	4.52	6.09	4.00	—	—	0	10.50	—	
6	6.25	3.70	5.15	10.51	156	4.23	5.87	3.77	—	—	0	10.50	—	
7	6.16	4.00	5.77	12.74	169	4.68	6.79	4.24	—	—	0	10.50	—	
8	6.17	4.10	7.12	14.91	214	5.60	7.92	5.16	—	—	0	10.50	—	
9	6.16	4.20	7.63	16.51	227	6.13	8.67	5.69	—	—	0	10.50	—	
10	6.17	4.10	6.50	14.47	208	5.59	7.99	5.10	—	—	0	10.50	—	
11	—	—	6.16	13.92	210	5.51	7.75	5.09	—	—	0	—	—	

註 棉花ハ萬國農事協會統計年鑑ニ據リ、砂糖及羊毛ハ國勢統計協會月報ニ據ル

1) 1924年 年平均

世界ニ於ケル主要農産物卸賣價格

	小麦										米		
	ウ イ ニ グ	シ カ ゴ	ベ ノ ス	ア イ レ ス	リ ア プ ル	ロ ン ド ン	ペ ル リ ン	バ リ	ミ ラ ン	東 京	ロ ン ド ン	ラ グ ー ン	
	一 マ ニ ト 等 バ	ニ ウ イ ハ ン ド	バ イ ッ タ	三 マ ニ ト 等 バ	ニ ウ イ ハ ン ド	プ レ ー ト	濠 洲 産	國 産	國 産	國 産	國 産	ニ ビ ル マ	ビ ニ ル マ
1913年平均	88	90	10	12	15	15	19	27	28	21	31	32	
1927	148	137	12	11	11	15	26	163	140	35	43	52	
1928	135	131	11	10	10	14	23	161	134	30	38	46	
1929	133	122	10	10	10	14	22	151	131	29	37	45	
1930	95	96	9	9	10	14	25	148	127	25	30	39	
1931	58	66	6	6	7	10	24	172	100	18	21	24	
1931年 1月	53	79	6	6	7	11	25	173	104	17	20	26	
2	59	79	6	6	7	11	27	176	107	17	20	26	
3	56	79	6	6	7	11	28	181	104	18	21	26	
4	59	82	6	6	7	11	28	185	106	18	21	25	
5	60	83	6	6	7	11	28	185	112	18	21	26	
6	61	75	6	6	7	11	27	188	100	18	21	27	
7	57	52	5	5	6	11	24	168	90	19	20	23	
8	55	50	5	5	6	11	21	162	88	20	20	27	
9	53	50	5	5	6	11	21	166	94	19	20	27	
10	60	52	7	7	8	11	21	162	94	17	20	27	
11	66	61	7	7	8	11	22	161	100	17	20	26	
12	60	56	6	6	7	11	21	163	103	18	20	26	
1932年 1月	60	57	6	6	7	11	22	167	110	21	25	26	
2	63	59	6	6	7	11	24	171	115	22	25	21	
3	63	55	6	6	7	11	24	173	118	22	25	32	
4	61	56	6	6	7	11	26	170	118	21	25	30	
5	63	56	7	7	8	11	27	175	120	21	25	29	
6	55	51	6	6	7	11	25	170	112	21	25	27	
7	54	49	6	6	7	11	23	160	98	21	25	26	
8	55	53	7	7	8	11	21	124	98	20	25	26	
9	51	53	7	7	8	11	20	117	104	19	25	26	
10	48	49	6	6	7	11	19	114	105	18	25	24	
11	46	45	6	6	7	11	19	112	109	19	25	22	

註 萬國農事協會統計年鑑ニ據ル